

平 成 1 8 年 度

事 業 報 告 書

第 3 期事業年度

自 平成18年 4 月 1 日

至 平成19年 3 月31日

国立大学法人 東 京 芸 術 大 学

国立大学法人東京芸術大学事業報告書

「国立大学法人東京芸術大学の概略」

1. 目標

- 東京芸術大学は、唯一の国立総合芸術大学として百年以上に亘り世界的な芸術家を輩出し、我が国の芸術の指導的役割を果たしてきた。こうした伝統や遺産を継承しつつ、創立以来の自由と創造の精神を発展させ、優れた芸術家、研究者、教育者を養成することを目標とする。
- 東京芸術大学は、芸術文化立国・日本の核として芸術文化の教育研究を多方面から行いつつ日本の芸術文化の独自性を深めるとともに、多様な世界の芸術文化と交流しあう国際的な拠点づくりを実現する。
- 東京芸術大学は、大学院教育の充実・拡充に焦点をあて大学の組織を整備し、芸術表現の新たな研究領域や分野に積極的に取り組み、映像・演劇・舞踊・メディア芸術などについても積極的に対応し、芸術を広く時代に関わっていく表現者、研究者の育成普及をめざす。
- 東京芸術大学は、情感の豊さや精神の深さを育む芸術環境の重要性を認識し、社会における芸術の必要性を発信するとともに、抽象的に語られやすい芸術の特異性を科学的な視点から明確化し、その普遍性を具体的な形で社会に位置づけていくことをめざす。

2. 業務

I 全体的な状況

本学は、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来120年間、我が国の芸術教育研究の中核として、古来からの伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家を輩出してきた。彼ら芸術家は一方で優れた芸術性を発表する傍ら中等から高等に亘る教育者として文化芸術の継承と発展に寄与してきた。総じて我が国の文化土壌の醸成、情操と創造性ある社会の形成と、国際親善及び国際交流にも大きな貢献をしてきた。

これらの貢献は、一に優れた芸術家を教育、育成することで果たし得てきたが、今日における大学の貢献は、多くの市民に対して身近に文化芸術の教育、啓蒙の直接的関与の担い手として役割を果たすべき時代であり、本学は教育研究と同様、社

会貢献を重要な柱として位置付け、社会に開かれた大学として様々な取組を行っている。

本学は、教育研究の成果、すなわち教員、学生の創作や演奏等の研鑽の成果を、展覧会や演奏会等の方法により、社会に積極的に公開している。また、本学の教員は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家でもあって、その研究成果の発表が、学内外において継続的・積極的に行われていることは言うまでもないが、これらは本学の社会貢献活動であると同時に、我が国における文化芸術の普及活動でもある。

また、本学における教育（人材養成機能）は、正規の課程に在籍する学生を対象とするのが基本であるが、生涯学習への対応や多様な学習要望等に応ずる観点から、正規学生以外の社会の幅広い層を対象とした芸術教育についても、我が国唯一の国立芸術大学として積極的に取り組むべき使命・課題と認識している。

これらの使命、取組が、ひいては本学の教育研究にも還元され、学外・学内各々の文化芸術振興と教育研究のさらなる向上に資するものと確信している。

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律148号）に謳われているとおり、文化芸術は、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持つものであり、国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

本学は、文化芸術の担い手として、「広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究」（学則第1条）を行うことを目的とし、創造力と感性豊かな人間性とを兼ね備えた人材の育成をするとともに、文化芸術の普及発展に努めてきた。

そもそも文化とは、人間の営みの上で、社会に活力をもたらし、潤いを与え、人間形成に大きく寄与し、社会に拠り所を与え、社会の地位を高め、社会に誇りを与えるものである。そして、こうした文化の役割を根元的に支えるものの1つである芸術も又、社会との関わり無しには存在しえない。すなわち、芸術は本質的に社会との相互関係、相互作用をその中に持っているのである。

従って、芸術の教育研究を行うことは、例えば、芸術作品や演奏が常に社会からの批評に晒されるなど必然的に社会との関わりの上に成り立つものであり、社会から全く離れた芸術教育研究は想像することすら難しい。

本学は、このような常に社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教員・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えている。

こうした観点から、本学では、次のような社会と接点を有する活動を積極的に推進してきている。

- ①展覧会や演奏会等による、教育研究成果、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開

②国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動

例えば、大学美術館で行う、有料の年2回の芸大コレクション展と年4回の企画展並びに各科の作品発表展や教員の退任記念展など多数の無料展覧会、年間100回以上開催される奏楽堂での演奏会・公開試験等、学内外での展示・依頼演奏、公開講座、取手アートプロジェクトを始めとする地域での活動など、各種の活動をとおして社会との多様な接点を多く持ち、本学の教育研究成果を社会に発信するとともに、多くの市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備に努めている。

また、これらの活動内容や本学が行う共同研究・受託研究等の研究テーマ等が示すように、常に本学は伝統文化の維持・継承や新しい文化の創造の上に文化芸術振興に努めている。

さらに、文化芸術振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されることを目指して文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならないという観点から、国内外の芸術家との交流や協働についても積極的に推進している。

例えば、平成19年10月に迎える創立120周年を記念して実施している日中韓三ヶ国の国立映画教育機関による短編映画共同制作は、人材育成面での国際化という効果はもちろんのこと、その作品をそれぞれの国での上映や放送メディアを通じて、広く相互の国民に鑑賞してもらい相互理解に資するとともに、映画祭等への出品によって世界にアジアの若者の文化・思想を理解してもらうことを目的としている。

このような、常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を、学長のリーダーシップの下でより明確にし、着実に具現化していくために、平成19年1月に「東京藝術大学アクションプラン 一世に「ときめき」を一」をとりまとめ、平成19年に行う（又は検討すべき）重点事項として整理し、学内外に発表した。また、理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より役員会の下に「社会連携センター」として整備し、社会貢献活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を強化できるよう体制を強化したところである。

平成19年は創立120周年の記念すべき年であると同時に、国立大学法人としての第1期中期計画の後半期に入る年でもあり、本学は、学長のアクションプランの下に、芸術をもって社会に貢献し続けることが本学のミッションであることをこれまで以上に自覚して、今後も教育研究、並びに社会連携活動を推進していく。

II 大学の教育研究等の質の向上

1. 教育方法等の改善

本学は、総合的芸術大学を目指して法人化前より映像・舞台芸術分野の教育研究組織を設置することを検討してきた。このうち、映像分野の教育研究組織として、大学院映像研究科修士課程映画専攻の設置計画が認められ、平成17年4月に開設し、引き続き映像研究科の組織整備充実に努めているところである。平成18年4月に設置した同研究科修士課程の第2の専攻であるメディア映像専攻においては、外部資金を原資とする講座（寄附講座）も設置し、コンテンツ産業を担う人材育成について、（株）電通と連携・協力を行っている。また、平成19年4月には同研究科に博士後期課程を設置することが認められたところである。現在、修士課程の第3の専攻としてアニメーション専攻の設置に関し、検討を行っている。なお、同研究科では、組織にこそ時限を付してはいないが、組織が常に活性化するように教員の任期を三年として可能な限り人材を流動化することとしている。

また、音楽学部音楽環境創造科の年次進行による大学院開設を機に、音楽研究科音楽学専攻を音楽環境創造科大学院相当研究分野も含め再編成し音楽文化学専攻として、平成18年4月に改組した。

2. 学生支援の充実

本学では、成績優秀者を顕彰するために、安宅賞をはじめ、24の学内奨学金を設けている。また、優秀な成績を得て卒業・修了する者に対して、買上作品、サロン・ド・プランタン賞、芸大デザイン賞、アカンサス音楽賞を授与等している。これら各賞の平成18年度の受賞者は、164人である。また、奏楽堂での新卒業生紹介演奏会は、毎年各科の首席卒業者が出演する演奏会として、成績優秀者を顕彰している。その他、大学の所在する台東区から台東区長賞、取手市から取手市長賞として、優秀な学生が表彰されている。

これらの顕彰の受賞は、学生の学習意欲の向上に資するものであると同時に、国内外で活躍する卒業生が、芸術家、作家、演奏家としてのプロフィールの一事項として記載していることから、学生の芸術家、作家、演奏家としてのキャリア形成に十分な価値を持つものとして、広く認識されているとすることができる。

さらに、平成18年度からの新たな取組として、学生の制作活動の一端を学外に発信することを目的とする全学生を対象とした作品コンペを実施し、受賞者及び入選者の作品については、「藝大アートプラザ大賞入賞作品展」を開催(2/20-4/22)し、藝大アートプラザで展示・販売した。また、平成17年度に第1回を実施した「奏楽堂企画学内募集」についても第2回を実施し、平成19年3月17日に最優秀企画の「《想像作曲法》伊東光介の世界」を開催した。これらの新たな取組についても、顕彰制度と同様に、学生のキャリア形成の一端を担うことが期待できるものである。

また、平成18年度の学長裁量経費を配分し、保健管理センター改修工事を行い、

メンタルカウンセリングの来訪者のための入口を別にするなど、プライバシーが保てる診療室等を整備したことが、学生の厚生補導の充実面では、特筆される。

3. 研究活動の推進

本学では、学長裁量経費を活用し、中期計画中に「芸術分野（美術・音楽）における評価・分析方法について調査検討し、評価基準の試案を策定する。」ことを目指しているが、平成18年度では美術分野での評価についてのワークショップ「芸術系大学・学部の評価のあり方ー評価の視点、尺度を考えるー」を行った。

本学は、毎年国際的な研究活動として国際交流展を開催しているが、今年は特に次の展示に力を入れて行った。

- ・エルンスト・バルラハ展：日独共同プロジェクトによる、ドイツ表現主義を代表する彫刻家の世界で初めての大規模な回顧展。
- ・ルーヴル美術館展：ルーヴル美術館所蔵の古代ギリシア美術およびその模刻を通じて、紀元前5世紀および4世紀のアテネを中心とするギリシア古典期の人々の日常生活から精神世界までを、可能な限り今日の日本において考察する試み。

上記2交流展とも単なる名品展ではなく、日独、日仏バイリンガルのカタログを編集し、両国の複数の研究者が対等の立場から論文を執筆・掲載した。

また、アラン・パスキエ氏（ルーヴル美術館 古代ギリシア・エトルリア・ローマ美術部門 部長）の講演会を「ギリシア陶器の絵物語ールーヴルのコレクションからー」というテーマで学内において6月17日に行った。

また、音楽面でも毎年「芸大の響き（作曲家シリーズ）」、「和楽の美」などユニークな活動を行っているが、本年は特に、森鷗外が翻訳した唯一のオペラであるグルックの「オルフェウス」公演（大正3年7月2日に上演される予定が、第一次世界大戦勃発等の事情により幻の舞台となったものを平成17年9月19日に本学奏楽堂で上演したもの）を完全収録したDVDを制作し、（株）紀伊國屋書店より発売された。

産学協同研究としては、ホルベイン工業株式会社と共同で行ってきた新しい油絵具の開発が終了し、平成19年5月に発売の運びとなった。これは、油絵具の原点にまで遡った上で、日本人の感性にあった油絵具を開発したものである。

学外連携・研究協力課では、研究助成情報をホームページで紹介しているが、加えて新着情報の度に学内一斉メールによる配信を行い、教員の積極的な応募を促している。

4. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

本学は常に社会に開かれた大学として、展覧会や演奏会等による教育研究成果、

すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開や、国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動に加えて、様々な受託研究、受託事業を行っている。それに応じるための組織としては各部局及び学外連携・研究協力課が担当していたが、一元的に対応できる組織として平成19年4月より社会連携センターを開設し、より一層の社会連携・地域貢献を図ることとした。(学外連携・研究協力課は社会連携推進課として改組し、センターの運営事務を担当することとした。)

社会連携・地域連携の実績としては、キャンパスが所在する台東区、取手市、横浜市、足立区を始め、その周辺地域を中心に様々な日本の諸地域において、文化芸術向上、生涯学習に資する芸術教育提供・支援、芸術鑑賞提供・支援等が挙げられる。特に、平成18年9月の音楽学部千住校地開設に伴い、足立区と連携した、シンポジウム、演奏会、展覧会、文化講座等の実施だけでなく、区内の教員のリカレント教育、モニュメントの制作、デザインプロジェクトなど幅広い貢献活動を開始した。

また、平成18年度の公開講座は、全36講座(美術学部31、音楽学部3、芸術情報センター2)を開講し、延べ開講日数272日、受講者数892名であった。本学の公開講座は、実際に制作を行うこと、演奏することを主としており、本学が持っている専門的・総合的芸術教育機能を活用し、広く社会に学習の機会を提供するものとなっている。

III 業務運営の改善及び効率化

○常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を、学長のリーダーシップの下でより明確にし、着実に具現化していくために、平成19年1月に「平成19年 東京藝術大学アクションプラン 一世に「ときめき」を一」をとりまとめ、平成19年に行う(又は検討すべき)重点事項として、学内外に発表した。

○理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より「社会連携センター」として整備し、社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を行えるよう体制を強化した。

○平成18年2月に受託事業制度を設け、本学の教育研究成果の社会への還元という観点での機能を強化した。

この制度は、経営協議会での意見を受けて、検討・制度化したもので、本学の業務運営上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められるとともに、国内外における芸術文化振興や社会への貢献に資することができる事業(但し、「受託研究」にあたるものを除く。)について、外部から委託

を受けて行う制度である。平成18年度においては、16件実施した。

IV 財務内容の改善

○平成18年度より、東京芸術大学、東京国立博物館、国立西洋美術館の3機関では、事務の効率化・合理化を図るため、連携して消耗品の共同調達を実施している。

（平成18年度は、コピー用紙とトイレットペーパーの2品目）

これにより、コピー用紙はA3・235箱が195箱に、A4・1,164箱が1,311箱に、B4・136箱が173箱に、B5・46箱が52箱に前年度から増減しているが、合計で490千円の節減が図れた。

トイレットペーパーは、数量が19,044個から19,930個に増加したが27千円の増加で抑えられた。なお、トイレットペーパーについては、本学の場合、展覧会・演奏会の来場者に左右される。（本年は、大学美術館の入場者数が「ルーヴル美術館展」「NHK日曜美術館30年展」等の開催により、前年度に比べて約23万人増となっている。）

19年度には新たに廃棄物処理業務請負についても共同契約を行うこととした。また、コピー用紙については、19年度より複数年契約（3年）を実施することとして、一層の抑制に努めている。

○自己収入拡充方策の一つとして、学内に設置されている自動販売機について、設置場所に係る貸付料方式から、民間で通常行われている手数料方式に平成17年度より変更した。これにより、利益を増やしたほか、毎月の電気料の徴収に係る検針、請求書発行や毎年度の貸付許可に係る事務が毎月の売上手数料の収入事務のみとなり、事務量も軽減する効果を上げた。この取組については、平成18年11月10日付けの（独）国立大学財務・経営センターメールマガジンにおいても、良い取組事例として採り上げられている。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

○美術学部では、各科・専攻の教育理念や特徴、実際の教育課程がどのように展開しているか等を社会に分かりやすく伝えるために、（仮）「芸術と教育－美術学部教育の現在」と題したプロジェクトを学長裁量経費（教育研究改革・改善プロジェクト経費）により実施した。

本プロジェクトは、各科・専攻の授業風景・学期末講評会のビデオ取材、学部長が各科・専攻ごとに行った教員との対談などを基に、美術学部及び美術研究科の教育現場の実像を明らかにしようとするプロジェクトであり、本学の自己点検・評価の新しい形での取組である。報告書はDVD版と冊子版をそれぞれを平成19年度に発行することとしている。

3. 事務所等の所在地

本部事務所

東京都台東区

千住キャンパス

東京都足立区

取手キャンパス

茨城県取手市

横浜キャンパス

神奈川県横浜市

4. 資本金の状況

56,399,708,886円（全額 政府出資）

5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事4人、監事2人。任期は国立大学法人法第15条の規定、東京芸術大学学長の任期に関する規則及び東京芸術大学理事に関する規則の定めるところによる。

役職	氏 名	就任年月日	主な経歴
学長	宮田 亮平	平成17年12月21日 ～ 平成22年3月31日	昭和59年4月 東京芸術大学採用 平成2年4月 東京芸術大学助教授 平成9年4月 東京芸術大学教授 平成13年4月 東京芸術大学美術学部長 平成16年4月 東京芸術大学理事
理事	渡邊 健二	平成17年12月21日 ～ 平成20年12月20日	昭和63年1月 東京芸術大学採用 平成16年4月 東京芸術大学教授 平成16年5月 東京芸術大学音楽学部副学部長 平成16年7月 東京芸術大学芸術情報センター長
理事	田淵 俊夫	平成17年12月21日 ～ 平成20年12月20日	昭和45年12月 愛知県立芸術大学採用 昭和60年7月 東京芸術大学採用 平成7年4月 東京芸術大学教授
理事	堀江 振一郎	平成19年1月15日 ～ 平成20年12月20日	昭和53年4月 文部省採用 昭和55年11月 ユネスコ・バンコク事務所 (～56年11月) 昭和61年1月 青森県教育庁文化課長(～63年1月) 平成2年5月 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官 平成5年5月 文部省学術国際局研究協力室長 平成7年4月 文部省学術国際局企画官 (ユネスコ担当) 平成9年7月 文部省教育助成局海外子女教育課長 平成10年4月 国際交流基金人物交流部長 平成12年4月 宮内庁東宮侍従
理事	玉井 賢二	平成17年12月21日 ～ 平成20年12月20日	昭和31年4月 日本放送協会採用 昭和58年7月 日本放送協会報道局社会部長 昭和62年7月 日本放送協会報道局長 平成元年6月 (株)NHKネットワーク社長 平成3年6月 (株)NHKアート社長 平成10年6月 (株)NHKアート顧問 平成10年11月 (株)メディアパークつくば常務取締役 平成14年1月 (財)文化財保護振興財団参与 平成15年4月 (財)文化財保護振興財団専務理事 平成16年4月 東京芸術大学経営協議会委員 (～平成17年12月20日まで)
			昭和44年4月 東京大学採用 昭和45年4月 東京大学助教授

監事	中島 尚正	平成18年4月1日 ～ 平成20年3月31日	昭和58年4月 東京大学教授 平成10年4月 東京大学工学系研究科長、工学部長 平成13年4月 放送大学教授 平成16年4月 放送大学副学長 平成17年10月 独立行政法人産業技術総合研究所理事
監事	竹内 雄也	平成16年4月1日 ～ 平成18年3月31日	昭和38年4月 名古屋国税局採用 平成4年6月 熊本国税局長 平成5年6月 熊本国税局退職 平成5年7月 年金福祉事業団理事 平成11年6月 (株)ロッテ専務取締役 平成15年9月 (株)ロッテ専務取締役退任 平成15年10月 税理士

6. 職員の状況

教員 1,073人（うち常勤234人、非常勤839人）
職員 192人（うち常勤108人、非常勤84人）

7. 学部等の構成

学部	美術学部 附属古美術研究施設，附属写真センター 音楽学部 大学別科，附属音楽高等学校
研究科	美術研究科 音楽研究科 映像研究科
附置研究所	該当なし
学内共同利用施設	附属図書館，大学美術館 言語・音声トレーニングセンター 演奏芸術センター，芸術情報センター 藝大アートプラザ，保健管理センター

8. 学生の状況

総学生数	3,463人
学部学生	2,072人
修士課程	881人
博士課程	254人
別科学生	40人
その他	92人
附属高校生徒	124人

9. 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

10. 主務大臣

文部科学大臣

1 1 . 沿革

本学は、昭和24年5月教育制度の改革によって、東京美術学校及び東京音楽学校を包括し、これを母体として新たな性格をもった4年制の美術及び音楽の2学部からなる大学として設置された。設置後の概要は次のとおりである。

昭和25年4月1日	音楽学部には邦楽科が増設。
昭和26年4月1日	東京美術学校附属工芸技術講習所を廃止し、美術学部工芸科に工芸計画部門が増設。
昭和26年4月5日	別科（音楽）を設置。
昭和27年3月31日	東京美術学校及び東京音楽学校を廃止。
昭和29年4月1日	美術専攻科及び音楽専攻科（1年制）を設置。
昭和29年4月1日	音楽学部附属音楽高等学校を神田駿河台に設置。
昭和34年4月1日	美術専攻科及び音楽専攻科とも2年制となる。
昭和35年9月13日	美術学部附属奈良研究室を開設。
昭和38年4月1日	大学院（修士課程）美術研究科及び音楽研究科が設置され、これに伴い専攻科が廃止された。
昭和40年4月1日	奈良に新たに美術学部附属古美術研究施設を設置。（附属奈良研究室は廃止）
昭和45年4月17日	芸術資料館を設置。
昭和48年4月12日	保健管理センターを設置。
昭和50年4月1日	美術学部工芸科を改組し、工芸科とデザイン科を設置。
昭和50年4月1日	言語・音声トレーニングセンターを設置。
昭和51年5月10日	美術学部附属写真センターを設置。
昭和52年4月1日	大学院博士課程美術研究科及び音楽研究科（修士課程と博士後期課程に区分する）を設置。
昭和57年8月3日	那須高原研修施設を設置。
昭和62年3月27日	取手校地取得。（164,401m ² ）
昭和63年4月1日	留学生センターを大学の内部組織として設置。
平成3年10月1日	取手校地を開設。
平成5年7月30日	取手校地短期宿泊施設を設置。
平成6年8月31日	取手校地に芸術資料館取手館を竣工。
平成7年4月1日	大学院（修士課程・博士後期課程）美術研究科に、独立専攻として文化財保存学専攻を設置。 音楽学部附属音楽高等学校を上野校地に移転。
平成8年3月25日	松戸に国際交流会館を設置。
平成9年4月1日	演奏芸術センターを設置。 学生部に入学主幹を設置。
平成10年3月	奏楽堂竣工。
平成10年4月	大学美術館を設置。（芸術資料館の転換）
平成11年4月	美術学部の既設学科を改組し、先端芸術表現科を取手校地に

	設置。
平成11年10月	大学美術館開館。
平成12年4月1日	情報処理センター（芸術情報センター）を設置。
平成13年4月	副学長の設置。
	事務局・学生部事務一元化。
平成14年4月	取手校地に附属図書館取手分室を設置。
	音楽学部の既設学科を改組し、音楽環境創造科を取手校地に設置。
平成15年4月	大学院美術研究科（修士課程）に先端芸術表現専攻を設置。
平成16年4月1日	国立大学法人法の制定及び国立学校設置法の廃止により、これまで国の機関の一部であった本学は、法人格を取得し「国立大学法人東京芸術大学」となり、同時に東京芸術大学を設置した。
平成17年4月1日	横浜校地を開設。
	大学院映像研究科（修士課程）映画専攻を設置。
平成18年4月1日	大学院映像研究科（修士課程）にメディア映像専攻を設置。
平成18年4月1日	大学院音楽研究科（修士課程）音楽学専攻を改組し、音楽文化学専攻を設置。
平成18年9月1日	千住校地を開設。
	音楽学部音楽環境創造科を千住校地に移転。

12. 経営協議会・教育研究評議会

○ 経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏 名	現 職
宮田 亮平	学長
堀江 振一郎	理事
玉井 賢二	理事
六角 鬼丈	美術学部長
川井 學	音楽学部長
石田 義雄	東日本旅客鉄道（株）取締役副会長
海老沢 敏	新国立劇場運営財団オペラ研修所長
佐々木 正峰	（独）国立科学博物館長
高階 秀爾	大原美術館長
中村 胤夫	（株）三越相談役 日本百貨店協会会長
根本 二郎	日本郵船名誉会長 日本経済団体連合会名誉会長
末永 壽男	会計課長

○ 教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏 名	現 職
宮田 亮平	学長
渡邊 健二	理事
田淵 俊夫	理事
六角 鬼丈	美術学部長
川井 學	音楽学部長
藤幡 正樹	大学院映像研究科長
土田 英三郎	附属図書館長
増村 紀一郎	大学美術館長
金 昌国	演奏芸術センター長
手塚 雄二	美術学部教授
木戸 修	美術学部教授
池田 政治	美術学部教授

植田 克己	音楽学部教授
佐野 靖	音楽学部教授
檜山 哲彦	音楽学部教授
堀江 振一郎	事務局長

「事業の実施状況」

以下、別添資料に関しては、「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の該当する頁を参照のこと。

I. 大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況

- (1) 教育の成果に関する実施状況 ----- 別添資料37頁参照
- (2) 教育内容等に関する実施状況 ----- 別添資料43頁参照
- (3) 教育の実施体制等に関する実施状況 ----- 別添資料46頁参照
- (4) 学生への支援に関する実施状況 ----- 別添資料49頁参照

2. 研究に関する実施状況

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況 ----- 別添資料51頁参照
- (2) 研究実施体制等の整備に関する実施状況 ----- 別添資料53頁参照

3. その他に関する実施状況

- (1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況 ----- 別添資料56頁参照
- (2) 附属病院に関する実施状況 ----- 別添資料59頁参照
- (3) 附属学校に関する実施状況 ----- 別添資料60頁参照

II. 業務運営の改善及び効率化

- 1. 運営体制の改善に関する実施状況 ----- 別添資料7頁参照
- 2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況 ----- 別添資料11頁参照
- 3. 人事の適正化に関する実施状況 ----- 別添資料13頁参照
- 4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況 ----- 別添資料17頁参照

III. 財務内容の改善に関する実施状況

- 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況 ---- 別添資料21頁参照
- 2. 経費の抑制に関する実施状況 ----- 別添資料24頁参照
- 3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況 ----- 別添資料26頁参照

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する実施状況

- 1. 評価の充実に関する実施状況 ----- 別添資料28頁参照
- 2. 情報公開等の推進に関する実施状況 ----- 別添資料30頁参照

V. その他業務運営に関する実施状況

- 1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況 ----- 別添資料33頁参照
- 2. 安全管理に関する実施状況 ----- 別添資料34頁参照

VI. 予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
収入			
運営費交付金	5,181	5,487	306
施設整備費補助金	602	307	△294
施設整備資金貸付金償還時補助金	—	—	—
補助金等収入	10	15	6
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26	26	—
自己収入	2,133	2,162	29
授業料、入学金及び検定料収入	2,005	1,968	△36
財産処分収入	—	—	—
雑収入	128	193	65
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	78	527	449
長期借入金収入	—	—	—
目的積立金取崩	30	—	△30
計	8,060	8,527	466
支出			
業務費	6,230	6,324	95
教育研究経費	6,230	6,324	95
一般管理費	1,114	894	△219
施設整備費	628	333	△294
補助金等	10	15	6
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	78	397	319
長期借入金償還金	—	—	—
計	8,060	7,966	△93

2. 人件費

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
人件費（退職手当は除く）	4,873	4,877	5

3. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
費用の部			
経常費用	7,283	7,752	469
業務費	6,764	7,203	440
教育研究経費	1,363	1,604	241
受託研究経費等	18	265	247
役員人件費	78	77	△0
教員人件費	4,110	4,132	23
職員人件費	1,195	1,123	△71
一般管理費	412	324	△87
財務費用	—	32	32
減価償却費	107	192	84
臨時損失	—	1	1
収益の部			
経常収益	7,253	7,810	557
運営費交付金収益	4,887	4,998	110
授業料収益	1,589	1,557	△31
入学金収益	261	259	△1
検定料収益	155	141	△13
補助金等収益	53	117	64
受託研究等収益	18	282	264
寄附金収益	53	128	75
財務収益	1	4	3
雑益	128	189	61
資産見返運営費交付金等戻入	71	89	18
資産見返寄附金戻入	13	17	4
資産見返物品受贈額戻入	23	25	2
臨時利益	—	0	0
純利益	△30	56	86
目的積立金取崩益	30	—	△30
総利益	—	56	56

4. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
資金支出	10,271	9,848	△422
業務活動による支出	7,223	7,235	12
投資活動による支出	929	1,524	595
財務活動による支出	—	73	73
翌年度への繰越金	2,119	1,014	△1,104
資金収入	10,271	9,848	△422
業務活動による収入	7,378	7,772	395
運営費交付金による収入	5,152	5,151	—
授業料・入学金及び検定料による収入	2,010	1,966	△42
受託研究等収入	18	169	151
補助金等収入	10	15	6
寄附金収入	60	248	187
その他の収入	128	220	92
投資活動による収入	628	458	△169
施設費による収入	628	333	△294
その他の収入	—	124	124
財務活動による収入	—	—	—
前年度よりの繰越金	2,265	1,616	△648

VII. 短期借入金の限度額

該当なし

VIII. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX. 剰余金の使途

該当なし

X. その他

1. 施設・設備に関する状況

施設・設備の内容	支出額（百万円）	財 源
・アスベスト対策事業 ・（上野）校舎等改修（音楽） ・小規模改修	総額 3 3 4	施設整備費補助金 （3 0 8 百万円） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 （2 6 百万円）

2. 人事に関する状況

・国立大学法人会計基準に対応し，財務会計業務の強化を図るため，簿記の資格を有するなど簿記会計能力の高い者を採用し，適切に配置した。また，「事務職員の研修計画」の「職種別研修，専門性研修」として，給与実務担当者研修，長期給付実務研修，会計事務研修に職員を参加させて，能力の向上に努めた。（総務課） ・東京医科歯科大学，お茶の水女子大学，東京海洋大学，国立情報学研究所と共同で事務系初任者研修を行った。（総務課） ・学生指導，給与実務，著作権等の外部研修，労働安全衛生関係の各種技能講習等に職員を参加させ，能力向上を図った。（総務課） ・放送大学を利用し，語学等の研修を行った。（総務課） ・文部科学省，国立美術館，日本学生支援機構と人事交流を行った。（総務課）

3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
17年度	335	—	335	—	—	335	0
18年度	—	5,151	4,662	123	—	4,786	365

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

①平成17年度交付分

(単位：百万円)

区 分		金 額	内 訳
成果進行基準による振替額		-	該当なし
期間進行基準による振替額		-	該当なし
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	335	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当 ②当該業務に係る損益等 7)損益計算書に計上した費用の額：335 (教員人件費：335) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務335百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	335	
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額		-	該当なし
合計		335	

②平成18年度交付分

(単位：百万円)

区 分		金 額	内 訳
成果進行基準による振替額	運営費交付金収益	3	①成果進行基準を採用した事業等：国費留学生支援事業 ②当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：3 (教員人件費：3) イ)自己収入に係る収益計上額：- ウ)固定資産の取得額：- ③運営費交付金収益化額の積算根拠 国費留学生支援事業については、予定した在籍者数に満たなかったため、当該未達分を除いた額3百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	3	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	4,394	①期間進行基準を採用した事業等：成果進行基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務 ②当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：4,394 (教員人件費：3,301、職員人件費：1,015、その他の経費：77) イ)自己収入に係る収益計上額：- ウ)固定資産の取得額：- ③運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数（85％）を満たしていたため、期間進行业務に係る運営費交付金債務を全額収益化。
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	4,394	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	264	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当、特別支援事業、障害学生特別支援事業、その他 ②当該業務に係る損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：264 (教育経費：118、職員人件費：82、その他の経費：63) イ)自己収入に係る収益計上額：- ウ)固定資産の取得額：建物19、教育機器104 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務388百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	123	
	資本剰余金	-	
	計	388	
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額		-	該当なし
合計		4,786	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
18年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0	国費留学生経費 ・国費留学生経費について、研究留学生区分における在籍者が予定数に達しなかったため、その未達分を債務として繰越したもの。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	-	該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	364	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 認証評価経費 ・認証評価経費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
	計	365	

XI. 関連会社及び関連公益法人等

1. 特定関連会社

該当なし

2. 関連会社

該当なし

3. 関連公益法人等

該当なし

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

国 立 大 学 法 人
東 京 芸 術 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
国立大学法人東京芸術大学
- ② 所在地
本部： 東京都台東区
キャンパス： 東京都台東区
東京都足立区
茨城県取手市
神奈川県横浜市
- ③ 役員の状況
学長名 宮田亮平
理事数 4名
監事数 2名
- ④ 学部等の構成
学 部 美術学部
附属古美術研究施設，附属写真センター
音楽学部
附属音楽高等学校
研 究 科 美術研究科，音楽研究科，映像研究科
附置研究所 該当なし
学内共同利用施設 附属図書館，大学美術館
言語・音声トレーニングセンター
演奏芸術センター，保健管理センター
芸術情報センター，藝大アートプラザ
- ⑤ 学生数及び教職員数
- | | | | | |
|-------------------------|------------|--------------|------|-------|
| 学生数 | 美術学部 | 1,038 名 | [18] | (3) |
| ※ [] は聴講生・選科生・研究生等で内数。 | 音楽学部 | 1,062 名 | [13] | (1) |
| ※ () は留学生数で内数。 | 美術研究科 | 670 名 | [35] | (80) |
| | 音楽研究科 | 396 名 | [6] | (22) |
| | 映像研究科 | 80 名 | | |
| | 別科 | 40 名 | | |
| | 音楽学部附属高等学校 | 127 名 | | |
| | 計 | 3,413 名 | [72] | (106) |
| 教員数 | 234 名 | (学長及び理事を除く。) | | |
| 職員数 | 108 名 | | | |

(2) 大学の基本的な目標等

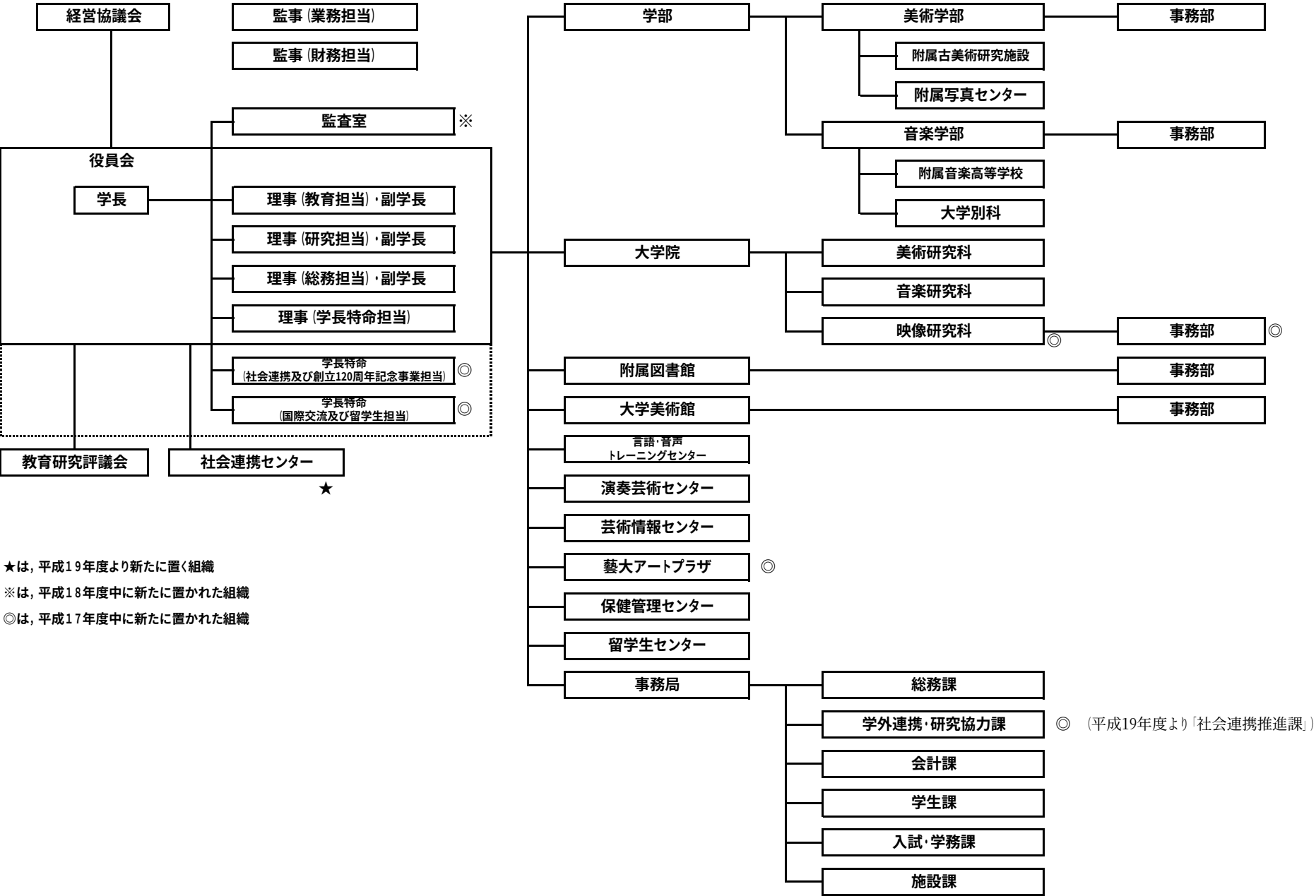
○東京芸術大学は、唯一の国立総合芸術大学として百年以上に亘り世界的な芸術家を輩出し、我国の芸術の指導的役割を果たしてきた。こうした伝統や遺産を継承しつつ、創立以来の自由と創造の精神を発展させ、優れた芸術家、研究者、教育者を養成することを目標とする。

○東京芸術大学は、芸術文化立国・日本の核として芸術文化の教育研究を多方面から行いつつ日本の芸術文化の独自性を深めるとともに、多様な世界の芸術文化と交流しあう国際的な拠点づくりを実現する。

○東京芸術大学は、大学院教育の充実・拡充に焦点をあて大学の組織を整備し、芸術表現の新たな研究領域や分野に積極的に取り組み、映像・演劇・舞踊・メディア芸術などについても積極的に対応し、芸術を広く時代に関いていく表現者、研究者の育成普及をめざす。

○東京芸術大学は、情感の豊さや精神の深さを育む芸術環境の重要性を認識し、社会における芸術の必要性を発信するとともに、抽象的に語られやすい芸術の特異性を科学的な視点から明確化し、その普遍性を具体的な形で社会に位置づけていくことをめざす。

(3) 大学の機構図



全体的な状況

本学は、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来120年間、我が国の芸術教育研究の中核として、古来からの伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家を輩出してきた。彼ら芸術家は一方で優れた芸術性を発表する傍ら中等から高等に亘る教育者として文化芸術の継承と発展に寄与してきた。総じて我が国の文化土壌の醸成、情操と創造性ある社会の形成と、国際親善及び国際交流にも大きな貢献をしてきた。

これらの貢献は、一に優れた芸術家を教育、育成することで果たし得てきたが、今日における大学の貢献は、多くの市民に対して身近に文化芸術の教育、啓蒙の直接的関与の担い手として役割を果たすべき時代であり、本学は教育研究と同様、社会貢献を重要な柱として位置付け、社会に開かれた大学として様々な取組を行っている。

本学は、教育研究の成果、すなわち教員、学生の創作や演奏等の研鑽の成果を、展覧会や演奏会等の方法により、社会に積極的に公開している。また、本学の教員は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家でもあって、その研究成果の発表が、学内外において継続的・積極的に行われていることは言うまでもないが、これらは本学の社会貢献活動であると同時に、我が国における文化芸術の普及活動でもある。

また、本学における教育（人材養成機能）は、正規の課程に在籍する学生を対象とするのが基本であるが、生涯学習への対応や多様な学習要望等に応ずる観点から、正規学生以外の社会の幅広い層を対象とした芸術教育についても、我が国唯一の国立芸術大学として積極的に取り組むべき使命・課題と認識している。

これらの使命、取組が、ひいては本学の教育研究にも還元され、学外・学内各々の文化芸術振興と教育研究のさらなる向上に資するものと確信している。

文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律148号)に謳われているとおり、文化芸術は、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持つものであり、国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

本学は、文化芸術の担い手として、「広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究」(学則第1条)を行うことを目的とし、創造力と感性豊かな人間性とを兼ね備えた人材の育成をするとともに、文化芸術の普及発展に努めてきた。

そもそも文化とは、人間の営みの上で、社会に活力をもたらし、潤いを与え、人間形成に大きく寄与し、社会に拠り所を与え、社会の地位を高め、社会に誇りを与えるものである。そして、こうした文化の役割を根元的に支えるものの1つである芸術も又、社会との関わり無しには存在しえない。すなわち、芸術は本質的に社会との相互関係、相互作用をその中に持っているのである。

従って、芸術の教育研究を行うことは、例えば、芸術作品や演奏が常に社会からの批評に晒されるなど必然的に社会との関わりの上に成り立つものであり、社会から全く離れた芸術教育研究は想像することすら難しい。

本学は、このような常に社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教員・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えている。

こうした観点から、本学では、次のような社会と接点を有する活動を積極的に推進してきている。

- ①展覧会や演奏会等による、教育研究成果、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開
- ②国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動

例えば、大学美術館で行う、有料の年2回の芸大コレクション展と年4回の企画展並びに各科の作品発表展や教員の退任記念展など多数の無料展覧会、年間100回以上開催される奏楽堂での演奏会・公開試験等、学内外での展示・依頼演奏、公開講座、取手アートプロジェクトを始めとする地域での活動など、各種の活動をとらえて社会との多様な接点を多く持ち、本学の教育研究成果を社会に発信するとともに、多くの市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備に努めている。

また、これらの活動内容や本学が行う共同研究・受託研究等の研究テーマ等が示すように、常に本学は伝統文化の維持・継承や新しい文化の創造の上に文化芸術振興に努めている。

(※教育研究に係る参考資料集 参照)

さらに、文化芸術振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されることを目指して文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならないという観点から、国内外の芸術家との交流や協働についても積極的に推進している。

例えば、平成19年10月に迎える創立120周年を記念して実施している日中韓三ヶ国の国立映画教育機関による短編映画共同制作は、人材育成面での国際化という効果はもちろんのこと、その作品をそれぞれの国での上映や放送メディアを通じて、広く相互の国民に鑑賞してもらい相互理解に資するとともに、映画祭等への出品によって世界にアジアの若者の文化・思想を理解してもらうことを目的としている。

このような、常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を、学長のリーダーシップの下でより明確にし、着実に具現化していくために、平成19年1月に「東京芸術大学アクションプラン 一世に「ときめき」を一」をとりまとめ、平成19年に行う（又は検討すべき）重点事項として整理し、学内外に発表した。また、理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より役員会の下に「社会連携センター」として整備し、社会貢献活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を強化できるよう体制を強化したところである。

平成19年は創立120周年の記念すべき年であると同時に、国立大学法人としての第1期中期計画の後半期に入る年でもあり、本学は、学長のアクションプランの下に、芸術をもって社会に貢献し続けることが本学のミッションであることをこれまで以上に自覚して、今後も教育研究、並びに社会連携活動を推進していく。

I 業務運営・財務内容等の状況
(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標
①運営体制の改善に関する目標

中期目標	1. 本学の目標に即した教育研究，社会貢献を実現するための戦略の確立とその効果的かつ迅速な執行を図るための体制を整える。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【75】1-1. 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策				
・学長及び役員会を支援するシステムを確立し，様々な計画の企画・立案・実施において教育研究の主体である学部の見解を的確に反映させるなど，部局等との連携を強化しながら，迅速かつ機動的な運営を推進する。	【75-1】・学長及び役員会を支援するシステムとして整備した各理事室について，組織や運営方法及び部局等との連携面から見直しを行い，よりよい運営システムにする。	III	法人化にあわせ，従来学内に多く設置されていた委員会について，法令で必置とされている委員会を除き，原則的にすべて廃止し，その機能は理事室が担うこととし，10室（うち1室は時限付き。16年度で終了。）置き，理事を中心とした大学運営を円滑に行うため，理事を補佐する仕組みとして整えた。 平成17年度には，その体制を一部見直し，出版・著作権管理局を出版局とし，著作権業務に関連の深い研究推進室に移行して，知的財産戦略の確立を目指すとともに，「大学の積極的な情報発信」に関する経営協議会の意見を受けて，広報関連業務を戦略的に実施するため，理事室に分散していた広報関連業務を集約して，新たに広報室を設置した。 平成18年度には，管理・運営室で所掌している人事・総務関係の事項を専門的に検討するため，人事・総務部会を置き，11室の体制とした。また，監事からの「大学運営に関わる重要案件に関しては，部局等でも十分議論できる仕組みが必要であり，そのためのたたき台を検討する管理・運営室会議には，意思疎通を図る上でも，部局長を出席させるべきではないか。」との意見を受けて，事務組織の改組，就業規則の制定及び改廃，人事及び労務管理の基本方針等の策定等，検討・決定過程において，特に学内各部局の見解を汲み上げることが重要と考えられる案件の所掌が最も多い管理・運営室（人事・総務部会）に，美術学部・音楽学部の両学部長を室員又はオブザーバーとして参加させることとし，随時意見を聴取できるようにした。	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【76】1－2. 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策				
・学長、役員会、学部長等の連絡を密にし、定期的な会議により業務間の調整を図りつつ、大学運営の迅速な遂行を図る。	(18年度計画なし)	Ⅲ	上記のとおり、各理事の下に設置した理事室等が、理事を補佐し、機動的な任務の遂行に努めている。（資料編3－3参照） また、役員会開催週（原則毎木曜日）の月曜日に理事と学長特命による役員懇談会を開催し、学長と理事等の連携を図っているほか、役員会に学長特命及び学部長が陪席し、かつ役員会ごとに担当理事から理事室等活動報告を行うなど、学長、理事、学部長等との連携を密にし、大学運営の迅速な遂行を図っている。	
・全学委員会の見直しを行い、役員会・経営協議会・教育研究評議会と委員会との位置づけを明確にし、職務内容に適した迅速な委員会活動を図る。	(18年度計画なし)		なお、平成17年12月に学長が交代したことにより、新学長が大学運営に当たって、特に力を入れる事項について、運営を補佐する機能を強化するため、「学長特命」制度を新設し、社会連携及び創立120周年記念事業担当と国際交流・留学生担当の2名を置いた。この学長特命は、平成18年度においても、理事の所掌する一部の事項を分担し、社会連携室、120周年記念事業委員会、国際交流室の責任者として運営体制の強化に寄与した。	
【77】1－3. 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策				
・学部長等を中心とした学部内機構の再編・整備を進め、企画運営、学生対応、点検評価等、学部運営に関する適切な運営体制を確立する。	【77－1】・学部長等を中心とした学部内機構の再編・整備を進め、企画運営、学生対応、点検評価等、学部運営に関する適切な運営体制を確立する。	Ⅲ	・平成16年度から美術学部2人、音楽学部2人の副学部長を置き、学部長を中心とした学部運営体制を整備した。 副学部長は、学部において学部長の一部の機能を代わって果たすとともに、学部長と分担して学内の重要事項を審議する理事室の室員となるなど、部局と役員の意思疎通を図るために学部の意見を役員に伝える役割も果たしている。	
【78】1－4. 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策				
・学内各種委員会等を教員・事務職員等により構成し、一体的な運営を図る。	(18年度計画なし)	Ⅲ	・理事室は、関係する教員と事務職員が同じ「室員」という立場で構成しており、教員と事務職員が協働して、大学運営に係る重要案件の検討にあたれるようになっている。 ・また、理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より「社会連携センター」として整備し、社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を行えるよう体制を強化したところである。	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【79】1－5. 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 ・学長のリーダーシップに基づき、学部を中心とした教育研究等の重要性、緊急性などを踏まえ、全学的な方針により適性かつ戦略的に学内資源を配分する。	【79－1】・学長のリーダーシップに基づき、学部を中心とした教育研究等の重要性、緊急性などを踏まえ、全学的な方針により適性かつ戦略的に学内資源を配分する。	III	・学長裁量経費については、各部局の枠を超えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、教育研究内容・体制の改善充実及び国際交流の推進を目的とするプロジェクトへの優先的な配分や、学長発信プロジェクトとして「芸術分野の評価の在り方 評価方法に関する研究」、「本学における知的財産戦略に関する研究」、「地方公共団体と連携して行う学外拠点形成プロジェクト」、「児童生徒を対象とした早期英才教育の在り方プロジェクト」の教育研究テーマを設定し、学内公募のうえ、学長のリーダーシップによる各プロジェクトの特色に応じた戦略的な配分を行った。（資料編1－1、1－2参照）	
【80】1－6. 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 ・学内の各種委員会等に必要なに応じ学外の有識者を加えて広く意見を求める。	【80－1】・学内の各種委員会等に必要なに応じ学外の有識者を加えて広く意見を求める。	III	・知的財産権に関する学外有識者（12/5及び2/23 弁護士）を招き、専門的立場から著作権に関して、研究推進室が実施した知的財産に関する学内アンケートを参考として、その法的側面及びビジネス的側面からの著作権の理解方法について意見を聴取した。（研究推進室）（学外連携・研究協力課） ・平成18年12月に美術学部、音楽学部において外部評価を実施し、今後の学部運営の参考とするため、社会からの要望、意見を聴取した。（美術学部）（音楽学部）	
・広報面、国際交流に関する外国語能力面、財務・経営面などでの専門家を外部より登用し、業務運営の強化を図る。	【80－2】・広報面、国際交流に関する外国語能力面、財務・経営面などでの専門家を外部より登用し、業務運営の強化を図る。	III	・学長の諮問に応じ、芸術振興、社会貢献等、その他大学運営に関する助言及び支援を行う学長相談役を設け、大学運営に外部有識者の意見を反映させる体制を整備した。（総務課） ・広報に関して、Webサイトリニューアルの検討時には、事前段階で外部からの視点に立ったりリニューアルの進め方について、Webサイトの運営に詳しい業者から意見を聴取し、仕様書策定に反映させ、平成18年6月のリニューアル後も、他大学の状況や、一般的な運営について参考意見を聴取し、今後の運営方法について検討の参考とした。また、本学の広報誌「藝大通信」については、出版社の編集者に委託して、広報室と共同での編集を行っている。（広報室）	
【81】1－7. 内部監査機能の充実に関する具体的方策 ・会計監査の充実のため、職員内部組織における相互牽制体制を整備させる等、内部監査機能の強化を図る。	【81－1】・業務・財務に関する内部監査計画の立案及び実施を行うとともに、監事との連携を強化し、内部監査機能を充実するため、監査室を設置する。	III	・本学の健全な運営に資することを目的に、学長の直轄組織として、平成18年4月に「監査室」を設置した。同室では、「東京芸術大学監査室規則」及び「東京芸術大学内部監査実施要項」に基づき、監査室監査計画を立て、全部局の業務監査及び会計監査（科学研究費補助金の執行状況の監査及び会計監査も含む）を実施した。また、内部監査、監事監査を効果的に実施するため、「役員、監事、会計監査人、監査室等」で構成する四者協議会を年3回開催している。（監査室、会計課）	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
	【8 1－2】・適切な内部監査を実施するため、監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修を実施する。	Ⅲ	・文部科学省、国立大学財務・経営センター、会計検査院、監査法人等の主催する研修会に会計業務専門性向上のために職員を参加させた。平成17年度の内部監査で指摘があった勤務時間等に関する業務について、事務担当者及び監査担当者の学内研修会を実施することとし、7月に実施した。（会計課）（監査室）	
【8 2】1－8. 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策				
・新国大協（仮称）の活動を通じて、他大学との連携・協力を図る。	【8 2－1】・国立大学協会の活動を通じて、他大学との連携・協力を図る。	Ⅲ	・会議、アンケート等、協会の行う各種の事業に参加することにより、協会の目的である「国立大学法人全体の振興」等に協力するとともに、協会の事業への参加を通じて得られた他大学の各種の情報を本学の運営の参考とした。（総務課） ・また、平成18年11月に設立された千葉県柏市及び近隣大学で構成される大学コンソーシアム柏に、オブザーバとして参加し、国立大学に限らず周辺の他大学との連携を推進することとした。（社会連携室）（学外連携・研究協力課）	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	1. 芸術文化伝統の継承発展と新しい芸術文化創造という本学の目標に即した教育研究組織の改革を進める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【83】1-1. 教育研究組織の再編・見直しのシステムに関する具体的方策				
・芸術文化伝統の継承発展及び新しい芸術創造を一層強力に推し進めるため、必要に応じ学科編成・再編についての検討を大学改革推進会議において行う。	【83-1】・芸術文化伝統の継承発展及び新しい芸術創造を一層強力に推し進めるため、必要に応じ学科編成・再編について将来構想委員会等で検討する。	III	・将来構想委員会及びWGで検討を進めていた舞台芸術分野の学科等の創設に関しては、法人化後の諸情勢の変化や財政状況から、当面の間検討を中断し、先に創設に着手した映像分野についての充実を優先して行っている。映像分野については、大学院映像研究科整備検討委員会を別に組織して、検討を行い、17年度の修士課程映画専攻に続き、18年4月に修士課程メディア映像専攻を設置した。また、博士後期課程の整備について引き続き検討を行い、博士後期課程映像メディア学専攻の平成19年4月開設を申請した。（将来構想委員会、大学院映像研究科整備検討委員会）	
・大学院改善委員会において、芸術の新しい分野に対応した大学院の再編・拡充に関しての調査検討を行う。	【83-2】・大学院の組織・研究分野等の分析、戦略的な計画立案等についての最も効果的な組織編成について検討する。	III	・教育推進室において、大学院教育振興施策要綱や大学院設置基準の改正への対応を検討し、同大学院部会において、組織設置・改組について前年度行った検証結果を受けて、大学院の組織・研究分野等の現状分析・改善については教育推進室大学院部会が行い、大学院新設等の戦略的な計画立案等については将来構想委員会が行うこととした。	
・教員の特性能力を踏まえ、各部局の枠をとりはずした交流を活性化させる。	【83-3】・教員の特性能力を踏まえ、各部局の枠をとりはずした交流を活性化させる。	III	・平成17年度の都立学校における学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」カリキュラム開発に続いて、平成18年度は、音楽教育、音楽学、音楽文芸、音楽環境創造、美術教育、漆芸、建築の各分野の教員が共同して、従来の教科・科目の枠組みを超えて日本の伝統・文化について計画的・系統的な指導を実施し、日本人としての自覚と誇りを養うとともに、世界の多様な文化を尊重する態度や思考をはぐくむ教育を推進するため、同副教材の研究・開発を行った。	
・大学院の充実・拠点化に対応した創造研究スペースと支援体制を整える。	【83-4】・大学院の充実・拠点化に対応した創造研究スペースと支援体制の整備について検討する。	III	・昨年度実施した、施設の点検・評価に基づく専有及び共用スペースの調査結果を分析し、共用スペースの利用状況について重点的に追調査を行った。その結果、有効利用されていない共用スペースの利用者に利用計画の提出を求めた。提出された計画が、利用率の向上を達成し、かつ、教育研究等に貢献できる計画であるかどうかを審議したうえで、利用を認めるという方策をとって、使用状況の改善を図った。	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【84】1－2. 教育研究組織の見直しの方向性				
・映像・舞台芸術など新たな教育研究分野拡充についての調査検討をより一層推進する。	【84－1】・映像・舞台芸術など新たな教育研究分野拡充についての調査検討をより一層推進する。	Ⅲ	【83－1】を参照願う。	
・芸術情報センター等の整備・充実を図り、芸大の全学的な情報の拠点を拡充する。			(17年度までに実施済み)	
・音楽学部音楽環境創造科及び大学院美術研究科先端芸術表現専攻修士課程に対応した大学院の整備を図る。			(17年度までに実施済み)	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標
③人事の適正化に関する目標

中期目標	1. 非公務員型を生かした、柔軟で多様な人事システムの構築を検討し、戦略的かつ効果的な人的資源の活用を図る。			
中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【85】1-1. 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ・教育、研究、学内運営など教員の業績を多面的に評価できる人事評価システムを構築する。	【85-1】・各部局の検討結果をまとめ、各部局の特性に応じ、教育、研究、学内運営、社会貢献等の多面的に評価できる人事評価システムを構築する。	III	各部局の特性に応じ、教育、研究、学内運営、社会貢献等の多面的に評価する任期更新時の評価基準を作成し、部局における評価システムを構築し、任期更新を希望する教員への評価を実施した。	
【86】1-2. 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ・多様な勤務形態や柔軟な兼業・兼職制の導入と早期退職に伴う制度整備の充実を図る。 ・サバティカル制度について検討する。	【86-1】・早期退職制度の可否について検討するとともに、招へい教授制度の改善を検討する。	III	・教育研究の充実を図るため、外国人教師制度を見直し、国内外を問わず、顕著な業績、高度な専門的学識又は技能を有する者を招聘する招聘教員制度を構築し、就業規則等（案）を作成した。平成19年4月から運用することとした。（人事・総務部会） (17年度までに実施済み)	
【87】1-3. 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 ・学部学科等の特性、教員の勤務形態に応じた任期制を導入するとともに教員の支援体制を強化し、教員の能力向上を図る。 ・公募制を促進し、幅広く教員の確保を図る。	(18年度計画なし) (18年度計画なし)	III III	・18年度新規採用教員は、全て任期付きで採用した。平成19年3月31日現在、雇用契約による外国人教員を除く217名の常勤教員のうち、176名（81%）が任期付き教員となっている。（管理・運営室） ・教員の採用に当たっては、原則公募制とし、他大学へ公募要領を配布すると同時にホームページに掲載し、広く人材確保に努めた。（管理・運営室）	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【88】1－4．外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策				
・外国人教員と女性教員の採用を促進する。	(18年度計画なし)	Ⅲ	・平成18年度採用の常勤教員22名（教授2，助教授13，講師1，助手6）のうち，女性は5名（助教授2，助手3）であった。全体では女性教員の割合は16.5%（36名／217名）である。 ・外国人教員（非常勤講師を除く）は，常勤教員2名，外国人教師契約者が10名である。	
【89】1－5．事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策				
・一般職としては，全国統一試験による採用を基本とし，専門性の高い職種（法務・国際，情報等）については資格取得者の採用など，本学独自の採用制度を構築する。	(18年度計画なし)		(17年度までに実施済み)	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
・複雑化・高度化する業務への対応及び職員の資質の向上の観点から、職種別研修，専門性研修等の研修方法の確立及び他大学との計画的人事交流を積極的に推進する。	【８９－１】・引き続き職種別研修や専門別研修等職員に応じた研修を実施し，複雑化・高度化する業務に対応できる職員の資質向上を図る。また，他大学との計画的人事交流を積極的に推進する。	Ⅲ	・昨年度に引き続き，国立大学法人等の企画する研修会に参加させ，事務職員の実務研修等を行った。今後もセミナー等を積極的に活用し，職員の資質向上を図る。また，労働安全衛生関係の各種技能講習の受講計画を策定し，労働安全衛生の資格取得等を進める。さらに，放送大学を利用した研修を実施し，知識・能力の向上を図った。 主な研修参加実績： 事務系初任職員研修 ３人 情報システム研修 ２人 学生指導研修会 １人 給与実務担当者研修 ２人 長期給付実務研修 １人 教務事務研修 １人 放送大学研修 ８人 甲信越地区国立大学法人等係長研修 ２人 関東甲信越地区東京地区実践セミナー ４人 障害者職業生活相談員資格認定講習 ３人 会計事務研修 ２人 厚生補導事務研修 １人 技能講習等計画： 衛生工学衛生管理者講習 １人 産業医研修 １人 作業環境測定士講習 １人 クレーン運転技能講習・特別教育講習 ７人 フォークリフト運転技能講習・特別教育講習 １人 玉掛け技能講習 ２人 乾燥設備作業主任者技能講習 １人 有機溶剤作業主任者技能講習 ２人 研削といしの取り替え等特別教育講習 ３人 アーク溶接業務特別教育講習 １人 （総務課）（安全衛生委員会）	
		Ⅲ	・他機関との人事交流を通じて，多様な実務を経験することにより，職員の資質向上を図ることを目的に，次の人事交流を行っている。 交流先及び人数： 日本学生支援機構 係長１人 国立美術館 係員１人 文部科学省 係員１人 （総務課）	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【90】1－6. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策				
・業務の見直し再編を行い、外部委託が有効かつ可能な業務については外部委託を進め、人員（人件費）の抑制に努める。	【90－1】・業務の見直し再編を行い、外部委託が有効かつ可能な業務については外部委託を進め、人員（人件費）の抑制に努める。	III	・中期目標・中期計画の達成や人件費削減計画等に対応するため、重複業務の解消や外部委託できる業務の点検などを行い、その結果を踏まえるとともに、企画部門の充実や地域連携・社会貢献担当組織を強化することなどを重点に事務組織の再編について検討を行い、素案を作成した。なお、外部資金獲得のための体制を強化するため、事務局参事役を配置した。また、今後業務分担の見直し及び外部委託業務の検討を行うために、各部局の業務量調査を行った。 (総務課)	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標
④事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	1. 新しい運営体制に対応した企画・支援体制の充実を図るとともに、事務処理体制の見直しを行い、集約化できる業務を整理し効率化、合理化を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【91】1-1. 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策				
・学長のリーダーシップの下で、全学的な経営戦略の企画立案を行う機能の充実を図り、効率的・機動的に教育研究活動の支援を行うことができるよう、事務組織の見直しを行い、適切な事務組織を構築する。	【91-1】・学長のリーダーシップの下で、全学的な経営戦略の企画立案を行う機能の充実を図り、効率的・機動的に教育研究活動の支援を行うことができるよう、事務組織の見直しを行い、適切な事務組織を構築する。	III	・中期目標・中期計画の達成や人件費削減計画等に対応するため、重複業務の解消や外部委託できる業務の点検などを行い、その結果を踏まえるとともに、企画部門の充実や地域連携・社会貢献担当組織を強化することなどを重点に事務組織の再編について検討を行い、素案を作成した。なお、外部資金獲得のための体制を強化するため、事務局参事役を配置した。また、今後業務分担の見直し及び外部委託業務の検討を行うために、各部局の業務量調査を行った。 (総務課)	
【92】1-2. 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策				
・複数大学共同で業務処理（職員採用試験関係、職員研修関係等）にあたるよう、システムの構築を図る。	【92-1】・複数大学共同で業務処理（職員採用試験関係、職員研修関係等）にあたるよう、システムの構築を図る。	III	・平成18年度より、事務の効率化・合理化を図るため、本学、東京国立博物館、国立西洋美術館の3機関が連携して消耗品等の共同調達を実施しており、今年度はコピー用紙及びトイレットペーパーの共同購入を実施した。両品目とも単価契約であり、コピー用紙は合計で490千円の節減が図れた。トイレットペーパーは、数量が増加したが27千円の増加で抑えられた。(トイレットペーパーについては、本学の場合、展覧会・演奏会の来場者に左右される。)また、コピー用紙の購入については、平成19年度より複数年契約(3年)とし、役務契約のうち、廃棄物処理について19年度より3機関による共同契約を行うこととした。	
		III	・昨年に引き続き、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、東京海洋大学、国立情報学研究所と共同で事務系初任者研修を行った。 期間：平成18年6月7日～9日 内容：国立大学法人の組織・運営、安全衛生管理、接遇等の基礎知識習得 (総務課)	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【93】1－3．業務のアウトソーシング等に関する具体的方策				
・限られた経営資源を有効に活用するため、必要に応じて、業務委託や人材派遣の活用等、業務のアウトソーシングを進める。	【93－1】・限られた経営資源を有効に活用するため、必要に応じて、業務委託や人材派遣の活用等、業務のアウトソーシングを進める。	Ⅲ	・今後の業務分担の見直し及び外部委託業務の検討を行う参考とするため、各部局の業務量調査を行った。また各部局の実態に即して、現状での業務の効率化・簡素化を進めるため、毎週金曜日をノー残業デーとして位置付け、意識改革を促した。	
・学生事務の改善・充実及び効率化・簡素化を図るため、電算化を計画的に推進する。	【93－2】・学生事務の改善・充実及び効率化・簡素化を図るため、電算化を計画的に推進する。	Ⅲ	・学生へのサービス向上を図るため、昨年度計画した学生証のＩＣカード化を平成18年度から実施した。（学生課，入試・学務課） ・教務事務電算化における奨学金，授業料免除等，学生サービス業務の導入について検討を開始した。（学生課）	
・事務処理の迅速化等を推進するため，電子メール，電子掲示板等を活用，事務処理のペーパーレス化を図る。	【93－3】・事務処理の迅速化等を推進するため，電子メール，電子掲示板等を活用し，事務処理のペーパーレス化を図る。	Ⅲ	・平成18年度より本格導入したグループウェア「サイボウズ」では，事務専用の情報共有を目的として，事務職員全員が登録し，サイボウズの学内メールや掲示板を活用により，通知文書のペーパーレス化を図った。事務局ホームページには，全教職員向けの情報を掲載し，電子メールについても，学外とのやりとり，並びに全教職員向けに周知を図る案件を中心に活用し，文書のペーパーレス化を図った。（総務課，広報室）	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(1)業務運営の改善及び効率化に関する特記事項**1. 特記事項**

○常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を、学長のリーダーシップの下でより明確にし、着実に具現化していくために、平成19年1月に「平成19年 東京芸術大学アクションプラン 一世に「ときめき」を一」をとりまとめ、平成19年に行う（又は検討すべき）重点事項として、学内外に発表した。（資料3-2 P4-5 参照）

○理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より「社会連携センター」として整備し、社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を行えるよう体制を強化した。

○平成18年2月に受託事業制度を設け、本学の教育研究成果の社会への還元という観点での機能を強化した。

この制度は、経営協議会での意見を受けて、検討・制度化したもので、本学の業務運営上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められるとともに、国内外における芸術文化振興や社会への貢献に資することができる事業（但し、「受託研究」にあたるものを除く。）について、外部から委託を受けて行う制度である。平成18年度においては、16件実施した。

2. 共通事項に係る取組状況**① 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。**

本学では、法人化にあわせ平成16年に理事の下に各学部等の教員と事務職員等の構成による理事室等を設置し、全学的な観点から企画・立案業務を担当し、学長及び役員を支援するとともに部局等との連携を図り、機動的な運営を行っている。平成18年度までに、出版・著作権管理局の業務を見直し、著作権関連業務を研究推進室に移行し、知的財産戦略の確立を目指すとともに、同局を教育研究の成果を発表する出版に特化した出版局としたほか、分散していた広報関連業務を集約し戦略的に広報活動を行うため、新たに広報室を設置するなど、理事室等の任務の強化、明確化も図った。

現在の理事室等は下記のとおり。

理事（教育担当）	教育推進室、学生支援室
理事（研究担当）	研究推進室、国際交流室、広報室、出版局
理事（総務担当）	管理・運営室、人事・総務部会、施設・環境部会、企画・評価室
理事（学長特命担当）	社会連携室

また、平成17年12月に新たに配置した学長特命（国際交流・留学生担当）には、前述の記理事室のうち、国際交流室長と学生支援室留学生部会長を兼務させて、特に国際交流に関する総合的な企画・立案が可能となるようにした。

② 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

予算の編成方針は理事室会議である管理運営室及び学長・各理事・各部局長により構成する予算調整会議での検討と経営協議会での審議を経て役員会で作成されている。

資源配分方法は、人件費、全学共通経費、学長裁量経費等を本部で一括集中管理しつつ、教育研究費等の部局の経費については、前年度の実績と個別の必要性を考慮しつつ配分している。部局の経費は、部局長裁量による部局内配分が可能な予算配分方針を策定し予算管理を行っている。

学長裁量経費は毎年約1億円確保して、本学の教育研究上推進すべき分野に学長のリーダーシップによる重点配分を行っている。特に、各部局の枠を超えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、本学にとって重要な課題に関する調査研究を行う「学内公募プロジェクト」、学長が定めたテーマについてのプロジェクト研究を行う「学長発信プロジェクト」、学長が提案したプロジェクトを全学から募集したメンバーにより実行する「学長プロジェクト」の3つの制度を構築し、学内外横断的な学内共同研究を推進し、各プロジェクトの特色に応じた学長のリーダーシップによる戦略的な配分を行っている。（資料1-1, 1-2 参照）

また、現在、外部資金から得た間接経費の事務局配分分を学長裁量経費の財源の一部として活用しているが、今後、資金を獲得した教員へのインセンティブという面で、配分された間接経費の使途について見直すことを検討している。

③ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

学長裁量経費については、申請書に基づき、学長が審査の上、配分を決定している。また、実施報告書を提出させ、事後のチェックを行っている。複数年に亘るプロジェクトについては、次年度の経費配分の参考とし、中間チェックとしても機能させている。

予算については、総務担当理事が室長を務める管理・運営室において、前年度の配分実績、各部局の特殊事情を勘案しつつ、予算配分方法や額について検討し、次年度の予算編成方針（原案）を作成している。原案は、全役員及び全部局長を構成員とする予算調整会議での検討を経て、役員会で決定している。また、人件費については管理・運営室の下に置かれている専門部会である人事・総務

(1)業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

部会において教育研究の状況を勘案した慎重な検討を行った上で、原案に反映させている。

④ 業務運営の効率化を図っているか。

本学では、限られた経営資源を有効に活用するため、必要に応じて、業務委託や人材派遣の活用等、業務のアウトソーシングを進めている。平成16年度から平成18年度までの間に新たに下記の業務について、業務委託や人材派遣を活用することとした。

- ・役員秘書(H16～、人材派遣)
- ・取手校地バス運行管理業務(H17～業務委託)
- ・上野校地の自動車運転業務(H17～随時、業務委託)
- ・藝大アートプラザでの作品・資料等の展示・頒布に関する業務(H17～業務委託)

また、(上記以外の)従前よりアウトソーシングしている業務についても、契約内容等を精査し一層の効率化を図っている。

さらに、平成18年11月には各部局の業務量調査を行い、その結果を基に今後事務組織の見直し、業務分担の見直し及び外部委託業務の検討を行う。なお、これとともに、各部局の実態に即して、現状での業務の効率化・簡素化を進めるため、毎週金曜日をノー残業デーとして位置付け、意識改革を促している。

その他、本学では電子メール、電子掲示板等を活用による事務処理の迅速化等も推進しており、下記のような具体的な施策をとっている。

- ・事務局ホームページにおける全職員向け事務情報を掲載
- ・会議室や貸出物品等の予約等や、掲示板機能により各種通知や案内等を瞬時に同時に行うことができるグループウェア「サイボウズ」の導入
- ・学報の発行形態を紙媒体からホームページへの掲載に変更
- ・各種の調査へのメールによる資料提出の促進
- ・研究助成情報をホームページ上で提供することとしたのに伴い、更新情報を一斉メールで配信等

⑤ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

国立大学法人法第20条の定めに従い、学外有識者で組織される経営協議会を置き、定期的に開催し(H16＝9回、H17＝6回、H18＝4回)、財務・会計等の経営上の様々な重要事項の決定に際して審議を行い、その都度適切なアドバイスを受けている。H16、17年度は法人化直後で課題が多かったことから開催回数を増やして対応した。また、協議会での意見交換において出された意見についても、法人運営へ反映させている。(資料3－2参照)さらに、経営協議会委員だけでなく、監査法人や各種コンサルタント、アドバイザーの活用を図り、法人運営に多方面から外部の意見を反映できるよう努力している。

なお、多額の資金を要する大学美術館における展覧会の企画等に当たっては、大学美術館評議員会(外部有識者19人)を組織し、展覧会の学術的な意義に加え採算性等についても審議を受けている。

その他に、学長の諮問に応じ、芸術振興、社会貢献等、その他大学運営に関する助言及び支援を行う学長相談役を設け、大学運営に外部有識者の意見を反映させる体制も整備しているほか、安全衛生コンサルタントへの調査を委嘱と専門的意見聴取(安全衛生委員会)、知的財産戦略策定のため弁護士を招き、講演会と意見交換を実施(2回、主催：研究推進室)など、必要に応じて学外の有識者を活用している。

⑥ 監査機能の充実が図られているか。

監査機能の充実と本学の健全な運営に資することを目的に、学長の直轄組織として、平成18年4月に「監査室」を設置した。同室では、「東京芸術大学監査室規則」及び「東京芸術大学内部監査実施要項」に基づき、監査室監査計画を立て、全部局の業務監査及び会計監査(科学研究費補助金の執行状況の監査及び会計監査も含む)を実施した。また、内部監査、監事監査を効果的に実施するため、「役員、監事、会計監査人、監査室」で構成する四者協議会を年3回開催している。

また、会計業務担当職員の専門性の向上を図るため、文部科学省、国立大学財務・経営センター、会計検査院、監査法人等の主催する研修会に職員を参加させた。また、勤務時間等に関する業務についても、事務担当者及び監査担当者の学内研修会を毎年度実施することとし、今年度は7月に実施した。

⑦ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

「(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項」を参照

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況

(2)財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	1. 自己収入の増加を促進するための体制を整備する。
------	----------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【94】1-1. 外部研究資金の増加を図るため、教員への説明会の開催やパンフレットを作成するなどの学内及び学外への情報の提供を積極的に行う。	【94-1】・科学研究費補助金の説明会を行う。 【94-2】・研究助成情報のWeb上での提供方法を見直し、研究支援の向上を図る。	Ⅲ	・外部資金獲得のための体制を強化するため、事務局参事役を配置した。（総務課）	
		Ⅲ	・外部資金の拡充を図るため東京工業大学から日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員の経歴を持つ教授を講師として招き、科学研究費補助金説明会を開催(10/16 参加者36名)した。（学外連携・研究協力課）	
		Ⅲ	・学外連携・研究協力課ホームページで、次の統計資料を追加、または記事更新を行った。 ・平成17年度受託研究・共同研究・受託事業受入実績一覧 ・平成17年度国際交流実績 ・国際交流協定校一覧 ・藝大フレンズ加入者数（更新頻度毎月） ・研究助成情報（随時。3月まで124件を掲載） ・科学研究費補助金情報（随時）（学外連携・研究協力課） ・学外連携・研究協力課ホームページで8月に設立されたJOBANアートライン協議会に関する情報を掲載するとともに、新規に参加団体からの情報を「JOBANアートライン情報」として掲載を行った。（学外連携・研究協力課） ・受託事業制度の活用による社会貢献と外部資金の導入を推進するため、学外連携・研究協力課ホームページの「学外連携」項目下に「受託事業」項目を設け、制度の説明と平成17年度の受入実績を掲載した。（学外連携・研究協力課）	
【95】1-2. 外部資金に、間接経費制度の導入を図る。（既に導入されている科学研究費補助金、受託研究費を除く。）	（平成18年度計画なし）	Ⅲ	・間接経費は、全学的及び受入部局の教育研究経費並びに一般管理経費として配分され、配布先(全学的経費は、学長裁量経費として使用)で活用されている。（会計課） ・3月までに受託研究37件、受託事業16件、計53件の契約により、間接経費として51,995,973円を受け入れた。（学外連携・研究協力課） （資料編：5-1参照）	
		Ⅲ	・美術学部・大学院美術研究科では、配分された外部資金による間接経費の50%について、当該外部資金を受け入れた研究室等に還元したうえ、残りの50%を取りまとめ、美術学部及び大学院美術研究科で実施している各プロジェクト経費及び設備経費要求の中から、芸術教育への貢献や芸術の普及活動等の推進に資するもの等を採択し、学部長裁量経費として重点配分を行い、各研究室の外部資金導入の意識を高めるとともに外部資金による間接経費の有効活用を計った。	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【96】1－3. 大学の持つ知的・美的財産を活用した芸術教育への貢献や芸術の普及活動推進のため、外部資金を導入する方策を検討する。		III	・共同研究，受託研究，及び受託事業契約を締結し，社会への貢献及び外部資金の導入を図った。（合計273,280,552円） ○共同研究 4件 研究費 3,192,750円，研究料 420,000円 ○受託研究 37件 研究費 195,712,860円（うち間接経費 37,630,937円） ○受託事業 16件 事業費 73,954,942円（うち間接経費 14,365,036円） ・科学研究費補助金を34件 86,600,000円獲得した。 ・厚生労働科学研究費補助金を1件 28,000,000円獲得した。 ・藝大ルネッサンス基金として2件 4,000,000円を受け入れた。 ・3月末日現在で，賛助フレンズ個人149名／法人5団体，特別賛助フレンズ個人18名／法人1団体，寄附総額5,181,000円を獲得した。 ・高額の寄附者を顕彰する東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板に，10人（寄附総額39,000,000円）のパネルを掲示した。 ・美術学部客員研究員として中国政府派遣研究員1名を受け入れ，研究支援費210,000円を受け入れた。 ・平成18年度芸術団体人材育成支援事業「芸術系大学等教育機関」（文化庁）に応募し，音楽分野3，演劇分野1，伝統芸能等3，計7件（支援額6,100,000円）を獲得した。（学外連携・研究協力課）	
		III	・美術学部，音楽学部がそれぞれ定めていた客員研究員の取扱いに関する申合せ事項を見直し，大学院映像研究科等研究機能を持つ学内の各部局で，外国人研究員の受入を可能とするため，諸経費の受入に関する事項を含めた「東京芸術大学外国人客員研究員規則」を定め，制度化した。（学外連携・研究協力課）	
	【96－1】・公開講座科目，実施方法等の改善について検討する。	III	・平成18年度東京芸術大学公開講座として，絵画，彫刻，七宝，陶芸，漆芸，木工，ガラス，音楽，指揮，民族楽器など多彩な36講座を開講し，芸術教育を幅広く市民に向けて行い，市民が芸術創造を行う機会の提供に努めた。（開講日数のべ272日，受講者数のべ892名。教育研究に関する参考資料集：資料15参照） ・実施にあたっては，大幅な赤字講座を抑制するため，最少開講人数の設定，講師単価の統一及び事務局負担経費の計上方法などを定めた「公開講座実施経費要求書作成要項」を各部局共通の実施計画策定方針として制定しており，それに則して計画し実施した。その結果，平成18年度は，3講座が最低開講人数に達せず未開講となり，1講座が開講日を減じて開講する措置をとった。	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
・展覧会や演奏会の開催，研究成果等の出版及び企画の発信等に関するもの	【96-2】・教育研究成果と学内資源の有効活用を図るための方策を整備し，藝大アートプラザにおける頒布品開発を検討する。	III	・商標登録した藝大アートプラザコミュニケーションマーク及びロゴタイプの使用に関する申合せを整備した。 ・正規教員，非正規教員，学生等からの美術作品の委託に関する基準を審議し，美術学部の意向を徴した上で，制定した。 ・学生の制作活動の一端を学外に発信することを目的とする全学生を対象とした作品コンペを実施し，受賞者及び入選者の作品については，委託販売商品として藝大アートプラザで展示・販売した。（藝大アートプラザ大賞入賞作品展を開催：2/20-4/22） ・創立120周年記念事業実行委員会と連携し，プラザで頒布することも目的として，記念品を開発した。 ・3月までに，研究室及び教員から提案のあった頒布品企画36件，展示・作品頒布企画3件を承認し，順次，藝大アートプラザにおいて展示頒布を行った。 ・大学美術館展覧会と連携し，藝大アートプラザにおいて「うるしのかたち展」（9/5-10/15）及び「東京芸大ガラス造形のガラスのうつわ展」（11/21-12/10）を開催した。 ・4月～3月までの総入館者は113,044名（営業日297日），1日当り381名だった。 ・藝大アートプラザの業務委託業者である（株）藝大BiOnから，本学の芸術振興助成のために8月に830,000円，12月に3,744,000円及び3月に581,000円の寄附があった。（学外連携・研究協力課）（藝大アートプラザ）	
		III	・現在の客員研究員の制度では，美術学部と音楽学部で別々に受入を行っているが，大学院映像研究科でも受け入れることができるようにすること，及び派遣機関から受入資金を得られるものについては，徴収できる制度とすることを目的として，大学の制度として規則化を図った。（学外連携・研究協力課）	
【97】1-4．展覧会及び演奏会事業を外部団体等と共同開催することにより，事業費に外部資金を積極的に導入する。	【97-1】・大学美術館における展覧会を新聞社・放送局等と共同開催し，外部資金を積極的に導入する。	IV	・本年度の大学美術館開催の展覧会のうち，新聞社・放送局等と共同開催したものは，「エルンスト・バルラハ展」「ルーヴル美術館展」及び「NHK日曜美術館30年展」の3展である。事業費については，本学が光熱水料費，空調費，受付人件費，清掃費，案内看板制作費，通信費を，共催者が作品輸送費，展示・撤収作業人件費，会場管理業務費，カタログ制作費，会場設営費，広告費，通信費，レセプション費を分担している。 ・このうち，「ルーヴル美術館展」及び「NHK日曜美術館30年展」においては，予想を大幅に上回る入場者が入り，この2展のみで昨年度の総入場者数（283,196名）を上回る数（372,184名）となっており，入場料収入も予想を上回る額となった。（上記の3展覧会で合計67,428,600円）	
			ウェイト小計	

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	1. 経費節減を図り、効率的・合理的な予算執行を推進する。 2. 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【98】1-1. 定期刊行物及び業務委託等の契約の見直し、光熱水料等の節減の徹底、リサイクルの推進・ペーパーレス化による廃棄物の減量化の徹底を図るとともに、執行状況の分析等を行い、目標値を設定することにより管理的経費を抑制する。		IV	・施設保全業務のうち、特にクレーン保守業務の契約を見直し、集約化・複数年契約化を行い、経費を抑制した。（19年度分契約額，18年度比マイナス約48%）	
	【98-1】・ESCO事業等の導入を検討するなど、効率の良いエネルギー管理に努める。	III	・省エネルギー計画は、平成17年度使用実績及び平成18年度推定使用量の分析を行い、省エネルギー計画の素案の一部が完成した。（施設・環境部会）	
	【98-2】・業務委託の契約に際しては、大学の機能強化を前提に費用対効果の観点から総合的に考慮し、検討した結果に基づき、条件の整った業務からアウトソーシングを実施する。	III	・上野校地の自動車運転業務、取手校地のバス運行業務を業務委託（上野校地は随時）している。また、その他に、外部委託が可能な業務を引き続き検討中である。（会計課）	
	【98-3】・省エネルギー対策等について学内における周知を徹底し、引き続き、光熱水料等の節減、廃棄物の発生抑制等を図る。	III	・平成18年10月からガスの契約を大口契約に移行し、ガス料金に節約を図った。 ・会計課担当者が台東区事業所ごみ減量体験講座に参加して、学内に周知させることにより廃棄物の減量化を図った。また、不用のPC及び周辺機器に関し、リサイクル業者と売買契約を交わし、廃棄物の抑制に努めた。（会計課）	
	【98-4】・外国出張に伴う旅費の費用節約のためチケットの購入方法について検討する。	III	・外国出張費用の節約を検討するため、旅行会社3社から聞き取り調査を行った。その結果、3社の内2社が「出張管理システム」を構築しており、そのシステムを利用することで旅行会社がより安価なチケットを購入することが可能であることが判明した。しかしながら、本学がこのシステムを導入した場合における学内の利用頻度と初期導入費用及び年間管理費用を総合的に勘案した結果、その費用対効果は低いと考えられるため、来年度の導入は見送ることとしたが、引き続き外国出張費用の節約について検討することにした。（会計課）	
	【98-5】・費用対効果を考慮した医薬品の整理を行う。	III	・今年度、胃薬、鎮痛・下熱剤、去痰剤、湿布剤を純正薬から後発剤に切り替えた結果、これまでの約半額に経費を抑えることが出来た。他の薬も今後も順次、後発剤に切り替えていく予定である。（保健管理センター）	

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェ イト
【99】2-1. 総人件費改革の 実行計画を踏まえ、常勤役員報酬 及び承継職員給与について、平成 17年度の人件費予算相当額を ベースとして、平成21年度まで に概ね4%の人件費の削減を図 る。	【99-1】・常勤役職員の人 件費の削減計画を策定する。	Ⅲ	・総人件費改革を踏まえ、常勤役員及び承継職員人件費を平成21年度までに概ね4%、 平成22年度までに5%以上削減するよう人件費削減計画を策定した。さらに大学の最大 支出項目である人件費の支出を抑制し、教育研究経費の減少を抑えるため、給与制度改革 を行った。（人事・総務部会） （資料編：6-1参照）	
			ウェイト小計	

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	1. 資産の効率的・効果的な運用を推進する。
------	------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【100】1-1. 大学の資産（美術品等）のデータベース化、利用手続きの簡素化等を行うとともに、広報等を通じて、資産の有効運用を図る。	【100-1】・資産（美術品等）のデータベース化を継続して実施する。資産個々のチェックリストを作成しての目視によるチェックも継続して行う。	Ⅲ	・収蔵品の管理・利用および情報公開のための収蔵品データベースは、25,453件の作品情報、7,652画像を試験的にWeb公開しているが、画像がなく、文字だけのデータが大半であったため、追加するための画像データを作成した。平成18年においては、5,133件の画像データを作成した。また、同データベースへのアクセス数は、平成19年3月31日現在84,091回を数えている。	
【101】1-2. 大学美術館、奏楽堂、附属図書館等の利用時間の延長等を図り、効果的な運用を推進する。	【101-1】・上野校地図書館本館において、サービス体制を検討するため、平成17年度に引き続き開館時間延長の試行を行う。	Ⅲ	・上野校地附属図書館本館において、開館時間延長によるサービス体制の充実の検討を行うため、開館時間を1時間延長し、21時までとする試行を平成18年7月3日～14日及び平成19年1月15日～26日のそれぞれ平日の10日間実施した。（附属図書館）	
【102】1-3. 全学委員会である施設・環境委員会による、施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分、共用スペースの指定など、効果的・効率的なスペースの運用を着実かつ継続的に実施する。	【102-1】・施設の点検・評価の調査に基づき、効果的・効率的な施設の活用・運用を図る。	Ⅲ	・音楽環境創造科の千住校地への移転に伴って生じた取手校地のスペースについては、先端芸術表現専攻の大学院生の制作スペースとして、有効活用することとし、学生の教育研究制作に寄与した。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(2) 財務内容の改善に関する特記事項**1. 特記事項**

○平成18年度より、東京芸術大学、東京国立博物館、国立西洋美術館の3機関では、事務の効率化・合理化を図るため、連携して消耗品の共同調達を実施している。(平成18年度は、コピー用紙とトイレットペーパーの2品目)

これにより、コピー用紙はA3・235箱が195箱に、A4・1,164箱が1,311箱に、B4・136箱が173箱に、B5・46箱が52箱に前年度から増減しているが、合計で490千円の節減が図れた。

トイレットペーパーは、数量が19,044個から19,930個に増加したが27千円の増で抑えられた。なお、トイレットペーパーについては、本学の場合、展覧会・演奏会の来場者に左右される。(本年は、大学美術館の入場者数が「ルーヴル美術館展」「NHK日曜美術館30年展」等の開催により、前年度に比べて約23万人増となっている。)

19年度には新たに廃棄物処理業務請負についても共同契約を行うこととした。また、コピー用紙については、19年度より複数年契約(3年)を実施することとして、一層の抑制に努めている。

○自己収入拡充方策の一つとして、学内に設置されている自動販売機について、設置場所に係る貸付料方式から、民間で通常行われている手数料方式に平成17年度より変更した。これにより、利益を増やしたほか、毎月の電気料の徴収に係る検針、請求書発行や毎年度の貸付許可に係る事務が毎月の売上手数料の収入事務のみとなり、事務量が軽減する効果を上げた。この取組については、平成18年11月10日付けの(独)国立大学財務・経営センターメールマガジンにおいても、良い取組事例として採り上げられている。

2. 共通事項に係る取組状況**① 財務内容の改善・充実に図られているか。**

経費節減は日常の活動の中で常に強く意識されている。省エネルギー、省資源、ペーパーレス化はその具体的方針である。外部機関に省エネ診断と改善策の提案を依頼しており、これから具体的な方策を検討する段階にある。また、上記の特記事項のような経費節減・収入増加の取組が様々に行われている。

また、人件費、特に非常勤講師手当については、平成16年度に実施した単価改訂に引き続き、平成17年度においては、担当科目及び担当時間数の見直しを行い、平成18年度における非常勤講師手当の全体額を抑制した。

外部資金の確保については、法人化後に寄附募集の方法について検討を行い、新しい芸大の活動を支援いただく「藝大ルネッサンス基金」を平成17年度から開始したほか、継続的に大学を支援していただくことを目的とした賛助会制度「藝大フレンズ」についても、同じく平成17年度から寄附金の受入を開始した。

(平成18年度受入分 藝大ルネッサンス基金：2件 4,000,000円、藝大フレンズ：賛助フレンズ個人149名／法人5団体、特別賛助フレンズ個人18名／法人1団体、計5,181,000円)

このほか、特定寄附者銘板を設置して、高額の寄付者を顕彰し寄附の促進を図っている。(平成17年度より累計10名、計39,000,000円)

さらに、本学の教育研究成果を資源とし、その社会への還元を促進するための「受託事業」制度を平成18年2月に新設し、外部委託者のニーズに沿った事業が展開できるよう制度の充実に努めた。同制度により、平成18年度において16件の事業を実施し、73,954,942円の外部資金を受け入れた。受託研究、共同研究についても堅調に受入を増やしており、受託研究・共同研究・受託事業の受入総額は2億円を超え、法人化初年度の平成16年度比で約10倍となった。(平成17年度比2倍)

他方、資産の運用・管理に関しては、余裕資産の効率的運用を図り少しでも多くの果実を得るように努力している。特に、従前細分化されてばらばらに管理されていた長期保有の旧奨学寄附金を大学本部で一本化し、余裕資金を国債で運用している。

② 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定

中期期間内の人件費については、新たに組織を拡大整備することに伴う需要の増大への対応が課題となっているが、既存組織における常勤職員人件費の抑制を基本としつつ、短時間労働制、年俸制などの新たな勤務形態の導入に伴う人件費の合理化・削減を実現し、大学全体としては抑制基調を確保したいと考えている。

平成17年12月に閣議決定された総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図るため、人件費削減計画を策定した。

また、平成17年8月の人事院勧告による給与構造改革の実現に向けて検討を行い、平成18年4月から基本的に給与構造改革を実現することとしたが、地域手当のアップと定期昇給停止制度の廃止については、大学の財政全体に与える影響を考慮して、抑制基調とすることとした。すなわち、平成18年度においては、地域手当については国家公務員と比べて1%低い値とすることとし、また定期昇給については現行の55歳からの停止措置を維持した。平成19年度においては、地域手当については奈良校地以外の各地区(上野、千住、取手、横浜)の地域手当を12%に統一したが最も職員数が多い上野及び千住校地については、国家公務員と比べて2%低い値とし、また定期昇給については、大学教員の定年が67才であることから60歳停止の措置をとることとし、抑制基調を継続する。

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標	1. 点検評価内容、方法及び体制の見直し、充実を図る。
------	-----------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【103】1-1. 芸術分野(美術・音楽)における評価・分析方法について調査検討し、評価基準の試案を策定する。	【103-1】・芸術分野の評価方法等についての調査結果を踏まえ、評価方法等の試案作成を検討する。	Ⅲ	・ワークショップ「芸術系大学・学部の評価のあり方ー評価の視点、尺度を考えるー」を国公立の美術系大学の教職員の7名を招いて開催し、芸術系（今回は特に美術系）の大学・学部で自己点検・評価あるいは第三者評価を受ける際の課題や問題点等について、意見交換を行った。	
【104】1-2. 内部評価を充実させ、大学運営の改善に活用するため、点検評価委員会などを拡充した評価室（仮称）の設置など評価体制の整備を図る。		Ⅳ	美術学部では、「大学は社会に対して、大学の状況や特色等を積極的に情報発信していく必要がある。」という経営協議会での意見を受けて、各科・専攻の教育理念や特徴、実際の教育課程がどのように展開しているかを社会に分かりやすく伝えるために、(仮)「芸術と教育ー美術学部教育の現在」と題したプロジェクトを学長裁量経費（教育研究改革・改善プロジェクト経費）により実施した。 本プロジェクトは、各科・専攻の授業風景・学期末講評会のビデオ取材、学部長が各科・専攻ごとに行った教員との対談などを基に、美術学部及び美術研究科の教育現場の実像を明らかにしようとするプロジェクトで、本学の自己点検・評価の新しい形での取組である。報告書はDVD版と冊子版をそれぞれを平成19年度に発行することとして、取材・対談を実施した。	
	【104-1】・企画・評価室において評価体制の整備を図る。	Ⅲ	・認証評価について17年度末に21年度申請、22年度受審という方針が提出されたことを受けて、今後、年度ごとの評価スケジュールについて、素案を作成した。（企画・評価室）	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【105】1－3. 芸術分野の専門家による第三者評価，大学美術館，奏楽堂＝演奏芸術センターにおける来館者・聴衆に対するアンケート調査など，外部評価を促進する。	【105－1】・外部の有識者による外部評価について検討をする。	IV	・社会への情報発信を積極的に行うべきとの，経営協議会での外部委員からの指摘を受け，社会への説明責任を果たす方法の一つとして，企画・評価室長名で美術・音楽両学部に対して平成18年度において「外部評価の実施」を検討するよう平成17年度末に通知した。これに基づき，両学部において評価実施方法を検討し，平成18年12月にそれぞれ外部評価委員を招聘して，外部評価委員会を開催し，主に「社会から見た芸大への要望，意見」を中心テーマに評価を実施した。現在，評価報告書を作成しているところである。 （企画・評価室）（美術学部）（音楽学部） ※外部評価委員の構成 美術学部：美術家・作家2名，公立美術館長1名，自治体首長1名，芸術系財団関係者1名，メディア関係者2名 音楽学部：芸術系他大学長2名，芸術系財団関係者1名，経済界1名，他分野有識者1名	
		III	・本学の自己点検・評価活動，自己改善活動の参考とするため，大学生生活全般についてのアンケート「学生意識調査」を実施した。（企画・評価室）	
	【105－2】・大学美術館，奏楽堂等施設利用者のアンケート調査を実施し，今後の運営に役立てる。	III	・大学美術館では展覧会毎にアンケートを行っている。指摘を受けた問題点に関しては今後の運営の参考とするとともに，即座に改善できる事に関してはすぐに対応できるよう努めている。 ①会場内誘導サインを，来館者の動向を見ながらわかりやすく臨機応変に掲示した。また声かけ誘導も積極的に行った。 ②外に並んで入場待ちをする来場者のためにテントを設置した（雨よけ，日除けのため） ③来場者の混雑緩和のために開館時間を延長した。（大学美術館）	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	1. 学内情報の公開や開示請求などへの対応に関して基本方針を見直し、積極的な情報提供を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【106】1-1. 情報公開に関して広報委員会等、学内組織の見直しを行う。	【106-1】・平成17年度に設置した広報室において、効果的で効率的な情報提供等を行うため広報戦略について検討する。	III	・効果的で効率的な情報を提供するため、広報誌「藝大通信」の配布先見直しに着手した。平成18年9月発行分から、学内への配布については、一律配布から希望者のみへと変更した。さらに現行の配布先部数を見直すとともに、他大学などに対して、引き続いての配布希望の有無を調査し、平成19年3月発行分から配布を希望する機関等のみに送付することとした。さらに、主に守衛所で配布していたものは、藝大アートプラザのみで配布するものとし、あらたに本学の入学志願者を確保する観点から出身校あてに送付する予定である。今後、そのほかの効果的で効率的な配布先を検討する。（広報室）	
【107】1-2. ホームページを通じて、教務学生情報、キャンパス情報、教員情報、展覧会・演奏会情報、法人文書等の積極的な発信を図る。	【107-1】・ホームページを更新し、見やすく利用しやすくするとともに、各種情報の充実を図る。	III	・平成18年6月1日、藝大ウェブサイトの全面リニューアルを実施した。（広報室） ＊従来の各部局から得た情報を広報担当者が作成し、ウェブサイトへ掲載していた方法を改め、情報提供部局において情報を作成し、広報責任部局が承認するだけで瞬時に掲載できるシステムを導入したことにより、責任体制を確立させたまま、適時適切な更新が行われるようになり、迅速な対応が取れるようになった。 ＊掲載画面については、まず、ユニバーサルデザインを基本とし、他大学にない藝大らしいウェブサイトを立ち上げることをコンセプトとした。これをベースに従来の展覧会、演奏会情報を中心に掲載していた内容を改め、学部・大学院紹介、入試案内などについて、閲覧者側の視点に立った見やすい画面へと変更するとともに、情報の発信拠点でもある大学美術館、奏楽堂の展覧会、演奏会情報も同時にトップページに掲載し、閲覧目的の違いによる情報の振り分けも分かり易い画面へと変更した。 ＊また、トップページの写真掲載では、本学ならではの企画として教員の作品、本学所蔵楽器の紹介を毎月1回更新し、閲覧月ごとに視点を変えた情報発信を実施している。 ＊さらに、今年度中にあらたなコンテンツを作成し、来年度の公開を目指してさらに充実したウェブサイトへと発展させていく。 （新たに作成したコンテンツ） ・卒展・修了作品展の図録のウェブ化 ・卒業試験公開演奏会のプログラム （検討を開始したコンテンツ） ・学科単位の企画展覧会、演奏会情報などの集約 ・学生活動の紹介（展覧会、演奏会）	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
		Ⅲ	・教員総覧ページを作成し、公開した。定期更新の時期と方法についても検討を行い、適切な更新が図れるように手順を決め、平成19年度より実施することとした。また、教員総覧の各ページから当該教員の附属図書館HPの教員アーカイブへリンクできるようにし、所蔵されている著書・図録等も分かるようにページ内容を充実させた。（企画・評価室）	
【108】1－3. 開示請求に迅速に対応出来る体制の整備を図る。	（16年度までに実施済）	Ⅲ	・総務課広報係を窓口として情報公開に対応しており、本年度は、4件の請求があり、開示を行った。この決定には4日間を要した。（総務課）	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項**1. 特記事項**

○ 美術学部では、各科・専攻の教育理念や特徴、実際の教育課程がどのように展開しているかを社会に分かりやすく伝えるために、(仮)「芸術と教育—美術学部教育の現在」と題したプロジェクトを学長裁量経費（教育研究改革・改善プロジェクト経費）により実施した。

本プロジェクトは、各科・専攻の授業風景・学期末講評会のビデオ取材、学部長が各科・専攻ごとに行った教員との対談などを基に、美術学部及び美術研究科の教育現場の実像を明らかにしようとするプロジェクトであり、本学の自己点検・評価の新しい形での取組である。報告書はDVD版と冊子版をそれぞれを平成19年度に発行することとしている。

2. 共通事項に係る取組状況**①情報公開の促進が図られているか**

総務担当理事を室長とする管理・運営室において、情報公開の開示請求に対して法人として判断をすべき案件について迅速に対応できる体制をとっている。また、情報公開のための規則を整え、情報セキュリティポリシーも制定した。加えて、広報関連業務を戦略的に実施するため、新たに広報室を設置している。

大学公式Webサイトにおいては、大学の概要、組織の概要に関する情報、各学部研究科の紹介、入試に関する情報などの基本的情報のほか、教員総覧、大学美術館展覧会・奏楽堂演奏会の開催情報などを掲載し、本学の諸活動について広く公開して、「情報公開・個人情報保護」の頁を設けて、下記の項目についても公開している。

- | | |
|------------------------------|------------|
| ○組織図 | ○役員会名簿 |
| ○経営協議会名簿 | ○教育研究評議会名簿 |
| ○職員数 | |
| ○役員報酬規則 | ○職員給与規則 |
| ○職員退職手当規則 | ○招聘教員就業規則 |
| ○事務等非常勤職員就業規則 | |
| ○教育研究等非常勤職員就業規則 | |
| ○国立大学法人東京芸術大学の役職員の報酬・給与等について | |
| ○業務方法書 | |
| ○中期計画、中期目標 | ○年度計画 |
| ○事業年度に係る業務の実績に関する報告 | |
| ○年度実績報告書への評価委員会の評価の結果 | |
| ○会計通則 | ○契約規則 |
| ○授業料その他の費用に関する規則 | |

- 附属図書館文献複写規則
- 情報公開取扱規則
- 情報公開に関する開示・不開示の審査基準
- 法人文書ファイルの検索
- 個人情報取扱規則
- 個人情報管理規則
- 個人情報の開示決定等に係る審査基準
- 個人情報ファイル簿
- 財務諸表
- 決算報告書
- 事業報告書
- 監事が行う業務監査及び会計監査（財務諸表及び決算報告書）の報告内容
- 会計監査人が行う監査の結果
- 環境物品等の調達の推進を図るための方針
- グリーン（環境物品等）調達推進体制概要図
- 環境物品等の調達の実績の概要、調達実績取りまとめ表
- 東京芸術大学政府調達協定実施規則
- 東京芸術大学建設工事等随意契約実施要項
- 随意契約締結一覧

②従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

評価結果については、総務担当理事（企画・評価室長）から各理事、部局長に通知するとともに指摘された課題について、担当理事室（部局）を決めて、改善方策について検討した上で、その計画を提出させている。（資料9参照）

平成17年度の評価結果においては、財政計画、人件費削減の取組に関すること、6点の指摘があったが、これらの中には、平成18年度当初より検討が行われていた事項もあり、評価結果が通知されたときには、既に対応が済んでいたもの、計画を立てて実行中であったものもあった。しかし、評価結果で指摘を受けたことを受けて、重要性を再認識し、より一層の充実を図るよう努めている。指摘事項への対応状況については、それぞれに関する次の計画番号の部分を参照願う。

- ・任期更新時における評価方法に関すること【85-1】
- ・財政計画、人件費削減の取組に関すること【99-1】
- ・監査機能の充実に関すること【81-1】
- ・外部評価に関すること【105-1】
- ・ウェブサイトに関すること【107-1】
- ・危機管理体制の確立に関すること【114-1, 2, 3】
【115-1】

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	1. 教育研究に必要な設備・施設の充実を図る。 ・日本で唯一の国立の芸術大学としてふさわしい機能と環境の再構築を目指す。 ・既存施設の有効活用並びに百年建築の整備に最大限配慮した計画の着実に実施する。 ・施設の点検・評価に関する調査とこれを踏まえた共用スペース等の活用を促進する。 ・施設総合マネジメント体制及びルールを整備する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【109】1-1. 施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分、共用スペースの指定など、効果的かつ効率的なスペースの運用(東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則)の着実かつ継続的な実施を図る。	【109-1】・施設の点検・評価に基づく専有及び共用スペースの運用実態を調査し、それに基づき使用の見直し、使用者に対する指導及び助言を行う。	III	・昨年度実施した、施設の点検・評価に基づく専有及び共用スペースの調査結果を分析し、共用スペースの利用状況について重点的に追調査を行った。その結果、有効利用されていない共用スペースの利用者に利用計画の提出を求めた。提出された計画が、利用率の向上を達成し、かつ、教育研究等に貢献できる計画であるかどうかを審議した上で、利用を認めるという方策をとって、使用状況の改善を図った。	
【110】1-2. 今後の教育研究内容の変化に柔軟に対応するフレキシブルスペース(共用スペース、パブリックスペース、多目的スペース、屋外スペース)の創造力あふれる運用を図る。	【110-1】・施設運用の見直しを図り、フレキシブルスペース運用を改善する	III	【109-1】を参照願う。 また、邦楽の定期演奏会「今昔物語」に使用する舞台装置を、オープンアトリエで制作するなど、授業と一般公開を目的とした機会の場を増やすなど、フレキシブルスペースの運用改善を図った。	
【111】1-3. 大学院の充実等、新たな教育研究の展開に対応する施設整備、並びに既存施設を最新の設備・機能・耐震性能・デザインへと蘇生するための整備計画の着実な実施に努める。	【111-1】・既存施設の点検・評価及び耐震診断の結果に基づき、アスベスト撤去及び耐震補強等施設の改修を進める。	III	・アスベストについては、危険性・緊急性の高い箇所の撤去が3月までに完了した。また、より安全で快適な教育研究環境の実現と、新たな教育研究スペースを確保するため、音楽学部1・2号館の耐震補強及び2号館の増・改修が平成19年度前期の完成に向けて進行している。また、平成19年度実施予定の美術学部彫刻棟耐震改修のより安全・安心で快適な教育研究環境の実現に向けて、彫刻棟改修ワーキンググループを立ち上げ検討を行い、準備を進めた。	
【112】1-4. 地元自治体等との協力体制による施設整備を推進する。	【112-1】・足立区と連携し、同区の廃校跡地利用の施設整備に協力する。	III	・足立区と連携し、昨年度から引き続き施設整備の指導、助言を行い、9月に千住校地として開校した。(施設課)	
【113】1-5. 上記各項目並びに施設の点検・保守・修繕等に係る整備計画の着実な実施と企画・立案業務の強化を踏まえ、教員及び事務が一体となる執行及び責任体制の構築を図る。	【113-1】・「保全計画書」等の充実と、予算面も含め施設保全業務の整備及び責任体制の充実を図る。	III	・上記【109】～【112】の各計画については、管理・運営室(施設・環境部会)と関連する各委員会が連携して検討及び施設面等の整備を図った。 ・また、設備台帳を更新し、施設保全業務のうち、特にクレーン保守業務の契約を見直し、集約化・複数年契約化を行い、予算の節約にも配慮した。(平成19年度分契約額、平成18年度比マイナス約48%)	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期目標	1. 安全と環境等に配慮したキャンパスの整備を行う。
------	----------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【114】1-1. 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策	【114】1-1. 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策			
・労働安全衛生コンサルタント等の導入により、労働安全衛生法などの関係法令等を踏まえた安全管理体制の整備及びシステムの構築を図る。	【114-1】・衛生管理者及び技能講習修了者の充実と適性配置を図る。	III	・資格を要する作業及び技能講習を要する作業について再度点検を行い、各種技能講習受講計画を策定し充実を図っている。 （具体的な講習受講状況は【89-1】を参照願う。） （安全衛生委員会）	
・大学としての安全管理マニュアルを作成する。	【114-2】・施設等の安全管理マニュアル等を充実し、管理体制の強化を図る。	III	・平成17年度に実施した学内の有害物質使用状況、作業内容等調査を基に全学の安全管理マニュアル作成に向けて検討し、各科・専攻等により作業内容等の違いが大きいことが分かった。その結果を踏まえて、各科・専攻（研究室）それぞれの実態に即した安全管理マニュアルの整備を行うための全学的、指針として「労働安全衛生マネジメントシステム基本規程」及び「危険有害要因及び実施事項管理規程」の作成に着手した。これを基に各科・専攻ごとの業務内容を把握し、実態に即した全学の安全管理マニュアルを行うこととした。 （安全衛生委員会） （資料編：8-1 参照）	
		III	・キャンパスハザードマップの充実を図るため、上野校地の屋上防水等の老朽状況を調査し、防水性が低下している箇所を修繕した。	
		III	・美術学部の事故防止等の対策を検討するために、美術学部施設整備委員会を美術学部施設環境・安全衛生委員会に改組し、安全管理体制を整備した。また、全学的な安全衛生の会議である上野校地安全衛生委員会の議題等のうち、美術学部に関するものを速やかに検討・審議するため、開催日を上野校地安全衛生委員会の翌日として設定することとした。（美術学部施設環境・安全衛生委員会）	

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
・毒劇物等の危険物取扱い，実験廃棄物に関する厳格な管理体制の整備を図るとともに定期点検等の措置を講ずる。	【114-3】・毒劇物等の危険物取扱い，実験廃棄物に関する厳格な管理体制の整備を図るとともに定期点検等の措置を講ずる。	III	・衛生管理者による定期点検及び学内巡視を強化し，有害物の取扱い，廃棄等についての手順を各作業上に掲示するなど，細部に渡る指導を行った。（安全衛生委員会）	ウェイト
			平成19年2月13日に台東区保健所生活衛生課担当者から毒劇物取扱いに関する立ち入り検査を受け，対象となる文化財保存学（保存科学），工芸科（彫金，鍛金，鍍金，染織）及び彫刻科（金属）で検査が行われたが，検査後の講評では「比較的によく管理されている。」との評価を得た。	
		III	・美術学部及び大学院美術研究科の各科・専攻が管理していた使用する素材等の個性による排水や廃棄物等の取扱いについて，「排水および廃棄物取扱いマニュアル第1版（平成18年10月20日付）として取りまとめ，教職員・学生等へ配布し，学内における排水及び廃棄物等の意識の向上を図った。また，その後も引き続き記載内容の検討・修正を重ね，記載内容をより充実させたものを第2版（平成19年4月1日付配布予定）として作成した。（美術学部施設環境・安全衛生委員会）（資料編：8-1参照）	
【115】1-2. 学生等の安全確保等に関する具体的方策	【115】1-2. 学生等の安全確保等に関する具体的方策	III	・樹木の保護を優先していた美術学部の施設環境の管理方針について見直しを行い，2箇所の保存緑地の内部を除いた建築物，通路及び駐車スペース等付近の樹木については，展覧会，芸術祭及び入学試験等の開催前に，危険樹木等の有無の点検確認を行い，緑地保護を考慮した安全管理のための枯枝及び支障枝等の剪定を行っていくことと改めた。（美術学部施設環境・安全衛生委員会）	
・盗難や事故等の防止のための学内セキュリティ管理及び自然災害に対応した計画推進に務める。	【115-1】・盗難や事故等の防止のための学内セキュリティ管理及び自然災害に対応した計画推進に務める。	III	・職員はネームプレートを付けることとし，不審者の排除及び緊急時の連絡・対応等が迅速に行われるようにした。（総務課）	
			・従来より学生便覧等において，盗難防止や火災時の留意事項等について学生への周知を図ってきたが，学内セキュリティ管理のため「事件対策マニュアル～不審者の侵入～」などの各種マニュアルの作成にむけて資料収集を行い，作成に着手した。引き続き細部の内容について検討を進めることとした。（総務課）	
		III	・地震や火災に備えて，消防計画の見直しとそれに基づくマニュアル作りに着手した。その成果として，附属図書館消防計画及び防災指針を作成した。（安全衛生委員会）	
・広く開かれた大学として，身体障害者や高齢者への配慮に努める。	【115-2】・広く開かれた大学として，身体障害者や高齢者への配慮に努める。	III	・千住校地において，足立区が実施する施設整備に当たり，身体障害者や高齢者へ配慮して，多目的トイレ，身障者対応エレベーター及び点字ブロック等を設計時に提案し，整備された。 ・音楽学部2号館改修工事において，多目的トイレの設置に向けて整備中。 ・中央棟の地階と1階のトイレをバリアフリーに改修した。（施設課）	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(4) その他業務運営に関する特記事項

1. 特記事項

○特になし。

2. 共通事項に係る取組状況

①施設マネジメント等が適切に行われているか

施設の効率的な管理運営のため、平成16年度に管理運営室の施設環境部会にキャンパスプラン検討WGを設置し、①施設の適正な運用、②運用面から見た機能的・動線的な建物配置の問題等を検討し、「『キャンパスプラン』の検討について」として平成17年3月にとりまとめた。その結果、学内の空スペースの有効活用を図ることとし、従前美術館ギャラリーとして未使用だった場所を活用して、「藝大アートプラザ」を平成17年11月に開設した。同プラザは、本学の教職員等が創作した作品や本学が企画開発した作品等を社会に対して積極的に発信することにより、本学の教育研究成果を広く一般に提供するとともに、文化芸術を社会の身近なものとし、心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与するための本学の新しい発信の場となっている。今年度は、藝大アートプラザ企画推進室主催により、本学学生の活動の一端を学外に発信することを目的としたアートコンペを実施し、同プラザにおいて「藝大アートプラザ大賞展」（平成19年2月20日～平成19年4月22日）を開催して、入選作品を展示・販売し、学生の顕彰を行うなど、プラザ設置の目的を十分に果たしている。

平成18年度の施設整備については、平成18年4月に新設された大学院音楽研究科音楽文化学専攻並びに音楽学部音楽環境創造科の拠点施設として、足立区が提供する「旧千寿小学校」の増改修工事に協力し、平成18年9月に開所した。

この整備については、足立区との連携による施設整備であり、地方財政再建特別措置法施行令第12条の3第7号を活用し、キャンパス整備を実現し、かつ、芸術・文化を発信する街づくりに共同して推進するために受託研究等の事業を展開を図っていく取組となっている。

②危機管理への対応策が適切にとられているか

天災等様々な緊急事態に速やかな対応が可能となるよう、緊急連絡体制を構築している。

学内の施設面における「リスクマネジメント」については、関係法令（建築基準法、消防法）等に基づく施設の定期点検を行い、不備（損傷等）、危険箇所があった場合は迅速にそれらを修復し、関係部署の緊密な連携を図りつつ事故等の未然防止に努めた。

また、地震災害に備えるため、既存施設の耐震補強工事への取組に重点を置いている。

特に平成18年度においては、平成17事業年度の評価結果における指摘を受けて、危機管理体制の充実を図るために、安全管理に関する規定の作成（【114-2】参照）や、学内セキュリティ管理に関する資料の収集とマニュアルの作成（【115-1】参照）、消防計画の見直し（【115-1】参照）等にも着手した。今後は、これらの個別に作成しているマニュアルや計画を総合的に統合して、危機管理マニュアルとしてとりまとめていくこととした。

項 目 別 の 状 況

II 大学の教育研究等の質の向上

(1) 教育に関する目標

①教育の成果に関する目標

中期目標	1. 大学の目標の実現をめざし、現代社会における芸術の創作拠点として、独創性、国際性豊かな芸術家を育成する。さらに、芸術研究者、教育者、文化財専門家、芸術文化拠点の運営者、芸術文化政策の立案者など、芸術の関連分野の専門家を育成する。 2. 修士課程において、芸術文化に関する高度専門職業人養成機能の拡充をめざすとともに、博士後期課程においては、教育研究の充実を図り、学位授与の促進を図る。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【1】1-1. 我が国芸術文化向上に多大な貢献を果たしてきた本学の芸術教育伝統を継承し、伝統的な芸術表現手法及び自己表現手法の獲得を一層強力に推進するとともに、新しい芸術表現・自己表現手法の獲得のための教育も積極的に展開していく。	【1-1】・伝統的な芸術表現手法や自己表現手法並びに新しい芸術表現・自己表現手法の獲得に関して、社会で活躍しているアーティスト等を非常勤講師として招き、集中講義等により積極的に教育を行う。	・各学科・専攻がそれぞれの教育目的にあわせて、常に新しい考え方、異なった感性を取り入れ、新しい芸術表現・自己表現手法をつくり出していくことができるよう、国内外の実績のあるアーティスト、キュレーター、評論家、作家、演出家等による集中講義・特別講義等を行っている。 また、本学は、新しい芸術表現・自己表現手法をつくり出していく基盤として、伝統文化・伝統的な芸術表現手法や技術の教授にも力を入れており、外部の工房や博物館、修復現場等の実地見学や、技術者等を講師に招いての集中講義・特別講義等を行って伝統的芸術技法を学生が習得できるよう努めた。これらの集中講義・特別講義等は、実施を企画・担当する学科・専攻を超えて広く他学科・専攻に開放されているものを数多くあり、例えば「モネー地中美術館に設置された『睡蓮』を巡って」(秋元雄史、馬淵明子、岩井希久子ほか)、「自画像について考える」(阿部謹也)、「時間と都市(空間)は、どのように表現されてきたか」(鷹見明彦)、「アートと政治についての関係性」(ミウマン)、「ヨーロッパにおけるジャポニズムとシノワズリーについて」(モカ・コプリ)、「イギリスにおける美術教育について～イギリスにおけるデザインの現状等」(Aidan Rowe, Astrid Mkhlaaf)、「劇場空間の演出術」(伊東正示)、「根っこのアフリカ、ハイテクのアフリカ」(Simon Njami, Lara Baladi)、「わが国の伝統的製鉄法である"たたら製鉄"の実演を通して、鉄の製造技法の特徴、美術工芸材料としての鉄の文化的特徴について」(永田和宏)、「楽器学講座(管打楽器)」(山領茂、小島修一)、「3つのミレニアムを呼び交わして 現代ギリシア音楽入門」(デモステネス・シュテファン・ディス)、「パリ発：ケータイ電話で撮影された映画作品フェスティバル」(ジャン・ジャック・ワイツ)などが挙げられる。 <各学科・専攻が行っている集中講義・特別講義等については、教育研究に係る参考資料集：資料1を参照願う。>
【2】1-2. 本学の伝統であり、芸術教育に欠かせない、少人数教育、個人指導を充実させる。	【2-1】・芸術教育に欠かせない少人数教育、個人指導の充実を図るため、少人数実習、個別担任制の実施や個々の学生の年間目標への細やかな指導などを行う。	・本学の専門教育においては、1対多数ではなく、少人数指導または1対1のマンツーマンによる方法が、確立されている。美術学部・美術研究科においては、アトリエでの課題制作における指導(主に週日の午前中)を行うほか、課題制作品の学内の展示スペースを利用した発表会、学科・専攻あるいは研究室単位で企画実施する展覧会や学科・専攻を超えて実施するアートパス等での展示などにおける指導を通して、個々の学生の技術と創造性の向上を図っている。音楽学部・音楽研究科では、教員と学生のマンツーマン方式の実技指導による個人レッスン(器楽科(ピアノ)及び邦楽科は60分、それ以外の専攻は45分)を週1回行うほか、教員の指導による学内でのリサイタル、試演会などを行うことにより個々の学生の技術や感性の進

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
		歩や問題点を把握し、自身演奏家でもある教員の芸術的な感性を生かした指導を行っている。映像研究科においては、映像作品制作における指導と領域別ゼミを中心に少人数グループによる教育を実践している。そのため、専門実技（又は制作）に関する授業においては、常に教員と学生の間での双方向のやりとりが行われ、個別的にあるいは適時的に指導方法を見直しつつ、進められていることが、大きな特徴であり利点であると言える。 また、授業中でのやりとりを通じた指導の充実以外にも、例えば、週1回、学生2～3人が制作等について発表し、教員・学生全員で討論する場を設けた（工芸科 鍛金）、研究室ごとに個別相談日を設け、随時指導教員がコンセプトから表現技術に至るまで具体的にアドバイスをを行う機会を設けた（デザイン科、先端芸術表現科）、学生に年間目標、計画を作成、提出させ、各自の目的に合わせた指導実施。（工芸科 鍛金、陶芸）、すべての授業記録などを整理・保管、データベース化し、カリキュラムの見直しや引継ぎ、FDに活用（先端芸術表現科）、複数教員担当制の充実（声楽科）、アンケート調査を活用（ソルフェージュ）など各科・専攻ごとによりきめ細やかな指導を行うために、指導体制を充実させる取組がなされている。 さらに、実技又は制作を主としない学科系各科においても、学生の研究テーマに即した個別指導を常時行っており、修士論文・博士論文の中間発表会の実施、学内での研究発表会の実施、関係学会への参加、発表・論文投稿などの推奨を通じた指導を行っている。
【3】1－3. 学生の個性・能力に応じた指導を徹底し、きめ細かな教育環境を整える。	【3－1】・学生の個性、能力に応じた指導ときめ細かな教育を行うため、学生の状況把握の改善や授業の指導体制等の整備を図る。	【2－1】を参照
【4】1－4. 国際的視野を持った芸術家育成のため、社会連携、国際交流を積極的に推進していく。	【4－1】・交流協定締結校やその他の芸術系大学等との交流により国際的視野を持った学生の育成を促進するとともに、社会連携を推進し視野の拡大を図る。	本学では、国内外の芸術家との交流や共同についても積極的に推進しており、例えば、特別講演会等において、国際的に活躍する作家、キュレーターなどを講師に迎え、学生に視野を広げる機会を設けている。＜【1－1】及び教育研究に係る参考資料集：資料1参照＞ また、「IMA英語」（美術学部先端芸術表現科必修科目）では、1週間英語のみによる合宿を導入し、芸術家として国際的に活躍する人材育成のための英語力強化の取組も行っている。 平成18年度は、ウィーン工科大学建築・地域計画学部（オーストリア）及びロンドン芸術大学（イギリス）と芸術国際交流協定及び学生交流に関する覚書を締結しており、本学の国際交流協定校は、13カ国・地域の31校である。＜教育研究に関する参考資料集：資料2参照＞これらの協定校やその他の芸術系大学を中心に様々な国際交流活動に、学生も教員とともに参加している。＜教育研究に係る参考資料集：資料3参照＞ 特に協定校であるバウハウス大学、シュトゥットガルト美術大学への交換留学、韓国芸術総合学校・梨花女子大学からの特別聴講学生の受け入れも行った。 さらに、平成17年度に新設された映像研究科においても北京電影学院（中国）、韓国映画アカデミー（韓国）と短編映画共同制作の計画を実行中（平成18年度は、脚本コンペ、打合せ、俳優選定を実施。平成18年度末～平成19年度に撮影。）である。これは学生が共同して映画作

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
		品を制作し、①映画制作を志す者同士の交流、②作品を上映又は放送メディアを通じた発表によって広く相互の国民に鑑賞してもらうこと、③映画祭等への出品によって世界にアジアの若者の文化・思想を理解してもらうことを目的としており、本学にとって、新しい分野での国際連携の取組となっている。 本学では、「芸術は社会との関わりの上に成り立つものである」という認識のもと、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行っており、特にキャンパスが所在する台東区、取手市、横浜市、足立区を始め、その周辺地域を中心に様々な地域において、連携活動を行っている。＜教育研究に係る参考資料集：資料4参照＞ なかでも、平成11年より市民と取手市、東京芸術大学の三者が連携して行っているアートプロジェクトである「取手アートプロジェクト(TAP)」では、芸術家やアートマネジメントなどの人材育成と地域文化の振興を推進している。平成18年の副題は「一人前のいたずら——仕掛けられた取手」で、11月11日～26日の金・土・日・祝の9日間取手市内各所で展示、演奏、パフォーマンス等のイベントを実施した。また、イベント期間中以外も、TAPサテライトギャラリーでの展示やアーティストの学校派遣などを行っており、本プロジェクトは、本学の取手市との連携活動の中核をなす活動となっており、取手校地の学生を中心に多くの学生が運営への参画、企画への参加をしており、社会連携・地域貢献活動としてだけでなく、実地体験として教育面での効果も高い取組となっている。（平成16年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」採択（平成16～18年度）、平成18年度文化庁「文化芸術による創造のまち」支援事業、平成18年度地域づくり表彰国土交通大臣賞受賞） また、平成18年9月の千住キャンパス開構に伴い、足立区との連携活動が大変顕著となり、学生参加の企画や調査を数多く行っている。例えば「文化政策・地域文化振興フォーラムin千住」（10月20日～21日）では、学生参加のもとに企画・運営を行った。また、足立区と連携した調査研究「足立区内の芸能を中心とする無形の文化財の関係資料の体系的収集と整備」をスタートさせ、別途文化庁から委嘱された調査研究「芸能を中心とする無形の文化財の保護に関わる資料の体系的収集と整備」と連動させ、学生参加のもとに調査研究を行っているところである。
【5】1－5. 専門教育と教養教育双方の充実と深化を図るため、授業科目のバランス、授業内容の見直しを図る。	【5－1】・授業科目や授業内容等の見直しを行い、教育の充実を図る。	・各科・専攻では、定期的な教員会議等の方法により、科・専攻内の教員間での問題共有がはかられており、それぞれの人材養成像に則して、適宜授業科目の編成や内容の見直しを図っている。例えば平成18年度では、IMA英語の必修科目化（先端芸術表現科）、知的財産に関する内容を必修科目の講義に組み込む（デザイン科）、平成16年度新設の必修科目「工芸制作論」の3年目での総括と内容の見直し（工芸科）、「音楽学特殊研究（西洋A）」のテーマ設定の変更（楽理科）等が行われた。また、授業科目の編成や内容の見直しに役立てるため、学生が制作した作品のデジタル画像資料を学生の成長過程を常に参照できるよう継続的に整理する取組（絵画科（日本画））、すべての授業記録などの整理・保管、データベース化する取組（先端芸術表現科）等も行われている。
【6】1－6. 芸術系教員や学芸員等の芸術関連分野の専門家養成のため、教職関係科目、学芸員科目の充実を図るとともに、インターンシップ制度の従来以上の導入を図る。	【6－1】・博物館等と連携した事業により学芸員科目の充実を検討する。また、企業と連携してインターンシップ制度の充実を検討する。	（学芸員の養成に関すること） ・学芸員科目「博物館学各論」では、本年度は、他博物館・美術館のみならず、新聞社文化事業部、サザビーズなどとも連携して講師を招くなどして、その講義内容を幅広い視野から構築し、充実させている。また、生涯学習審議会と中央教育審議会において、学芸員課程そのものの見直しについて検討されていることを受けて、当館においてもインターンシップ、社会人対象の大学院課程など多角的な検討を開始した。 ・平成15年度より東京国立博物館と行っている連携事業である「学生ボランティアギャラリー

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
		トーク」は、将来、美術館・博物館で学芸員として働くことに関心を持つ本学学生の実地研修の一つの機会となっている。本年度も同博物館の特別展「仏像 一木（いちぼく）にこめられた祈り」において、日本・東洋美術史研究室、工芸史研究室的大学院生6名が、各人5回ずつ20分間の解説を行なった。この他にも、国立西洋美術館の特別展「ベルギー王立美術館展」（平成18年9～12月）のカatalog執筆、東京国立博物館の特別展「仏像」（平成18年10～11月）、「マーオリ」（平成19年1～3月）の実務補佐として大学院生（西洋美術史研究室）が参加した。 （実務研修に関すること） ・上記の博物館・美術館での取組以外、TAPや協定校等との交流展、授業等の成果発表展、定期演奏会等は、全てアートマネジメントや作家・演奏家等としての実地研修の機会となっている。特にTAPでは、アートマネジメント講座「TAP塾」を開設し、一般社会人と本学の学生が一緒になって実践的にアートマネジメントが学べる仕組みを導入している。 ・インターンシップを専門科目として教育課程に組み込んでいる先端芸術表現科では、毎年、受入機関担当者によるインターンシップ事前説明会を開催している。また、各学科・専攻が各々設けている掲示スペース等を活用して、インターンシップ制度を設けている企業を紹介するなど、活用を促す取組も行っている。 ・これらの実務研修的なものだけでなく、授業の内容やテーマ設定に関しても企業等と連携を進めており、事例として、大倉陶園と本学陶芸研究室が共同で研究授業（平成18年4月～9月）を行い、「チャイナペインティングの美」をテーマとしたディナーセット制作が修士1年生を中心に行われ、「ディナー食器への挑戦ーチャイナペインティングの美」展（本学大学美術館陳列館、平成19年1月）で発表したことなどがあげられる。
【7】1－7. 学部卒業作品・演奏・論文、大学院修士博士論文・作品・演奏のWeb公開など、教育成果の公表システムを充実させる。	【7－1】・教育成果を展覧会や演奏会として発表することやWeb上、刊行物等様々な形で公表システムを充実させる。	・美術学部・美術研究科においては、大学美術館、大学会館等の施設を活用して、展覧会・発表会を開催して、教育の成果を広く公開している。また、上野校地・取手校地の校舎内の展示スペースや教室を活用して、課題制作の展示も実施している。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料5，6，7，12参照＞ ・また、美術学部・美術研究科においては、卒業・修了作品だけでなく、卒業・修了論文の概要も含めた作品集を刊行しており、平成19年3月卒業・修了生の作品集より、本学公式Webサイト上での公開も開始した。 (http://www.geidai.ac.jp/life/activity/sotsuten_catalog2006.html) ・音楽学部・音楽研究科においては、奏楽堂を活用して、公開試験や定期演奏会等を行い、教育の成果を広く公開している。また、学外からの演奏依頼も成果発表の機会となっている。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料7，8，9，10参照＞ ・映像研究科においては、横浜校地校舎内のスタジオや教室を活用して、作品の発表を行っている。また、平成19年3月に第1期の修了生を出した映像研究科映画専攻では、横浜校地校舎内及び都内映画館での上映を予定している。（平成19年5月～6月予定）＜教育研究に係る参考資料集：資料7参照＞ ・演奏芸術センターにおいては、本学奏楽堂で、平成18年度に行った演奏会の記録を年報的にとりまとめ、「奏楽堂コンサートリポート」（仮題）というCD（非売品）を制作することとし、平成19年度発行の準備を進めた。 ・本学の公式Webサイトは、平成18年6月に新システムを導入し、新規情報の掲載までのタイムロスが少なく、これまで以上に適時適切な更新が行われる体制を構築した。また、各学科・専攻のページにおいて、授業の課題作品、卒業・修了制作品、卒業・修了論文題目リストや講義記録、年次報告、展覧会情報等を公開する取組を行っている。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
		・また、美術学部、音楽学部ではそれぞれ毎年「紀要」を発行しているほか、学科・専攻あるいは研究室として独自に教育研究成果を発表するために年報等を発行している。（例：建築科「空間」、保存修復（彫刻）「年報」、保存科学「年報」、音楽学「博士1年次論集」、音楽教育「音楽教育研究ジャーナル」等） ・附属図書館では、例年どおり学位取得者から許諾を得たもの（平成17年度学位取得者13人）について博士論文要旨をWeb公開した。紀要論文については、「東京芸術大学音楽学部年誌」及び「東京芸術大学音楽学部紀要」のバックナンバーを、国立情報学研究所(NII)の学術雑誌公開支援事業により、冊子体の電子画像化と、書誌情報及び画像の公開をNII提供の論文情報ナビゲータ" CiNii " [サイニイ]で行った。
【8】1－8. 卒業後の進路等に関する情報を収集し、長期的な教育成果を把握し、検討する体制を整える。	【8－1】・卒業後も進路相談に応じる等、卒業後の研究発表情報を収集し、中長期的視野から優秀な人材を育成する。	・学生課では、卒業生・修了生からの就職相談に対して、企業からの求人状況等の説明、本人の出身科・専攻の教員の紹介等の対応を行っている。（学生課） ・各学科・専攻では、独自にOB・OGのリストやMLを整備（例：工芸科（染織、ガラス造形）、芸術学科、先端芸術表現、楽理科）、Webサイトへの卒業・修了論文リスト・作品画像や展覧会情報の掲載（例：彫刻科、工芸科（鍛金）、美術教育、先端芸術表現科、文化財保存学、器楽（古楽）、楽理科、音楽環境創造科、音楽教育）等の取組がある。
【9】1－9. 附属図書館、大学美術館など学内共同教育研究施設を活用した教育研究をより一層充実させる。	【9－1】・附属図書館、大学美術館、演奏芸術センター、芸術情報センター等の学内共同教育研究施設を活用して、収蔵品やデータベースの授業活用等、教育研究の充実を図る。	・大学美術館に収蔵されている芸術資料は、文化財的価値が非常に高いもので、これらの収蔵品が、大学構内という身近な環境にあり、必要に応じて、主に収蔵庫内での閲覧や模写・模刻といった形で、本学の教育研究に活用することができるということは、本学の教育研究上特筆すべき点である。（閲覧85件（延べ839人、1,052点）、模写等92日間（延べ232人））これらの収蔵品については、収蔵品データベースを作成し、25,453件の作品情報、7,652画像を試験的に公開しており、閲覧や模写等を実施する際の作品選定に役立てられている。また、所蔵作品を教材として学芸員資格取得のための授業科目である「博物館学実習」の授業も行っている。 ・学生の自主的な学習を助けるために、大学美術館で有料で行う年4回の企画展についても、本学学生は学生証の提示により無料で観覧することができる。（平成18年度実績：延3,341名）また、本学の収蔵品だけでなく、特別展のために国内外から借り受けた作品についても、休館日を利用して展示室内において作品の模写を実施し（油画科、日本画、彫刻科）、展覧会事業を単に事業としてだけではなく、本学の教育研究に資するものとなるよう取組み、大学美術館の学習の場としての機能を十分に活用している。 ・また、大学美術館で実施する展覧会のうち大きなウェイトを占めるものの一つが、学生の教育研究成果の発表である。18年度は「版画研究室交流展」、「日本画第一研究室発表展」、「伝統とデザイン 国際交流デザイン展」、「陶芸企画展」、「卒業・修了作品展」、「atlas 展」、「事前審査展」、「Project the Projectors 2007先端芸術表現科 卒業・修了制作展」、「アートパスとりで」を大学美術館（本館、陳列館又は取手館）で開催した。＜教育研究に係る参考資料集：資料6参照＞ ・その他、取手アートプロジェクト「公開選考会」、取手「コミュニティーバス」ワークショップなどを大学美術館（取手館）で開催するなど、本学の教育や社会連携活動にも積極的に利用している。 ・附属図書館では、学生の自主的な学習を支援するために貴重資料データベースの公開、美術系オンラインデータベースの利用講習会（参加者15名）、書庫内ツアー等を開催している。また、館外への持ち出しが困難な資料を用いて授業を行う際には、館内のグループ演習室を使用している。（例：「日本音楽史Ⅰ演習」…準貴重書「楽家録」等を用いた。）

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
		・奏楽堂では、音楽学部・音楽研究科の公開試験や定期演奏会を行い、教育の成果を広く公開している。＜教育研究に係る参考資料集：資料8，9参照＞ ・また、演奏芸術センター開設科目として、「音楽情報プレゼンテーション」「創造の今日と未来」「劇場技術論」「コンサート制作論」「ホール音響概論」等を設け、必要に応じて、奏楽堂の設備を使用したり、奏楽堂で開催される演奏会を実習の素材として取り扱うなど、様々な形で活用している。 ・芸術情報センターでは、コンピュータ、映像メディアを使用した表現を行うための基本的な芸術情報処理の技術を学ぶための授業科目を開設するとともに、授業時間以外の一般開室時間には、学生が自主的な創作活動行うための場として、使用されている。
【10】2-1. 現在の学部・大学院連絡協議会を廃し、新しく大学院改善委員会を設置し、大学院修士・博士後期課程についての組織編成、指導体制を点検の上、改善を図る。	【10-1】・教育推進室大学院部会において、大学院の組織・研究分野等の分析、戦略的な計画立案等についての最も効果的な組織編成について検討する。	教育推進室大学院部会において、前年度に行った組織設置・改組についての検証結果を受けて、新たな組織整備を担当している映像研究科整備検討委員会との役割分担を明確にし、既設の大学院についての分析と改善について、検討を進めていく方針を決定した。（教育推進室大学院部会）
【11】2-2. 博士後期課程における学位授与学内制度等の見直しを行い、授与件数の増加を図る。	【11-1】・予備申請時の指導強化など、博士の学位授与件数の増加を図る。	・平成16年度より、博士号授与件数の増加に向け、審議専門委員による作品及び論文の審議検討（美術研究科）、博士後期課程在学生への指導の強化（音楽研究科）等の取組を継続しており、博士の学位授与件数は、着実に増加している。＜教育研究に係る参考資料集：資料11参照＞

II 大学の教育研究等の質の向上

(1) 教育に関する目標

②教育内容等に関する目標

中期目標	1. 各学部・各学科において明確なアドミッション・ポリシーを策定し、それに応じた学生受入れを実施する。 2. 実技教育による伝統継承と新しい芸術の創造という本学の目標をより高度に実現するため、弾力性に富んだ教育課程の再編成を行う。 3. 個々の学生の特性と志向を明確に把握し、その個性に応じた教育環境を整え、専門教育の深化と充実を図る。 4. 成績評価について信頼性、客観性を高める。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【12】1-1. 芸術文化の伝統継承にふさわしい人材に加え、新たな芸術文化創造に資する多様な能力と可能性を持つ人材を確保するために、入試方法の改善を図る。	【12-1】・入学者選抜方法等について日程や内容などを見直し、改善点等の検討を行う。	・本学の入学者選抜においては、多くの学科・専攻で実技試験が科されていることが特徴であり、その内容も様々である。各学科・専攻では、それぞれの方針に拠って試験内容等の見直しを行っているが、例えば、「地域格差、現役浪人の格差を無くすため、特殊なモチーフや画材を用いず、一般的なモチーフや画材を用いた試験となるようにした。（デザイン科）」、「都内予備校等からの情報収集を行うと同時に、日程変更における諸問題を検討している。（工芸科）」「従来では芸大受験を考えなかったような分野から志望してくる多彩な才能をもった受験生に門戸を開くため、1次試験では実技か小論文の選択制、2次試験では提出資料と面接で総合的に受験生の資質を判断する視点を導入した。（先端芸術表現科）」などの取組が行われている。
【13】1-2. 明確なアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、募集要項などにおいて具体的な教育方針、教育内容を公開する。	【13-1】・アドミッション・ポリシーの周知について、ホームページ等での公開方法を改善する。	・受験生が、事前に本学を理解することに資するため、従来より大学案内や本学のHPにおいて、各学科・専攻における教育内容、人材養成像等を掲載しているところである。また、多くの学科・専攻で、独自の公式HPを設置して、教育内容、施設・設備、教員、過去の入試問題、過去の卒業・修士論文等のテーマ等を紹介しているほか、独自のパンフレットや冊子を発行している学科・専攻もある。 ・映画専攻では、映画制作技術研究分野志望者を対象に10/7～9に説明会を開催し、入試概要説明、教育内容紹介、施設見学等に加え、模擬授業（映画制作実習）体験を行った。また、音楽文化学専攻、楽理科、音楽環境創造科では、はじめてのオープン・キャンパスを行い、200名ほどの参加者があり、当日の質疑応答内容をHPにも掲載し、受験生への周知を図っている。
【14】2-1. 各科毎の必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などのバランスを再検討するとともに、多様性に富むカリキュラムの充実を図る。	【14-1】・各学科毎に必要な必修科目、選択科目、教養科目、専門科目を見直し、バランスの良い教育課程整備について検討する。	・各学科・専攻において、より教育効果を高めるための教育課程や内容の見直し等を行っている。例えば、先端芸術表現科では、卒業要件の見直しを行い、平成18年度入学生から、共通科目の履修に関して、幅広い選択肢から各自の必要に即した履修が行えるよう改善した。また、芸術学科では平成17年から外国語科目の履修について変更を行ったため、学部1、2年生の共通科目の履修状況を調査するなど、変更後の影響についても検証し、問題がなかったことを確認した。平成18年度に改組した音楽研究科修士課程音楽文化学専攻（応用音楽学研究分野）では、学生の出身学部の違いに応じた授業内容となるよう科目のバランスを考慮し、配置した。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【15】2-2. 地域社会や学外機関と連携し、フィールドワークや調査研究、演奏やワークショップ等実践的な授業を教育課程に取り入れる。	【15-1】・取手市、台東区、足立区等の自治体等や法務省と連携し、フィールドワークやワークショップ等を通じて実践的な授業を行う他、各種プロジェクトも授業として取り込み教育の活性化を図る。	・美術学部・美術研究科では、専門科目の授業の一環として、学外の教育研究機関や企業、工房等の見学を実施しているほか、本学の所在する台東区、取手市、横浜市、足立区やその他の各地域とそれぞれ連携して、様々なワークショップやフィールドワークを行い、学生が創作者、演奏者あるいは教育者としての実践を積む場となっている。 ＜【4-1】、【6-1】及び 教育研究に係る参考資料集：資料4参照＞
【16】2-3. 学科・学部・研究科での交流プログラムを実施し、交流講座を増設する。	【16-1】・学科、学部、研究科等を超えた横の連携による交流授業や交流演奏プロジェクトなどを実施する。	・教養科目、外国語科目、専門基礎科目においては、学部を問わず受講が出来る「交流科目」を設けて幅広い選択が出来るように配慮している。また、一部の科目においては、学部生、大学院生を問わず受講を可能にしておき、縦横の交流・連携がはかれるようになっている。 ・特に取手校地においては、年に一度成果発表の場として開催する「アートパス」や、「取手アートプロジェクト」の実施を通じて、各学科・専攻間の垣根を越えた協働が行われている。 ・昨年度に引き続き、「藝大21 和楽の美・邦楽総合アンサンブル」は、演奏芸術センターが主催し、音楽学部・研究科の邦楽科・専攻全体で企画・出演し、美術研究科の大学院生が中心となって舞台空間及び映像を創作しており、音楽学部と美術学部の垣根を越えたコラボレーションが実現した。平成18年度は「今昔物語」から4話を選んでオムニバス形式で上演した。
【17】2-4. 大学美術館・演奏芸術センター・芸術情報センターの授業開設などによる実践的な教育参加を推進する。	【17-1】・大学美術館、演奏芸術センター、芸術情報センター等における授業により実践的な教育を行う。	・【9-1】を参照願う。
【18】3-1. 実技教育の特殊性を踏まえ、アトリエ・スタジオ・レッスン室・アンサンブル室など、一層の効果的な活用を図る。	【18-1】・既存のアトリエ、スタジオ、レッスン室及びアンサンブル室等の使用について効率的な活用を図るとともに、改修工事に伴い増加する部分についても効率的な活用を図るほか、共有スペース等の有効利用を検討する。	・平成16年度に竣工した総合工房棟には、授業の成果発表が行える展示スペースがあり、課題制作品の講評会や展示発表に活用されている。このような展示スペースは、取手校地を含む美術学部・研究科の各棟内に設けられており、授業の成果発表のみならず、学生によって自主的な展示やイベントが開催されて、教育的効果をあげている。 ・平成18年9月に開講した千住校地のスタジオについても授業時間外の学生の使用（録音機器使用については、原則として教員がいる場合のみ）を認めており、音楽環境創造科学生の録音技術の修練と音楽実技系学生の演奏の場として活用されている。また、千住校地開設による音楽環境創造科の移転に伴って生じた取手校地のスペースについては、先端芸術表現専攻の大学院生の制作スペースとして、有効活用することとし、学生の教育研究制作に寄与した。
【19】3-2. 様々なメディア、アーカイブ、ネットワーク等を活用した具体的で、実験的な授業の充実を図る。	【19-1】・3D及び2Dデジタル技術を活用した授業を行うとともに、ネットワークを活用した遠隔授業を検討する。	・芸術情報センターでは、コンピュータ、映像メディアを使用した表現を行うための基本的な芸術情報処理の技術を学ぶための授業科目を開設するとともに、授業時間以外の一般開室時間には、学生が自主的な創作活動を行うための場として、使用されている。 ・特にデザイン、建築、先端芸術表現、音楽環境創造、メディア映像の各科・専攻では、様々なメディア、デジタル技術を使用した授業が数多く行われている。 ・また、文化財保存学専攻で、世界遺産高句麗古墳壁画の超高品位デジタルアーカイブ構築と復元のための基礎実験を行うなど、デジタル技術を使用した創作に関する方面だけでなく、我が国の貴重な文化財の保存のためにデジタル技術を活用することも行っている。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【20】3-3. シラバスの記載方法、内容を充実させる。	【20-1】・教務委員会でシラバスの改善について検討する。	・美術学部教務委員会では、シラバスの作成方法を検討し、講師依頼時期、依頼方法、校正等総合的に勘案し、作成方法を整備した。 ・音楽学部教務委員会では、常勤教員のオフィスアワーのシラバスへの記載を徹底させた。
【21】4-1. 評価基準の明確化、成績分布データ作成など、成績評価制度の整備・充実を図る。	【21-1】・成績評価制度の見直しを行い、整備・充実を図る。	・成績評価基準については履修案内に掲載しており、各授業科目の成績評価方法についてはシラバスに記載するようにしている。 ・専門科目に関しては、例えば「卒業・修了制作の成績評価は、WIP展、事前審査展、最終審査展の各段階で、当科の全教員に採点されて、指導教員（主査）の評価と合わせて最終成績に反映されることにより、公平性、客観性を確保している。（先端芸術表現科）」、「レポートとペーパーテストのそれぞれの素点を単に足し算するのではなく、両方の長所を取り入れた採点をしている。（楽理科）」などの採点に関する工夫や、「学年担当教員が、学生ごとに個別に成績を通知し、併せて学生から意見を聞き、指導、アドバイスに生かしていく。（デザイン科）」などの成績評価を個別指導に反映する工夫など、各学科・専攻ごとに様々な取組を行っている。

II 大学の教育研究等の質の向上

(1) 教育に関する目標

③教育の実施体制等に関する目標

中期目標	1. 本学の目標である伝統継承並びに新しい芸術の創造それぞれの、教育課程・授業科目の特性に即した教員を配置する。 2. 学生の自主性、創造性を引き出す教育環境を整備する。 3. 多様な芸術・学術情報源へのアクセスを可能とする環境を整備する。 4. 教育の質を改善するための、全学的なシステムを構築する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【22】1-1. 各部局、学科が目的、特性、授業形態等を再検討の上、教育課程・授業科目の見直しを行い、それに即した教員配置を行う。	【22-1】・各学科の教育課程改善に応じた教員配置の検討を行う。	・平成18年4月の大学院映像研究科修士課程メディア映像専攻の設置と美術研究科修士課程先端芸術表現専攻の完成に合わせて教員配置を見直し、2教員を美術学部・研究科から映像研究科に配置換えしたほか、新専攻に必要な教員を獲得した。また、平成19年4月の大学院映像研究科博士後期課程設置に向けて、適切な教員配置の検討を行い、新たに映画理論等に関する教員を獲得することとした。
【23】2-1. 学生の意欲的な活動に対して学内規則の見直しなどを含めた柔軟な対応を図る。	【23-1】・学生の学外での展示や演奏等による発表について、積極的に支援する。また、アトリエ等の時間外使用について管理体制を整備し支援する。	・本学の外国人留学生の地域との交流や教育研究の成果の発表を支援するため、平成18年12月に東京芸術大学外国人留学生地域交流要項を制定し、学生支援室（留学生部会）が窓口となって支援を行っていくこととした。（学生支援室） ・教室、アトリエ、練習室については、校地、学部によって手続きが異なるが、原則として20時までの使用を認めており、学生の自主的な制作や練習の用に供している。
【24】2-2. 優秀な学生を顕彰するとともに、作品等を公開する場を確保する。	【24-1】・安宅賞、サロン・ド・プランタン賞など、優秀な学生の顕彰を行うとともに、新人紹介演奏会等作品の展示や演奏等発表の機会を広く確保する。	・本学では、学業優秀者を顕彰するために、安宅賞を始め、24の学内奨学金を設けている。また、優秀な成績を得て卒業・修了する者に対して、買上作品、サロン・ド・プランタン賞、芸大デザイン賞、アカンサス音楽賞を授与等している。これら各賞の平成18年度の受賞者は、164人である。また、奏楽堂での新卒業生紹介演奏会は、毎年各科の首席卒業者が出演する演奏会として、成績優秀者を顕彰している。その他、大学の所在する台東区、取手市から台東区長賞、取手市長賞として、優秀な学生が表彰されている。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料13参照＞ ・学内の各棟にある展示スペースを活用して、学内賞の受賞者の展示や授業課題制作品の展示を行っている。（例えば、絵画棟廊下ギャラリーでの俵賞及びセプテーニ賞受賞者展示、新人展、留学生展（版画専攻）、総合工房棟プレゼンテーションルームでの課題作品展示（デザイン科）など。） ・平成18年度から新たな試みとして、学生の制作活動の一端を学外に発信することを目的とする全学生を対象とした作品コンペを実施し、受賞者及び入選者の作品については、「藝大アートプラザ大賞入賞作品展」を開催(2/20-4/22)し、藝大アートプラザで展示・販売した。 ・平成17年度に第1回目を実施した「奏楽堂企画学内募集」についても、第2回を実施し平成19年3月17日に最優秀企画の「《想像作曲法》伊東光介の世界」を開催した。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【25】2-3. 学生の学外での研究創造活動を積極的に支援する体制をつくる。	【25-1】・学生が行う学外での研究創造活動（展示、演奏及びワークショップ等）に対して、積極的に支援を行う。	・学生が学内外で作品や演奏を発表することは、大学の教育研究成果の公開という意味だけではなく、芸術文化の社会への普及又は芸術家を目指す学生にとって今後の活躍の場を広げるためのきっかけづくりの場という意味もあり、大学としても積極的に推進している。 ・学内においては、大学会館、奏楽堂、大学美術館、美術学部・研究科の各棟に設けられた展示スペース等を使用した展示、演奏が数多く行われており、特に奏楽堂で実施する定期演奏会や大学美術館等で行う卒業・修了作品展、取手校地で行うアートパスなどは、教育課程とも関係した大規模な発表の場であり、毎年実施されている。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料5，6，7，8，9参照＞ ・学外については、学科・専攻（又は研究室）単位で、学外のギャラリーや美術館での展示を積極的に行っている。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料12参照＞（美術学部） また、学外からの演奏依頼は、芸術活動推進委員会を通して学生に積極的に参加を促した。平成18年度は、計158件の依頼演奏を行った。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料10参照＞（音楽学部）
【26】2-4. 学内外での学生のための展示演奏発表スペースをつくる。	【26-1】・学生のための展示、演奏の場を奏楽堂、大学会館や取手市など学内外において確保する。	【25-1】を参照願う
【27】3-1. 時代に即応したメディア機器やネットワーク環境を整備する。	【27-1】・メディア機器やネットワークシステムを更新し、より良い環境に整備する。	・入札形式でリース契約を行い、平成18年末までに全学対象のネットワークスイッチをATM方式からギガビットイーサ方式へと更新、工事を行った。これにより、保守期限が切れた機材、旧式の機材等を一扫し、安定したネットワーク環境下での運用が可能となった。（芸術情報センター）
【28】3-2. 大学美術館や附属図書館など学内各部局における芸術・教育資料の購入を進め、資料の充実・活用を図る。	【28-1】・芸術資料の収集を進め充実と活用を図るとともに、附属図書館において視聴覚資料の充実を進める。	・大学美術館では、主に退任される教員の代表作の寄贈を受けるとともに、卒業・修了生の優秀作品及び自画像の買上を行った。また、新蔵品の購入だけでなく、既収蔵品を修復も、芸術資料の充実という面にとって重要な意義がある。本年度は、歌川広重「名所江戸百景」の修復が、3年の時間をかけて完成し、次年度以降の公開に向けて準備を行った。（大学美術館） ・附属図書館の視聴覚資料は、各学部の附属図書館運営委員に選定を依頼し、DVD167点、コンパクトディスク207点を購入した。（附属図書館）
【29】3-3. 附属図書館の開館時間を延長し、教育の利便を図る。	【29-1】・平成17年度に実施した開館時間延長の試行を引き続き行い、サービス体制を検討する。	・上野校地附属図書館本館において、開館時間延長によるサービス体制の充実の検討を行うため、開館時間を1時間延長し、21時までとする試行を平成18年7月3日～14日及び平成19年1月15日～26日のそれぞれ平日の10日間実施した。（附属図書館）
【30】4-1. 教育方法、教材開発などを研究開発するFDのための組織を立ち上げ、効果的な教育効果をあげる芸術教育内容・方法を研究する。	【30-1】・教育推進室FD対策部会において教育効果を上げるFD活動について、引き続き検討を行う。	・教育推進室において、大学院教育振興施策要綱や大学院設置基準の改正への対応を検討し、同FD対策部会において、教育内容改善のための組織的な研修のあり方について検討を行い、公開授業（又は公開レッスン）による教員相互評価を平成19年度に試行することに決定した。（教育推進室FD対策部会）

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【31】4-2. 定期的に教育内容の検討を行い、その結果をフィードバックする仕組みをつくる。	【31-1】・教育内容の検討及びフィードバックのため、教育推進室の活動強化を図る。	・教育推進室は、本学の実学全般にかかわる事項の検討について所掌しているため、特定の事項については、専門部会を設けて、検討を行う体制を整えている。専門部会は、「全学教育計画部会」（教育内容等に関する事、教育の実施体制に関する事）、「教養教育部会」（教養教育に関する事）、「FD対策部会」（授業内容、方法等の改善・向上に関する事）、「専門教育部会」（専門教育（実技、発表会等）に関する事）、「大学院部会」（大学院教育に関する事）の5つとなっている。また、教育推進室長である理事（教育担当）は、各学部での問題を把握するため、各学部の教務委員会の議事要録を室の運営の参考として活用している。
【32】4-3. 講座制を超えた、水平的・横断的な教育研究のあり方を研究、弾力的な教育研究組織の検討を行う。	（平成18年度計画なし）	・音楽研究科の学科系大学院改組に伴い、本年度より新たにスタートした音楽文化学専攻では、各研究分野の枠内での研究・学習を継続・発展させるとともに、「アウトリーチによる音楽基礎教育の可能性」や「音楽文化研究：日本のうた」などの研究分野をこえた授業の設定、協力的な指導体制の構築などにより、弾力的な教育研究の実施を図った。
【33】4-4. 他大学、他機関との提携により教員の交流を実施する。	【33-1】・国内外の大学や研究機関等と共同研究等を通じて教員の交流を促進する。	・本学では、文化芸術振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならないという観点から、国内外の芸術家との交流や共同についても積極的に推進している。例えば、【1-1】に記載した海外の著名なアーティストや評論家、研究者等を招いた特別講演会等を実施、【4-1】に記載した様々な国際連携活動をつうじて世界各国の優れた芸術家等との人材交流・情報交換を推進している。 ＜教育研究に係る参考資料集：資料1，3参照＞
【34】4-5. 学生による授業評価を行うとともに、教員による相互評価について詳細に検討し、導入を図る。	【34-1】・学生による試行的授業評価を継続するとともに、教員による相互評価について検討する。	・大学生生活全般にアンケート「学生意識調査」を実施した。回答率は低かったが、学習・授業に関する設問に関しては、おおむね高い評価を得ていた。また、各部局及び各理事室にアンケート結果を通知し、自由記述欄での意見等を含め、各部局・室での活用を促した。（企画・評価室） ・音楽学部器楽科（ピアノ）においては、個人レッスン評価（ピアノ専攻学生だけでなく、副科履修学生も含む）の調査を行い、指導方法の見直しの参考とした。 ・教員による相互評価については、【30-1】を参照願う。

II 大学の教育研究等の質の向上

(1) 教育に関する目標

④学生への支援に関する目標

中期目標	1. 学習に関する環境や相談体制を整備する。 2. 学生の生活面における支援を充実させる。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【35】1-1. オフィスアワー制度の充実を図り、個々の学生に対応した支援体制を構築する。	【35-1】・オフィスアワーをシラバス等で周知し、教員と学生の密接な連携を図る。	・【2-1】に記載したとおり、専門実技（又は制作）等の専門教育については、日常的、適時的に教員と学生の双方向のコミュニケーションが密接にとられており、その他の学習上の支援を行うための取組も行っている。また、講義科目等についてもシラバスにオフィスアワー又は教員との連絡方法を掲載し、学生が教員に学習上の相談ができるように配慮している。
【36】1-2. 学生支援のための組織を設ける。	(平成18年度計画なし)	・昨年度、各部会の任務を明確に定め、体制を充実させたことにより、全学学生支援部会では、授業料免除者、奨学生等の選考において迅速な作業が可能となった。また、昨年度の試行を踏まえ、今年度から授業料徴収猶予制度の運用を開始した結果、前期分において248名の申請があり、延納159名、分納52名を許可した。後期分については、167名の申請があり、延納88名、分納37名を許可した。また、留学生部会では、平成18年12月13日、新たに「東京芸術大学外国人地域交流要項」（別添）を制定し、交流の目的、要件等を明確に定めることにより、国内の諸地域の要請に応えると共に円滑な交流を進める方策等を整備した。（学生支援室）
【37】1-3. シラバス内容の見直しを行い、その充実を図るとともに、データをデジタル化し、ホームページ等で公開し、学生への周知を徹底する。	【37-1】・デジタルデータ化されたシラバスの公開方法改善について検討する。	・本学の公式HPにおいては、各学科・専攻の概要が記載されており、さらに各学科・専攻が個別にページを開設している。個別のページにおいては、様々な案内が掲載されており、各科・専攻の特徴、カリキュラム、年間スケジュール、授業概要、技法の紹介、展覧会・演奏会案内など様々な形で、教育課程及び授業内容を周知している。
【38】1-4. 附属図書館の学習図書館・研究図書館としての機能を充実させる。	【38-1】・学生用図書において、視聴覚資料の充実を図り、学習図書館としての機能を高める。	・附属図書館の視聴覚資料は、各学部の附属図書館運営委員に選定を依頼し、DVD167点、コンパクトディスク207点を購入した。（附属図書館）
【39】2-1. セクシャルハラスメントの対策を強化する。	【39-1】・ハラスメント予防のための啓蒙活動を行う。	・学生生活上の問題（修学、進路、対人関係、ハラスメント、健康等）についての総合的相談窓口として、「学生相談室」を設置し、学生便覧への掲載及び掲示等により周知している。また、相談窓口の周知とハラスメントの防止に資するため、「どのようなことがハラスメントになるのか」などを解説したパンフレット「ハラスメントの防止に向けて」を別途作成し、配布した。
【40】2-2. 保健管理センターの機能を強化し、学生の健康管理等を促進する。	【40-1】・プライバシーを保てる診療室等の整備について検討をする。	・メンタルカウンセリングの来訪者のための入口を別にするなど、プライバシーが保てる診療室等を整備するため、学長裁量経費を配分し、保健管理センター改修工事を行った。（平成18年10月～平成19年2月）改修中は、大学会館内の集会室等に仮移転していたが、平成19年2月8日より、新しい診療室で業務を開始した。（学生支援室、保健管理センター）

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
	【40-2】・新たに開設するキャンパスへ看護師を配置する他、疾病予防について強化する。	・今年度、千住校地に看護師（非常勤）1名を配置した。（学生支援室、保健管理センター） ・インフルエンザ予防接種は、3年前から実施し、昨年は、教職員204名、学生223名であったが、今年度は更に接種者を拡げるため、各種会議、掲示等での告知の強化を図った結果、教職員209名、学生392名とより多くの者が接種を受けるに至った。一方、メンタルヘルス・ケアにおいても、附属音楽高校の要請により、今年度から保健管理センターで受付けるようになったが、現在まで5件の来所があり、附属音楽高校との連携で対処した結果、2件が治癒、その他も良好に処置が進んでいる。また、プライバシーが保てる診療室等の整備を図るため、保健管理センター改修工事（平成18年11月～平成19年1月）を行い、平成19年2月より同所において業務を再開した。（学生支援室、保健管理センター）
【41】2-3. 国際交流会館の増築など留学生の生活環境の整備・向上を図る。	【41-1】・「留学生のためのガイドブック」の見直し、再編集、周知方法を検討する。	・配布していた外国人留学生向けのガイドブックについて、本学の公式Webサイト上の留学生に有用な情報が記載されているページのURLや学生支援機構の各国語による留学生支援情報のページのURL、ビザ等に関する外務省のページのURLなどを新たに記載するなど、内容の見直しを進め、更新版を作成し、平成19年度配布の準備を行った。
【42】2-4. 学生の福利厚生を充実させる。	【42-1】・学生寮における廃棄物管理方法等について改善を図り、管理運営の在り方について検討を行う。	・学生寮の廃棄物物は、寮生にゴミの分別を徹底するよう指導強化を図り、粗大ゴミについては、昨年まで、年1回処分していたところを、今年度は3回行い、学生寮の住環境の整備を図った。（学生支援室、学生課）
	【42-2】・取手校地食堂の営業時間延長等を検討し、学生の利便性改善を図る。	・食堂の営業時間延長（現行営業時間は12時～14時）について、大学生協と協議した結果、今年度中に食堂の利用状況調査を行った。また、定食メニューの工夫、野菜サラダ、小鉢等をメニューに追加するなど、学生の利便性を図った。（学生支援室、学生課）
	【42-3】・キャンパス内における学生のリラクゼーションスペースの充実について検討を行う。	・上野校地学生課ロビー前に設置している学生用のパソコン、就職情報等の情報スペース、共用テーブル等の配置を見直し、リラクゼーションスペースを確保した。（学生支援室、学生課） ・平成18年9月に開所した千住キャンパスにおいて、学生及び訪問者のリラクゼーションスペースを確保した。また、各階階段脇のスペースにベンチ、1階事務室近くの展示スペースにソファ、椅子及びテーブルを配置した。 ・取手校地の学バスについて、平成17年11月からの1日に11便から14便へ増便に続いて、平成19年1月にさらに2便を増便し、学生の利便性の向上を図った。
【43】2-5. 学内外の奨学金についての情報伝達方法を確立し、積極的に支援する。	（平成18年度計画なし）	・前年度から実施した周知方法の改善の結果、ホームページのアクセス数が増加した。（平成17年8月→1,149件、平成18年8月→2,628件） ・また、「藝大奨学助成白書」（隔年発行）の編集に改良を加え、2006年度版を3月に発行した。（次回は平成20年度に発行予定）（学生支援室、学生課）

II 大学の教育研究等の質の向上

(2) 研究に関する目標

①研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	1. 教員個人から学部・学科を超えた分野横断的な研究活動、国際的な研究活動を通して、独創性と発展性に富む芸術表現活動を実現し、伝統の継承・新しい芸術の創造における世界的な研究拠点形成を目指す。 2. 国内外における芸術文化振興，社会貢献の拠点としての活動を促進する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【4 4】1－1. 個々の教員の研究創造を基盤とし，芸術文化の継承発展を強力に推進する。	【4 4－1】・教員それぞれの研究創造を推進し，伝統継承と発展に資する活動を行う。	・本学の教員は，作家，演奏家として個々に「表現者」「創造者」としても成り立っている者が多い。これらの教員の研究の成果すなわち，自己の技能，技量の研鑽の成果，自己の表現・新しい表現の追求の結果は，作品や演奏等として，展覧会や演奏会等の方法によって公表する場合は，論文・著書等による場合よりも一般的である。教員が「表現者」等として行う展覧会や演奏会等は，研究成果の発信としてだけではなく，文化芸術の普及活動としても大きな意味がある。 ・また，教員が個々に行う，展覧会や演奏会等（個展やリサイタル等）以外にも，学科・専攻等が企画して大学美術館等で行う展覧会，奏楽堂で行う定期演奏会，演奏芸術センター企画演奏会（① 藝大の響き：音楽学部各講座の枠を越えたインタラクティブな試み，② 奏楽堂シリーズ：音楽学部各講座の専門性，独自性を活かしたコンサートシリーズ，③ 藝大21：広いパースペクティブで「今」という時代を見つめる企画）などを通じて，学科・専攻としての組織的な研究の成果や，学科・専攻等の枠を越えた連携の成果を発信している。＜教育研究に係る参考資料集：資料6，8参照＞ ・特に藝大21シリーズの「和楽の美」は，邦楽総合アンサンブル（邦楽器演奏と能，狂言や日本舞踊によるコラボレーション）による演奏，演技と美術学部デザイン科制作の舞台美術による新たな芸術表現創造を目指した企画であり，平成14年度より継続的に実施しており，平成18年度は「今昔物語」を題材に制作した。また，平成17年度に実施した「日本の伝統・文化」カリキュラム開発を受けて，同副教材の研究・開発を美術学部・音楽学部が共同で実施した。 ・科学研究費，受託研究，共同研究等については，デジタル化に関すること，芸術作品の保存・修復に関することを中心に芸術と科学を融合させたテーマが多く採り上げられている。＜教育研究に係る参考資料集：資料14参照＞ ・特に「理想的な油絵具の研究」（油画技法・材料研究室とホルベイン工業株式会社の共同研究）では，既存の油絵具の物性を画家の立場と自然科学的立場から調査研究し，理想的な油絵具を作成し，それを芸大ブランドとして開発した。（平成19年5月予約発売開始）
【4 5】1－2. 常に新しい芸術表現を模索し，各分野が有機的に結合した創造活動を展開する。	【4 5－1】・音楽学部及び美術学部共同で上演の「和楽の美」など，新しい芸術表現のため，各分野を超えた取り組みを推進する。	・【4 4－1】を参照願う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【46】1-3. 芸術・科学の枠を超えた創造性と発展性に富む創造研究活動を促進する。	【46-1】・芸術と科学を融合させた創造研究活動を推進する。	・【44-1】を参照願う。
【47】1-4. 国際的な芸術交流の拠点として、世界各国との人材・情報交流を促進する。	【47-1】・イタリア、フランス、アメリカ、韓国等、世界各国の優れた芸術家等との人材交流・情報交換を推進する。	・【33-1】を参照願う。
【48】2-1. 大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターを活用した展示、演奏企画を促進する。	【48-1】・大学美術館における「ルーヴル美術館展」などの共催展、独自企画の展覧会開催や奏楽堂＝演奏芸術センターにおける「シューマンプロジェクト」などの演奏企画を推進し、研究成果の社会発信に努める。	・大学美術館における平成18年度各展覧会については、教育研究に係る参考資料集の資料6を参照願う。なかでも「エルンスト・バルラハ展」は、ドイツ表現主義を代表する彫刻家の世界で初めての大規模な日独共同プロジェクトによる回顧展であったこと、「ルーヴル美術館展」は、ルーヴル美術館所蔵の古代ギリシア美術及びその模刻を通じて、紀元前5世紀及び4世紀のアテネを中心とするギリシア古典期の人々の日常生活から精神世界までを、可能な限り今日の日本において考察する試みで、単なるギリシア美術名品展ではないこと、この2つの展覧会ともに、日独、日仏バイリンガルのカタログを編集し、両国の複数の研究者が対等の立場から論文を執筆・掲載したことが特筆される。 ・また、「国際交流デザイン展-東京・イギリス・韓国-」、「Japan & Korea 漆 arts exhibition」、「グッドデザイン50周年展」等も含め、学外の芸術家、研究者及び機関等と連携した発信も積極的に行った。 ・奏楽堂における平成18年度の各演奏会については、教育研究に係る参考資料集の資料8を参照願う。なかでも2006年に没後150年を迎えた作曲科ロベルト・シューマンをテーマに、音楽学部各科の連携・協力により実施した「シューマンプロジェクト」（全8回）は、歌曲、室内楽はもとより、演奏されるのが珍しいオペラ「ゲノフェーファ」（コンサート形式での上演）を含め、シューマンの音楽の全容が明らかになる貴重な機会であった。
【49】2-2. 様々な企画を推進し、研究成果を他の機関と協力しながら社会に発信する。	【49-1】・法務省やフランス、韓国等の芸術機関と協力し、研究成果の発信を促進する。	・本学では、大学美術館や奏楽堂等を活用して、様々な企画を実施し、必要に応じて、学外の芸術家、研究者及び機関等と連携している。＜【33-1】【48-1】を参照願う。＞あわせて、社会連携・地域連携プロジェクト等を通じた教育研究成果の発信にも努めている。＜教育研究に係る参考資料集：資料4参照＞ ・また、本学奏楽堂で平成17年9月19日に上演した森鷗外が翻訳した唯一のオペラ「オルフェウス」（グルック生誕200年を祝って、その誕生日である大正3年7月2日に上演が予定され、第一次世界大戦が勃発するなど不幸な事情が重なって幻の舞台となった作品）を完全収録したDVDを制作し、（株）紀伊國屋書店により発売・販売した。
【50】2-3. 研究成果を多様なメディアを通して社会へ発信するために有効な組織を策定する。	（平成18年度計画なし）	・従来より発行している紀要や各科・専攻等の年報等（【7-1】参照）、大学美術館や奏楽堂等での展覧会や演奏会（【33-1】【48-1】【49-1】参照）、本学公式Webサイトや広報誌「藝大通信」、藝大アートプラザの活用、社会連携・地域連携プロジェクト等をつうじた発信等、様々な形態により研究成果の発信に努めている。特に、平成19年4月より社会連携センターを設置することとし、これまで以上に社会連携・地域連携等の促進を図る組織体制を整えた。

II 大学の教育研究等の質の向上

(2) 研究に関する目標

②研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	1. 個人研究, 共同研究, 各種プロジェクト等, 研究内容に即した研究実施体制・研究環境の整備を図る。 2. 芸術創造に関する研究体制の多様化を促進し, 研究の高度化, 重点化を目指す。 3. 知的, 美的資産の創出・取得・管理・活用に関する具体的な方策を検討する。 4. 研究活動の状況・問題点を把握し, 研究の質の向上を図るシステムを機能させるとともに, 研究活動を評価し, 成果をフィードバックする具体的なシステムを考案する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【51】1-1. 全学的な視点から重点的に推進すべき教育研究を審議する体制を整備するとともに, それに従って, 学内における予算配分を公正かつ効率的に配分する。	【51-1】・学内における重点的な教育研究を企画立案する効率的な体制について検討する。	・本学では, 円滑な大学運営を行うために理事を補佐する理事室を置いている。研究推進室は, 本学の研究の発展に関する事項全般を所掌しており, その任務の1つめは, 「研究推進に係る基本方針の策定に関すること」(東京芸術大学理事室規則第2条別表より)である。平成18年度においては, グローバルC O Eの申請について, 学長, 担当理事を中心にヒアリング, 計画調書等の作成を指導した。
【52】1-2. 教員個人の学内外における研究創造活動を支援する体制を構築する。	【52-1】・ホームページを利用した, 各種助成金情報提供, 教員スタッフの活動状況発表等を推進する。	・学外連携・研究協力課ホームページでは, 教員の研究創造活動を支援するために平成17年度は150件, 平成18年度は124件の研究助成情報を掲載し, 同時に一斉メールで情報更新や締め切り間近などのお知らせを行って応募を促した。科学研究費補助金等以外に本年は, 次の事業に新たに採択された。 ○平成18年度芸術団体人材育成支援事業 「芸術系大学等教育研究機関」(文化庁) (7件) ○平成18年度東京芸術大学藝大フレンズ 助成金による助成事業(藝大) (8件) ・本学の公式HPにおいて, 従来, 冊子として発行していた「教員総覧」を平成18年7月より公開した。本学の教員総覧は, 教員の制作作品や舞台上での写真なども掲載していることが特徴である。また, 12月には, 本学附属図書館HPの教員アーカイブ及び教員の個人Webサイトへのリンクも設置し, 内容の充実を図った。(企画・評価室)
【53】1-3. 学科・学部・大学院の枠を超えた研究グループの編成法や全学的な支援体制に関する具体的な検討を行う。	【53-1】・現在学内で行われている学科, 学部, 大学院の枠を超えた研究グループ等の状況を確認し, 効率的な編成方法や支援について検討する。	・【51-1】に記載したとおり, 研究推進室が本学の研究の発展に関する事項全般を所掌しており, 学科, 学部, 大学院の枠を超えた研究成果の例としては, 「『日本の伝統・文化』の副教材の研究・開発委託」(従来の教科・科目の枠組みを超えて日本の伝統・文化について計画的・系統的な指導を実施し, 日本人としての自覚と誇りを養うとともに, 世界の多様な文化を尊重する態度や資質をはぐくむ教育を推進するための都立学校における学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」の副教材を研究・開発。音楽研究科音楽教育研究室, 音楽学研究室, 音楽学部音楽環境創造科, 美術研究科美術教育研究室, 美術学部工芸科漆芸研究室, 建築科による。), 「区民への文化芸術に関する影響度等の調査研究委託及び『光のおぼけ煙突』モニュメントの制作・展示」(足立区民の文化芸術に関する影響度等を調査研究するため, 東京芸術センター「天空劇場」においてクリスマスにちなんだ音楽イベントを開催し, 関連して「光のおぼけ煙突」モニュメントを東京芸術センター前広場に展示(冬季限定)し, 今後の区内文化芸術振興に資することを目的とする。美術学部彫刻科, 音楽学部音楽環境創造科による。)等が挙げられる。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【54】1-4. 附属図書館の開館時間を延長し、研究の利便を図る。	【54-1】・上野校地図書館本館において、平成17年度に引き続き開館時間延長の試行を実施し、研究の利便を図るサービス体制の検討を行う。	・上野校地附属図書館本館において、開館時間延長によるサービス体制の充実の検討を行うため、開館時間を1時間延長し、21時までとする試行を平成18年7月3日～14日及び平成19年1月15日～26日のそれぞれ平日の10日間実施した。（附属図書館）
【55】2-1. 全学的な重点テーマに関する横断的なプロジェクトを立ち上げ、そのための専用スペースを用意する。	【55-1】・120周年記念事業や社会連携等のための専用スペースを確保する。	・平成19年度の大学美術館及び奏楽堂の使用計画作成に当たっては、120周年記念事業における使用を優先的に割り振った。
【56】2-2. 優れた業績をあげている研究創造や特色ある研究創造を支援する体制を整え、重点的な資金配分等を行う。またその成果の公表を大学美術館や奏楽堂などで定期的に行えるようにする。	【56-1】・優れた研究創造や特色ある研究創造を支援するための資金配分について検討する。	・学長裁量経費については、各部局の枠を超えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、教育研究内容・体制の改善充実及び国際交流の推進することを目的とするプロジェクトへの優先的な配分や、学長発信プロジェクトとして「芸術分野の評価の在り方評価方法に関する研究」、「本学における知的財産戦略に関する研究」、「地方公共団体と連携して行う学外拠点形成プロジェクト」、「児童生徒を対象とした早期英才教育の在り方プロジェクト」の教育研究テーマを設定し、学内公募の上、学長のリーダーシップによる各プロジェクトの特色に応じた戦略的な配分を行った。（資料編1-1, 1-2参照）
【57】2-3. 企業等からの特別研究員、外国人研究者、外国人芸術家、他機関の専門スタッフなどの積極的な受入体制を整備し、研究開発、発信能力の向上を図る。	【57-1】・リエゾン組織の設置について検討する。	・理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より「社会連携センター」として整備し、社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を行えるよう体制を強化することとした。
	【57-2】・企業等からの特別研究員等の受入れを検討する。	・各部局で取扱いが異なっていたため、新たに「東京芸術大学外国人客員研究員規則（平成18年11月20日制定）」を定め、本学で研究を行うことを希望する海外の研究者の円滑な受入が行える体制を整備した。 ・特別招聘教授制度について検討を行い、「特別招聘教授の業務の委嘱に関する取扱要項」を定め、平成19年度より招聘を行えるように体制を整備した。これにより、本学の教育研究等にとって極めて有為と考えられる国内外の著名な芸術家、研究者を一定期間雇用して本学の教育研究の充実を図る制度を構築した。 ・また、プロジェクト研究等の大学が行う特定の研究に関して、研究体制の充実を図るため、非常勤の研究職ポストとして「特任研究員」を設置し、企業等から大学が行う特定の研究に関して常勤教員と協同して研究業務に従事する者を雇用できるように整備した。
【58】3-1. 知的、美的資産の創出・活用に関するプロジェクトを全学的問題として立ち上げ、シンポジウム開催などを通じて、著作権の国際ルール作りなどの問題を検討、解決策の提言などを行う。	【58-1】・知的財産戦略について学長プロジェクトとして検討する。	・東京芸術大学としてあるべき知的財産戦略の策定に資するため、アンケート形式で学内調査を行うとともに、学外の専門家を招いて勉強会を実施した。また他大学（九州大学・弘前大学）の実態調査を実施した。今後、知的財産に関する本学の現状を把握し、課題を整理し、知財戦略策定に向けた提言を行うこととしている。（研究推進室）

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【59】3-2. 教育現場においても著作権に関する全学的な授業科目を、教養教育委員会などを活用して立ち上げ、著作権の知識や著作権保護意識の徹底を図る。	【59-1】・著作権に関する授業の充実を検討する。	・知的財産研究の専門家による授業「知的財産とデザイン」を集中講義で行ってきたが、学部では通年授業の「デザイン原論」、大学院では新設授業の「デザインプロジェクト」に取り入れ、より具体的な知識を深めた内容となる授業とする。(デザイン科) ・福井健策氏による芸術運営論1「著作権」を引き続き開講した。(音楽環境創造科)
【60】4-1. 点検評価委員会を拡充した評価室(仮称)を設置し、研究活動の状況・問題点を把握した上で研究活動の質的向上を図る。	【60-1】・企画・評価室における研究活動の検討について充実を図る。	・企画・評価室で、平成16,17年度に行った年度途中での年度計画の進捗状況の確認方法を見直し、新しい方法により行うこととした。また、自己点検・評価のための基礎資料を収集するため「自己点検・評価のための総合的な情報収集について(通知)」を全学に通知し、情報収集への協力を依頼した。(企画・評価室)
【61】4-2. 競争的資金を獲得した教員のための共同利用スペースを用意するなど、優れた教員に対する支援制度を検討する。	【61-1】・優れた教員に対する間接・直接の支援制度について再検討する。	・間接経費の活用方法については、一般管理経費50%, 教育研究経費50%(内、競争的資金等を獲得した教員へ25%)として運用しているが、競争的資金や外部資金に関連する間接経費・オーバーヘッドの獲得・配分については、内部補助という観点からも、競争的資金を獲得した優れた教員に対するインセンティブという観点からも非常に重要な意味を持つため、引き続き検討する。(会計課)

II 大学の教育研究等の質の向上

(3)その他の目標

①社会との連携，国際交流等に関する目標

中期目標	1. 芸術大学としての特色を生かした，教育面・研究面での社会貢献，国際交流を促進する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【62】1-1. 両学部，大学美術館，奏楽堂＝演奏芸術センターにおいて様々な企画を推進し地域の芸術文化向上，生涯学習に資するとともに，自治体や学外機関等と共同して保存修復支援，様々なレベルでの芸術教育提供・支援，芸術鑑賞提供・支援等に積極的に取り組む。	【62-1】・本学の資源を活用し，展覧会，演奏会，公開講座，保存修復支援などを行うほか，取手市，台東区，足立区等の自治体等と共同して展覧会・演奏会を開催し，社会連携を推進する。	・本学においては，キャンパスが所在する台東区，取手市，横浜市，足立区を始め，その周辺地域を中心に様々な日本の諸地域において，芸術文化向上，生涯学習に資する芸術教育提供・支援，芸術鑑賞提供・支援等に積極的に取り組んでいる。＜教育研究に係る参考資料集：資料4参照＞ ・なかでも，平成11年より市民と取手市，東京芸術大学の三者が連携して行っているアートプロジェクトである「取手アートプロジェクト(TAP)」には，芸術家やアートマネジメントなどの人材育成と地域文化の振興を推進している。平成18年のテーマは「一人前のいたずら——仕掛けられた取手」で，11月11日～26日の金・土・日・祝の9日間取手市内各所で展示，演奏，パフォーマンス等のイベントを実施した。また，イベント期間中以外も，TAPサテライトギャラリーでの展示やアーティストの学校派遣などを行っており，本プロジェクトは，本学の取手市との連携活動の中核をなす活動となっている。取手校地の学生を中心に多くの学生が運営への参画，企画への参加などしている。（平成16年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」採択（平成16～18年度），平成18年度文化庁「文化芸術による創造のまち」支援事業，平成18年度地域づくり表彰国土交通大臣賞受賞） ・平成18年9月の音楽学部千住校地開設に伴い，「足立区と国立大学法人東京芸術大学との相互協力に関する協定書」，「同連携・協力に関する覚書」を締結し，地域活性化のための連携事業が円滑に実施できるようにしたところでもあり，シンポジウム，演奏会，展覧会，文化講座等の実施だけでなく，区内の教員のリカレント教育，モニュメントの制作，デザインプロジェクトなど幅広い地域貢献活動を展開した。 ・また，平成18年度の公開講座は，全38講座（美術学部33，音楽学部3，芸術情報センター2）を開講し，延べ開講日数272日，受講者数892名であった。本学の公開講座は，実際に制作を行うこと，演奏することを主としており，本学が持っている専門的・総合的芸術教育機能を活用し，広く社会に学習の機会を提供するものとなっている。＜教育研究に係る参考資料集：資料15参照＞
【63】1-2. 大学美術館，附属図書館，奏楽堂等の広報情報発信を統合する情報発信システムを芸術情報センターを中心として整備し，学内芸術情報を整備するとともに，情報発信を促進する。	【63-1】・附属図書館，芸術情報センター，写真センターの連携システムについて検討する。	・芸術情報センター運営委員会及び芸術情報センター業務部門の構成員として附属図書館の運営委員や附属写真センター長を加えており，3組織間の相互連携が図れるよう体制を整えている。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【64】1-3. ボランティア活動等の社会活動への参加を学生に奨励・支援していく。	【64-1】・東京国立博物館における学生ボランティアによるギャラリートーク等を奨励し、支援する。	・平成15年度より東京国立博物館と行っている連携事業である「学生ボランティアギャラリートーク」は、将来、美術館・博物館で学芸員として働くことに関心を持つ本学学生の実地研修の一つの機会となっている。本年度も同博物館の特別展「仏像 一木（いちぼく）にこめられた祈り」において、日本・東洋美術史研究室、工芸史研究室的大学院生6名が、各人5回ずつ20分間の解説を行なった。この他にも、国立西洋美術館の特別展「ベルギー王立美術館展」（平成18年9～12月）のカタログ執筆、東京国立博物館の特別展「仏像」（平成18年10～11月）、「マーオリ」（平成19年1～3月）の実務補佐として大学院生（西洋美術史研究室）が参加した。
【65】1-4. 現職芸術系教員のリカレント教育など社会人の受入れを促進するとともに、その受入れの窓口を整備する。	【65-1】・社会人の受入れを促進するとともに、窓口整備についての検討を推進する。	・委託生、科目等履修生として、芸術系の現職教員の受入を行っているほか、下記のようなリカレント教育を実施した。 ○伝統音楽研修会（文部科学省と共催。小・中・高の音楽教員のための邦楽実技研修会。全国から105名が参加） ○取手市との交流事業における小・中学校教諭のブラッシュアップ研修会（取手市内の52名が参加） ○邦楽実技研修会（足立区との連携事業。足立区の小中学校の音楽教諭を対象とした音楽教育支援） ○「ピアノ・レスナーズ・クリニック～ピアノ教師のためのレクチャーとワークショップ～（全2回）」（足立区との連携事業。足立区内のピアノ指導者が対象）
【66】1-5. 様々な自治体、企業、各機関との連携のもと積極的に大学の人材、資産を活用できるように体制を整備する。	【66-1】・学科等で行われている取手市や台東区などと連携した活動に、より包括的・効率的に対応できる体制について検討する。	・平成4年6月1日に締結した「取手市と東京芸術大学との芸術・文化に関する覚書」を「取手市と東京芸術大学との連携に関する協定書」に締結（平成18年8月8日）しなおし、より包括的に連携に対応できる体制にした。 ・常磐線沿線4区（台東・荒川・足立・葛飾）4市（松戸・柏・我孫子・取手）と東日本旅客鉄道（株）東京支社からなる「JOBANアートライン協議会」に参加し、アートによる地域の活性化に協力することになった。 ・平成18年9月の音楽学部千住校地開設に伴い、地域活性化のための連携事業を円滑に実施するため、「足立区と国立大学法人東京芸術大学との相互協力に関する協定書」、「同連携・協力に関する覚書」を締結（平成18年8月30日）し、音楽学部では足立区との多様な連携事業の企画・立案・調整を行うとともに、その連携事業の効果等を調査研究するため、千住校地にアトリエゾンセンター（ALC）を置いて、各種の事業を実施した。 ・まちづくりの幅広い分野において、産学官の交流と事業化支援機能を深めることにより、大学と地域及び大学間の連携協働を促進することを目的とした「大学コンソーシアム柏」に、オブザーバーとして参加した。 ・以上のような、社会連携・地域連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を行えるよう体制を強化するため、理事室の一つである社会連携推進室を事務部門の学外連携・推進課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より「社会連携センター」として整備することとした。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【67】1－6. 国内外の芸術系大学や芸術研究機関との連携・交流を推進し、相互の資源交流を行うプロジェクトについて検討する。	【67－1】・イタリア、フランス、韓国や東京国立博物館等、国内外の芸術系機関等との連携・交流プロジェクトを推進する。	・【33－1】【48－1】【49－1】を参照願う。
【68】1－7. 外国人研究者と留学生受入れを促進するとともに、地域と連携したアーティスト・イン・レジデンスなどの新しい仕組みを持った受入体制を整備する。	【68－1】・アーティスト・イン・レジデンスなどの受入体制整備を検討する。	・【57－2】を参照願う。 ・また、美術学部では、国際的に第一線で活躍するアーティスト・研究者を招聘し、広く学内外の教員・研究者・大学院生の参加により行うアーティストインレジデンス（AIR）事業を実施しており、平成18年度には、ウィリアム・トッド・リース、アデミデ・アデルシ＝アデルイ、太田佳代子、下河辺淳、八束はじめの各氏を招聘した。
【69】1－8. ユネスコ等の国内外の諸機関とも協力し、芸術による国際協力を推進する。	（平成18年度計画なし）	・パリにあるユネスコ本部における本学附属音楽高校オーケストラによるコンサートの開催準備を行った。当該コンサートでは、世界で紛争や貧困に苦しむ子どもたちのために平和を願う祈りが込められ、コンサートを通じて募金活動も行われる。芸術の道を志す若者が国際的な舞台で文化の交流を行う機会となるとともに芸術による国際協力にもなる活動として、創立120周年事業の一環として行うものである。

II 大学の教育研究等の質の向上
(3)その他の目標
②附属病院に関する目標

中期目標	記載事項なし
------	--------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
記載事項なし	記載事項なし	記載事項なし

II 大学の教育研究等の質の向上

(3)その他の目標

③附属学校に関する目標

中 期 目 標	1. 教育基本方針 1) 将来の優れた演奏家や作曲家を育てるべく、専門実技などの音楽専門科目の早期教育を行い、音楽理論・音楽史などの音楽科目とともに、普通科目の教育や特別教育活動を通して、高い教養と、魅力的な人間性の涵養に努める。 2) 学校運営について、学外からの意見を積極的に活用し、柔軟かつ機動的な意思決定を可能とする仕組みを取入れるように努める。
------------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【70】1-1. 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策		
1) 優れた音楽家育成のため、音楽学部と附属高校の有機的連携をより一層強化し、教育効果の向上を図るため、次の事を行う。	1) 優れた音楽家育成のため、音楽学部と附属高校の有機的連携をより一層強化し、教育効果の向上を図るため、次の事を行う。	・「ピアノ初見アンサンブル」の授業の一部を平成17年度に引き続き大学教員が担当し、附属高校常勤教員と教育面で連携した。具体的には、各学年2グレード、計6クラスに分け、それぞれに要求される技術課題を与え、より応用の利く、また、より深く考察が出来る実力を身につけさせるための工夫を行った。更に、基本技術の低い生徒数人に対し、大学教員が標準授業時間以外に授業を行い、効果を確認した上で、平成19年度より非常勤講師を含むすべての教員が追加授業を行うこととした。また、十分な実力を持つ生徒に対し、更に高度な課題を研究することを決定した。
・ソルフェージュ教育研究会を活性化し、大学学部と附属高校の教育研究面での連携を推進する。	【70-1】・音楽史の授業の一部を大学学部の教員が担当することで、さらに高大連携を推進する。	・大学教員（楽理科）が音楽史（第2学年）の授業を担当（後期は担当教員交代）することにより、授業内容の充実と、高大連携を促進した。（附属高等学校）
・ソルフェージュ教育研究会を活性化し、大学学部と附属高校の教育研究面での連携を推進する。	【70-2】・ソルフェージュ教育研究会を活性化し、大学学部と附属高校の教育研究面での連携を推進する。	・ソルフェージュ教育研究会を活性化し、音楽学部と附属高校の教育研究面での連携を推進するために小委員会を設置し、具体案を検討するための会議を3回行い、以下の点について検討した。 1. ソルフェージュ教育の方向性ーより自由で音楽性豊かな指導によるソルフェージュ教育について 2. 芸高入試におけるソルフェージュの合格判定基準について 3. ソルフェージュ非常勤人事について 又、専門実技とソルフェージュ教育との連携を図るために、音楽学部の作曲、声楽、器楽、邦楽の各科専攻教員に「専門実技がソルフェージュにもとめるもの」としてインタビューを行い研究紀要にまとめ、これからのソルフェージュ教育の研究課題として活用することとした。（附属高等学校）
・管弦楽教育において音楽学部オーケストラ委員会や指揮科などとの間で緊密な連絡を行い、指導体制及びカリキュラムの見直し・改善を図り、教育の質の向上に努める。	【70-3】・管弦楽教育において音楽学部オーケストラ委員会や指揮科などとの間で緊密な連絡を行い、指導体制及びカリキュラムの見直し・改善を図り、教育の質の向上に努める。	・3月の卒業式、及び4月の入学式の奏楽、ユネスコ平和祈念コンサートに向けて、音楽学部の弦、管、指揮の教員と詳細な打ち合わせを行い、合奏、分奏を初めとして、それぞれの場面での指導体制の充実を図った。（附属高等学校）

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【71】1-2. 学校運営の改善に関する具体的方策 ・附属音楽高等学校運営委員会の運営の見直しを行い、柔軟かつ機動的に意思決定を可能とする仕組みにする。 ・学校評議員制度等、学外からの意見を積極的に活用し、学校運営の向上と充実を図る。	【71-1】・附属音楽高等学校運営委員会の運営の見直しを行い、柔軟かつ機動的に意思決定を可能とする仕組みにする。 【71-3】・学校評議員制度等、学外からの意見を積極的に活用し、学校運営の向上と充実を図る。	・附属音楽高等学校運営委員会の規則について検討し、構成員を中心とした見直しを行い、平成19年度4月より施行することとした。（附属高等学校） ・学校評議員会を平成18年9月21日及び平成19年3月20日に開催し、以下の報告、及び意見を聴取した。 ＜報告＞平成18年度及び平成19年度入試について／保護者からの要望等について／ユネスコ公演について／法人化4年目を迎えるに当たって(中期目標・交流人事、外部への発信／外部評価) ＜意見聴取＞今後の入試について（試験科目等）／インターネット掲示板の対処について／海外修学旅行について／他 又、保護者の意見を聴取し集約したものを教員に配布し、意識の喚起を図った。（附属高等学校）
・音楽学部と連携・協力し、附属高校の在り方について検討するための組織を設置する。	【71-4】	・教育担当理事も含めた教員研究会において、現在活動を停止している「附属音楽高校の在り方検討委員会」の活性化について意見交換を行った。その後、教育担当理事、高校長、副校長で組織設置について検討した結果、当面は別組織ではなく、構成員等の見直しを行った附属高校運営委員会において附属高校の在り方についての検討も行うこととした。（附属音楽高等学校）
【72】1-3. 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策		
・本校の目的を達成するために、入学者選抜について、附属音楽高等学校運営委員会で入試科目、実施方法、実施期間等について多面的な調査検討を行う。	【72-1】・入学者選抜について、附属音楽高等学校運営委員会で入試科目、実施方法、実施期間等について多面的な調査検討を行う。	・附属音楽高等学校運営委員会において、補欠制度の導入(定員確保のため)、入試合否判定基準、入試科目の見直し等について検討し、平成19年度入試より、補欠制度の導入、及び合否判定基準の一部変更を決定した。（附属高等学校）
・全国的な少子化傾向、音楽専門教育の実施校の増加等にとまなない、全国各地から優秀な生徒の確保を図るため、学校説明会の開催、ホームページの充実など、附属高校に関する情報をさまざまな機能を通して提供し、生徒募集の強化を図る。	【72-2】・学校説明会の開催、ホームページの充実など、附属高校に関する情報をさまざまな機能を通して提供し、生徒募集の強化を図る。	・7月16日に全国から多数の参加者（約500名）を集めた学校説明会を開催した。 ・芸高独自のホームページを新たに作成した。また、メーリングリストによる副校長、事務方へのダイレクトな質問を行う場を設け、問い合わせに対応した。HPに関する充実を図った。 ・10月20日の定期演奏会では、吹奏楽が盛んな中学校に招待状を出し、生徒募集を強化した。（附属高等学校）

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
【73】1－4．公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修に関する具体的方策 ・普通科目担当の教員については、各都道府県及び他の国立附属学校との人事交流を積極的に推進する。教員研修の実施に当たっては、東京都教職員研修センターの資源を効果的に活用する。	【73－1】・普通科目担当の教員については、各都道府県及び他の国立附属学校との人事交流を積極的に推進する。 【73－2】・教員研修の実施に当たっては、全国国立大学附属学校連盟の研究会を効果的に活用する。	・普通科目(国語担当)の教員について、国立大学附属学校間の人事異動（本校教諭は東京学芸大附属校へ、本校へは筑波大附属校から）を行い、教員異動による活性化（人事交流）を推進した。（附属高等学校） ・全国国立大学附属学校連盟の研究会への参加を教員に呼びかけ、本年度は本校の養護教諭（同部会の理事）が参加した。（附属高等学校）
【74】1－5．教育研究活動成果発表の推進 ・研究紀要の発行を定期化し、附属高校の教育研究を内外に発表する。 ・定期演奏会、室内楽演奏会等の機会を強化し、附属高校の教育成果の公表に努める。	（平成18年度計画なし） 【74－2】・定期演奏会、室内楽演奏会等の機会を強化し、附属高校の教育成果の公表に努める。	・平成18年度以降、音楽科目、普通科目それぞれ一編ずつによる紀要(一冊)を毎年刊行するために担当部局順を決め、必ず発表することとした。平成18年度はソルフェージュ科目と社会科目でそれぞれ一編ずつによる紀要を刊行した。（附属高等学校） (1)オーケストラ ・昨年度に引き続き演奏修学旅行期間中の初日にコンサートを行った。今年は秋田県の国際ソロプチミストの主催による「秋田チャリティーコンサート」に出演した。（10月1日、秋田市内アトリオンホール） 【演奏曲目】モーツァルト：フィガロの結婚序曲，同：ピアノ協奏曲第9番K271，チャイコフスキー：弦楽セレナーデ，ラフマニノフ：2台のピアノのための組曲第2番，宮城道雄：さらし風手事，網守将平（本校作曲専攻生徒）：六重奏曲。 ・「定期演奏会」（10月20日(金)奏楽堂，観客：1,140名） 【演奏曲目】ドヴォルザーク：交響曲第8番，レスピーギ：リュートのための古い舞曲とアリア，バッハ：マニフィカト 指揮：鈴木雅明，尾高忠明 ・「卒業式」（3月10日，芸高201ホール） 【演奏曲目】ベートーヴェン：バレエ音楽「プロメテウスの創造物」序曲，グノー：バレエ音楽「ファウスト」。指揮：小田野宏之 (2)「室内楽等」 ・年4回のアカンサスコンサート(生徒企画の公開アンサンブル演奏会)を行った。（5月15日，7月10日，11月13日，12月18日） ・6月10日，東京音楽大学付属高等学校主催の交歓演奏会に第2学年ピアノ専攻生徒1名を派遣した。演奏曲目：武満徹：雨の樹素描，ショスタコーヴィチ：前奏曲集 op.34より，プロコフィエフ：「ロミオとジュリエット」より 「モンターギュとキャピュレット」 （附属音楽高等学校） 【74－5】・全国芸術高等学校長会の音楽小部会（全国音楽高等学校協議会）の理事校として，全国の音楽教育を推進する。
・全国芸術高等学校長会の音楽小部会(全国音楽高等学校協議会)の理事校として，全国の音楽教育を推進する。	【74－5】・全国芸術高等学校長会の音楽小部会（全国音楽高等学校協議会）の理事校として，全国の音楽教育を推進する。	・全国音楽高等学校協議会の理事校として随時小部会に出席し，全国大会開催のための準備・運営に携わった。11月17日，18日開催の同大会（平成18年度主幹：国立音楽大学附属高等学校）に，副校長はじめ，計5名の教諭が参加した。（附属高等学校）

II 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1. 教育方法等の改善

本学は、総合的芸術大学を目指して法人化前より映像・舞台芸術分野の教育研究組織を設置することを検討してきた。このうち、映像分野の教育研究組織として、大学院映像研究科修士課程映画専攻の設置計画が認められ、平成17年4月に開設し、引き続き映像研究科の組織整備充実に努めているところである。平成18年4月に設置した同研究科修士課程の第2の専攻であるメディア映像専攻においては、外部資金を原資とする講座（寄附講座）も設置し、コンテンツ産業を担う人材育成について、（株）電通と連携・協力を行っている。また、平成19年4月には同研究科に博士後期課程を設置することが認められたところである。現在、修士課程の第3の専攻としてアニメーション専攻の設置に関し、検討を行っている。なお、同研究科では、組織にこそ時限を付してはいないが、組織が常に活性化するように教員の任期を三年として可能な限り人材を流動化することとしている。

また、音楽学部音楽環境創造科の年次進行による大学院開設を機に、音楽研究科音楽学専攻を音楽環境創造科大学院相当研究分野も含め再編成し音楽文化学専攻として、平成18年4月に改組した。

2. 学生支援の充実

本学では、成績優秀者を顕彰するために、安宅賞をはじめ、24の学内奨学金を設けている。また、優秀な成績を得て卒業・修了する者に対して、買上作品、サロン・ド・プランタン賞、芸大デザイン賞、アカンサス音楽賞を授与等している。これら各賞の平成18年度の受賞者は、164人である。また、奏楽堂での新卒業生紹介演奏会は、毎年各科の首席卒業者が出演する演奏会として、成績優秀者を顕彰している。その他、大学の所在する台東区から台東区長賞、取手市から取手市長賞として、優秀な学生が表彰されている。

これらの顕彰の受賞は、学生の学習意欲の向上に資するものであると同時に、国内外で活躍する卒業生が、芸術家、作家、演奏家としてのプロフィールの一事項として記載していることから、学生の芸術家、作家、演奏家としてのキャリア形成に十分な価値を持つものとして、広く認識されていると言える。

さらに、平成18年度からの新たな取組として、学生制作活動の一端を学外に発信することを目的とする全学生を対象とした作品コンペを実施し、受賞者及び入選者の作品については、「藝大アートプラザ大賞入賞作品展」を開催(2/20-4/22)し、藝大アートプラザで展示・販売した。また、平成17年度に第1回を実施した「奏楽堂企画学内募集」についても第2回を実施し、平成19年3月17日に最優秀企画の「《想像作曲法》伊東光介の世界」を開催した。これらの新たな取組についても、顕彰制度と同様に、学生のキャリア形成の一端を担うことが期待できるものである。

また、平成18年度の学長裁量経費を配分し、保健管理センター改修工事を行い、メンタルカウンセリングの来訪者のための入口を別にするなど、プライバシーが保てる診療室等を整備したことが、学生の厚生補導の充実面では、特筆される。

3. 研究活動の推進

本学では、学長裁量経費を活用し、中期計画中に「芸術分野(美術・音楽)における評価・分析方法について調査検討し、評価基準の試案を策定する。」ことを目指しているが、平成18年度では美術分野での評価についてのワークショップ「芸術系大学・学部の評価のあり方ー評価の視点、尺度を考えるー」を行った。

本学は、毎年国際的な研究活動として国際交流展を開催しているが、今年は特に次の展示に力を入れて行った。

- ・エルンスト・バルラハ展：日独共同プロジェクトによる、ドイツ表現主義を代表する彫刻家の世界で初めての大規模な回顧展。
- ・ルーヴル美術館展：ルーヴル美術館所蔵の古代ギリシア美術およびその模刻を通じて、紀元前5世紀および4世紀のアテネを中心とするギリシア古典期の人々の日常生活から精神世界までを、可能な限り今日の日本において考察する試み。

上記2交流展とも単なる名品展ではなく、日独、日仏バイリンガルのカタログを編集し、両国の複数の研究者が対等の立場から論文を執筆・掲載した。

また、アラン・パスキエ氏（ルーヴル美術館 古代ギリシア・エトルリア・ローマ美術部門 部長）の講演会を「ギリシア陶器の絵物語 - ルーヴルのコレクションから - 」というテーマで学内において6月17日に行った。

また、音楽面でも毎年「芸大の響き（作曲家シリーズ）」、「和楽の美」などユニークな活動を行っているが、本年は特に、森鷗外が翻訳した唯一のオペラであるグルックの「オルフェウス」公演(大正3年7月2日に上演される予定が、第一次世界大戦勃発等の事情により幻の舞台となったものを平成17年9月19日に本学奏楽堂で上演したもの)を完全収録したDVDを制作し、（株）紀伊國屋書店より発売された。

産学協同研究としては、ホルベイン工業株式会社と共同で行ってきた新しい油絵具の開発が終了し、平成19年5月に発売の運びとなった。これは、油絵具の原点にまで遡った上で、日本人の感性にあった油絵具を開発したものである。

学外連携・研究協力課では、研究助成情報をホームページで紹介しているが、加えて新着情報の度に学内一斉メールによる配信を行い、教員の積極的な応募を促している。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

4. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

本学は常に社会に開かれた大学として、展覧会や演奏会等による教育研究成果、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開や、国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動に加えて、様々な受託研究、受託事業を行っている。それに応じるための組織としては各部局及び学外連携・研究協力課が担当していたが、一元的に対応できる組織として平成19年4月より社会連携センターを設置し、より一層の社会連携・地域貢献を図ることとした。(学外連携・研究協力課は社会連携推進課として改組し、センターの運営事務を担当することとした。)

社会連携・地域連携の実績としては、キャンパスが所在する台東区、取手市、横浜市、足立区を始め、その周辺地域を中心に様々な日本の諸地域において、文化芸術向上、生涯学習に資する芸術教育提供・支援、芸術鑑賞提供・支援等が挙げられる。特に、平成18年9月の音楽学部千住校地開設に伴い、足立区との連携によるシンポジウム、演奏会、展覧会、文化講座等の実施だけでなく、区内の教員のリカレント教育、モニュメントの制作、デザインプロジェクトなど幅広い貢献活動を開始した。

また、平成18年度の公開講座は、全36講座（美術学部31、音楽学部3、芸術情報センター2）を開講し、延べ開講日数272日、受講者数892名であった。本学の公開講座は、実際に制作を行うこと、演奏することを主としており、本学が持っている専門的・総合的芸術教育機能を活用し、広く社会に学習の機会を提供するものとなっている。

III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

IV 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 1 3 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 1 3 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし

V 重要財産を譲渡し、又は担保にする計画

中期計画	年度計画	実績
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	該当なし

VI 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
○決算において剰余金が発生した場合は、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	○決算において剰余金が発生した場合は、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備に関する計画			施設・設備に関する計画			施設・設備に関する実績		
施設・設備 の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備 の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備 の内容	決定額 (百万円)	財源
・小規模改修	総額	施設整備費補助金	・アスベスト 対策事業	総額	施設整備費補助金	・アスベスト対 策事業	総額	施設整備費補助金
災害復旧工事	1 6 8	(1 6 8 百万円)	・(上野)校舎 等改修(音楽)	6 2 8	(6 0 2 百万円)	・(上野)校舎 等改修(音楽)	3 3 4	(3 0 8 百万円)
			・小規模改修		国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (2 6 百万円)	・小規模改修		国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (2 6 百万円)
(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況

18年度予定額628百万円と決定額334百万円の差額294百万円については、平成19年度に繰り越し、継続して事業を行うこととした。

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
2 人事に関する計画 (1) 教員の任期制の導入 東京芸術大学における教育研究の活性化を図るとともに、社会に対して本学の教育研究水準の質的保証を図る観点から、大学教員に原則として任期制を導入する。 (2) 専門性のある事務職員の育成 高等教育機関としての専門的な業務に対応できるよう、資格取得者の採用などを含め高度な専門性をもった職員の育成に努める。 (3) 事務職員の研修計画 ① 職員の能力開発や意識向上を図るため、次の職員研修（外部研修を含む。）を実施するとともに、新たな研修企画の検討を実施する。 1) 新規採用者研修 2) 職種別研修，専門性研修 3) 語学研修 (4) 職員の人事交流 他大学や国立美術館等との人事交流を図り，職員の意識改革を図る。	2 人事に関する計画 (2) 専門性のある事務職員の育成 高等教育機関としての専門的な業務に対応できるよう、資格取得者の採用などを含め高度な専門性をもった職員の育成に努める。 (3) 事務職員の研修計画 ① 職員の能力開発や意識向上を図るため、次の職員研修（外部研修を含む。）を実施するとともに、新たな研修企画の検討を実施する。 1) 新規採用者研修 2) 職種別研修，専門性研修 3) 語学研修 (4) 職員の人事交流 他大学や国立美術館等との人事交流を図り，職員の意識改革を図る。	・国立大学法人会計基準に対応し，財務会計業務の強化を図るため，簿記の資格を有するなど簿記会計能力の高い者を採用し，適切に配置した。また，下記「(3) 事務職員の研修計画」の「2) 職種別研修，専門性研修」として，給与実務担当者研修，長期給付実務研修，会計事務研修に職員を参加させて，能力の向上に努めた。（総務課） ※【89-1】参照 ・東京医科歯科大学，お茶の水女子大学，東京海洋大学，国立情報学研究所と共同で事務系初任者研修を行った。（総務課） ・学生指導，給与実務，著作権等の外部研修，労働安全衛生関係の各種技能講習等に職員を参加させ，能力向上を図った。（総務課） ・放送大学を利用し，語学等の研修を行った。（総務課） ・文部科学省，国立美術館，日本学生支援機構と人事交流を行った。（総務課）

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み
28,541百万円（退職手当は除く）

(参考1)

平成18年度の常勤職員数 153人
また，任期付き常勤職員数の見込みを176人とする。

(参考2)

平成18年度の人件費総額見込み
4,873百万円（退職手当は除く）

(参考)		平成18年度
(1) 常勤職員数		153人
(2) 任期付き常勤職員		179人
(3) ①人件費総額（退職手当を除く）		4,881,505,699円
②経常経費に対する人件費の割合		66.87 %
③外部資金により手当てした人件費を除いた人件費	〔 4,846,001,940円 〕	〔 67.49% 〕
④外部資金を除いた経常経費に対する上記③の割合		
⑤標準的な常勤職員の週当たりの勤務時間として規定されている時間数		40時間

IX その他 3 中期目標期間を超える債務負担

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
中期目標期間を超える債務負担を要するものはない	記載事項なし	該当なし

X その他 4 災害復旧に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
平成16年10月に発生した台風22号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。	記載事項なし	該当なし

○ 別表（学部・学科、研究科の専攻等）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (名)	収容数 (b) (名)	定員充足率 (b)/(a)×100(%)
美術学部 絵画科	320	338	106
彫刻科	80	82	103
工芸科	120	134	112
デザイン科	180	184	102
建築科	60	66	110
先端芸術表現科	120	129	108
芸術学科	80	87	109
音楽学部 作曲科	60	65	108
声楽科	216	231	107
器楽科	392	451	115
指揮科	8	10	125
邦楽科	100	110	110
楽理科	92	97	105
音楽環境創造科	80	85	106
学士課程計	1,908	2069	108
美術研究 修士課程 絵画専攻	82	131	160
彫刻専攻	30	36	120
工芸専攻	56	70	125
デザイン専攻	44	57	130
建築専攻	24	47	196
先端芸術表現専攻	48	59	123
芸術学専攻	42	46	110
文化財保存学専攻	36	44	122
音楽研究 修士課程 作曲専攻	18	15	83
声楽専攻	40	62	155
器楽専攻	86	122	142
指揮専攻	6	4	67
邦楽専攻	18	21	117
音楽学専攻	15	20	133
音楽文化学	35	40	114
映像研究 修士課程 映画専攻	64	64	100
メディア映像専攻	16	16	100
修士課程計	660	854	129

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (名)	収容数 (b) (名)	定員充足率 (b)/(a)×100(%)
美術研究 博士後期 美術専攻 科 課程 文化財保存学専攻	65 30	120 25	185 83
音楽研究 博士後期 音楽専攻 科 課程	45	106	236
博士後期課程計	140	251	179
別科	80	40	50
音楽学部附属音楽高等学校 学級数 3	120	127	106
合計	2,908	3,341	115

○ 計画の実施状況等

<学士>

○音楽学部器楽科

志願者が多く、入学定員を（18年度1名、17年度12名、16年度16名、15年度5名）上回って入学者を受け入れており、かつ、修業年限を超えて在籍している者（16名）がいるため、収容定員を上回っている。

○音楽学部指揮科

入学定員が2名と少なく、年によっては入学定員を1名上回って入学者を受け入れているため、収容定員を上回っている。

<修士課程>

○美術研究科（修士課程）絵画専攻

志願者が多く、入学定員を（18年度24名、17年度21名）上回って入学者を受け入れており、かつ、修業年限を超えて在籍している者（4名）がいるため、収容定員を上回っている。

○美術研究科（修士課程）彫刻専攻

志願者が多く、入学定員を（18年度3名、17年度3名）上回って入学者を受け入れているため、収容定員を上回っている。

○美術研究科（修士課程）工芸専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度6名，17年度6名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（2名）がいるため，収容定員を上回っている。

○美術研究科（修士課程）デザイン専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度5名，17年度4名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（4名）がいるため，収容定員を上回っている。

○美術研究科（修士課程）建築専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度9名，17年度8名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（6名）がいるため，収容定員を上回っている。

○美術研究科（修士課程）先端芸術表現専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度4名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（7名）がいるため，収容定員を上回っている。

○美術研究科（修士課程）文化財保存学専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度5名，17年度3名）上回って入学者を受け入れているため，収容定員を上回っている。

○音楽研究科（修士課程）作曲専攻

志願者は多いが，入学試験の結果合格する者が少なく，入学定員を満たしていないため，収容定員を下回っている。

○音楽研究科（修士課程）声楽専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度1名，17年度3名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（18名）がいるため，収容定員を上回っている。

○音楽研究科（修士課程）器楽専攻

修業年限を超えて在籍している者（41名）がいるため，収容定員を上回っている。

○音楽研究科（修士課程）指揮専攻

志願者が少なく，入学定員を満たしていないため，収容定員を下回っている。

○音楽研究科（修士課程）音楽文化学専攻

（平成18年4月音楽学専攻を改組し，音楽文化学専攻を新設）

志願者が多く，入学定員を（5名）上回って入学者を受け入れているため，収容定員を上回っている。

＜博士後期課程＞

○美術研究科（博士課程）美術専攻

志願者が多く，入学定員を（18年度10名，17年度11名，16年度8名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（25名）がいるため，収容定員を上回っている。

○美術研究科（博士課程）文化財保存学専攻

志願者が少なく，入学定員を満たしていないため，収容定員を下回っている。

○音楽研究科（博士課程）音楽専攻

志願者が多く，入学定員を（17年度8名，16年度14名）上回って入学者を受け入れており，かつ，修業年限を超えて在籍している者（39名）がいるため，収容定員を上回っている。

＜別科＞

○大学別科

志願者は多いが，入学試験の結果合格する者が少なく，また併願者が合格した場合入学辞退があり，入学定員を満たしていないため，収容定員を下回っている。